

第五十一回 参議院地方行政委員会會議録第十二号

昭和四十一年三月二十四日(木曜日)
午前十時二十分開会

自治大臣官房参事官 宮沢 弘君

委員の異動

三月二十三日

辞任

白木義一郎君

補欠選任

二宮 文造君

出席者は左のとおり。

委員長 林田 正治君

理事 沢田 一精君
原田 立君

委員

小柳 牧衛君
高橋文五郎君
津島 文治君
天坊 裕彦君
占部 秀男君
鈴木 壽君
林 虎雄君
松澤 兼人君
松本 賢一君
二宮 文造君
市川 房枝君

自治大臣 永山 忠則君

政府委員 建設省住宅局長 尚 明君
自治大臣官房長 松島 五郎君
消防庁長官 松村 清之君

事務局側 常任委員会専門員 鈴木 武君

説明員

本日の会議に付した案件

○連合審査会開会に関する件

○地方税法の一部を改正する法律案(内閣送付予備審査)

○地方行政の改革に関する調査(最近の温泉地等における火災事件に関する件)

○委員長(林田正治君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

初めに、連合審査会開会についてお諮りいたします。

ただいま建設委員会において審議中の交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法案につきましては、連合審査会開会の申し出を行なうこととし、閉会の日時につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。さよう決することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(林田正治君) 異議ないと認めます。委員長は直ちにこの旨、建設委員長に申し出を行ないます。

○委員長(林田正治君) 地方税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。永山自治大臣。

○国務大臣(永山忠則君) ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案について、その提案の理由とその内容の概要を御説明申し上げます。

地方税につきましては、最近の数次にわたる改正により、地方財政の実情を考慮しつつ、極力住民負担の軽減をはかってまいりましたのであります

が、なお個人の住民税等について住民負担の軽減、合理化につとめる必要があると存じます。ただ、明年度の地方財政の状況を見ますと、国庫予算の増加に伴う公共施設の充実、社会保障の拡充等のための負担の増加、地方公務員の給与改定に伴う給与費の増加等による経費の増高を避けることができないのにかかわらず、最近における経済の不況を反映して、地方税の自然増収の割合は著しく鈍化する見込みであり、また経済の不況と国税の減税により地方交付税の自然増収も見込まれないため、これら増高する経費を十分にはまかなうことができない状況にあります。このため別途地方交付税率の引き上げをはかるとともに、昭和四十四年度限りの措置として臨時地方特例交付金を交付する等の財政措置を提案しているような次第であります。したがって、明年度の地方税制の改正にあたりましては、このような実情を考慮いたしまして、個人の住民税、個人の事業税、料理飲食等消費税等について負担の軽減をはかるとともに、固定資産税及び都市計画税の負担の調整、ゴルフ場の娯楽施設利用税の税率の引き上げ等の負担の合理化をはかることを中心として、所要の改正を行なうこととしたのであります。

次に、以下順を追って、地方税制の改正の概要について御説明申し上げます。

第一は、道府県民税及び市町村民税についてであります。まず、個人の道府県民税及び市町村民税につきましては、負担の軽減をはかるため、基礎控除及び扶養控除をそれぞれ一万円、専従者控除を青色申告者については二万円、白色申告者については一万円引き上げるとともに、配偶者控除を創設して配偶者につき八万円の控除を行なうこととしました。この各種控除の引き上げ等に伴い、個人の道府県民税の税額控除の特例は廃止することとしております。また、障害者、未成年者、老年者または寡婦についての非課税の範囲を、年所得二十四万円までに拡大いたすことにしております。

なお、納税者の負担の合理化をはかるため、退職所得については、他の所得と区分し、退職した年の一月一日現在の住所所在の道府県及び市町村が課税することとしたしました。この場合において退職所得について適用される税率は、現行の標準税率を一定税率として法定し、その税額は、当分の間、算出税額からその一割に相当する金額を控除した額とすることとしております。

次に、法人の道府県民税及び市町村民税につきましては、明年度における法人税法の改正におきまして、法人税の税率の引き下げと法人税額の控除を行なうこととされておりますが、これにより法人税制の標準税率を百分の五・八に、市町村民税法人税制の標準税率を百分の八・九にそれぞれ改正するとともに、法人税制の課税標準である法人税額は、法人税における税額控除前の法人税額によることとしたしました。

第二は、事業税についてであります。まず、個人の事業税につきましては、個人事業者の負担の軽減をはかるため、事業主控除を二十五万円に引き上げるほか、専従者控除を青色申告者については二万円、白色申告者については一万円を、それぞれ引き上げることとしたしました。

次に、法人の事業税につきましては、法人税の取り扱いに準じて、更正の請求をすることができず期間を一月から二月に延長するとともに、いわゆる粉飾決算の場合における更正により減少する法人事業税について五年間繰り越し控除を行なうこととしたしました。

第三は、不動産取得税についてであります。不動産取得税につきましては、まず、非課税の範囲

を拡大するほか、医療施設の病棟部門が耐火建築物である場合等における課税標準の算定について特例を設け、負担の合理化をはかることとした。

次に、生前贈与により取得する農地及び採草放牧地の不動産取得税について納期限を延長するとともに、贈与者または受贈者が死亡したときにはその納税義務を免除することとした。

さらに、土地の取得後一年以内にその土地の上に住宅を新築した場合において、土地の価額百五十万円を限度として適用される不動産取得税の税額の減額については、一年以内の期間を二年以内に延長することとした。

第四は、娯楽施設利用税についてであります。娯楽施設利用税につきましては、ゴルフ場の利用料金の実態にかんがみ、ゴルフ場の娯楽施設利用税の課税標準を六百万円に引き上げるとともに、その収入額の六分の一に相当する額をゴルフ場所在市町村に対して交付することとした。

第五は、料理飲食等消費税についてであります。料理飲食等消費税につきましては、宿泊及び飲食の料金の実態にかんがみ、旅館及び飲食店、喫茶店等における料理飲食等消費税の免税点の金額を二割引き上げることとした。また、旅館、飲食店等においては任意の心づけを廃止し、これにかえて一定の奉仕料を料金に含めるようになつてきていることを考慮し、旅館及び飲食店その他これに類する場所のうち、一定の要件に該当するもので道府県知事の指定を受けたものの奉仕料につきましては、料金の一割以上であり、かつ、公給領収証に記載されているものに限り、料理飲食等消費税の課税標準である料金から控除することとした。

第六は、鉱区税についてであります。鉱区税につきましては、石油及び可燃性天然ガスの鉱区は、その性質上、他の鉱物の鉱区より面積が広大になることを考慮し、その税率を現行の税率の三分の二に引き下げることとした。

第七は、固定資産税についてであります。固定

資産税につきましては、土地に対する固定資産税負担の均衡化を漸進的に確保するため、現行の暫定措置にかえて、昭和四十一年度から、宅地等に対する各年度分の固定資産税については、宅地等をその評価額の昭和三十一年度分の評価額に対する上昇率に応じて三倍未満、三倍以上八倍未満、八倍以上の三段階に区分し、その区分に応じて、それぞれ前年度分の課税標準額の一割増し、二割増し、三割増しの負担調整率を乗じて得た額によって算定した税額を限度とする負担調整措置を講ずることとした。なお、農地については、昭和三十一年度分の課税標準額によって算定した税額を限度とする現行の据え置き措置を当分の間延長することとした。

また、土地に対する固定資産税の免税点を三万円に引き上げるほか、土地にかかる昭和四十二年の固定資産税の評価については、原則として昭和三十一年度の価格に据え置くこととした。

次に、下水道法に基づき公共下水道の利用者が設置する除害施設等を非課税とするほか、国産中型航空機、近代化倉庫で一定の要件に該当するもの等について課税標準の算定上特例を設ける等、負担の合理化をはかることとした。

第八は、都市計画税についてであります。都市計画税につきましては、都市開発の促進に資するため、現行の暫定措置にかえて、昭和四十一年度から三年度間の各年度分の宅地等に対する都市計画税については、宅地等をその評価額の昭和三十一年度分の評価額に対する上昇率に応じて三倍未満、三倍以上八倍未満、八倍以上の三段階に区分し、その区分に応じて、それぞれ前年度分の課税標準額の一割増し、二割増し、三割増しの負担調整率を乗じて得た額によって算定した税額を限度とする負担調整措置を講ずることとした。

なお、農地については、固定資産税の場合と同様に、現行の据え置き措置を当分の間延長することとした。

第九は、電気ガス税についてであります。電気ガス税につきましては、一定の要件に該当する製氷、冷蔵及び凍結のため使用する電気を非課税とする。また、産業用非課税品目について新たに揮発油を原料とする酢酸を追加することとした。

以上のほか、個人の住民税及び個人の事業税につきまして、申告書の提出期限を所得税の申告期限に合わせる等、申告手続の簡素合理化をはかる。また、所得税法の改正に伴う関係規定の整備その他税制の合理化のための規定の整備を行なっております。

以上、地方税の改正につきましてその概要を御説明申し上げましたが、これに伴う増減収額は、初年度であります昭和四十一年度におきましては、個人の住民税におきまして二百九十九億円、個人の事業税におきまして十八億円、料理飲食等消費税におきまして十七億円、不動産取得税その他におきまして十一億円の減収が生ずるほか、国税の改正に伴い三十六億円の減収が見込まれます。一方、固定資産税におきまして七十三億円の増収が見込まれます。また、昭和四十一年度の増減収額は、初年度におきましては、総額二百五十七億円の減収となります。また、平年度におきましては、国税の改正に伴う減収の増加等により五百十五億円の減収となるのであります。

以上が地方税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその大要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(林田正治君) 次いで補足説明をお願いいたします。宮沢参事官。

○説明員(宮沢弘君) 私から補足して概略を御説明申し上げます。

今回の地方税法の一部を改正する法律は、だいぶ大部なものでございますが、内容的に申し上げますと、大体二つに分かれると申し上げてよろしかろうと思つております。一つは、ただいま大臣から御説明を申し上げましたけれども、住民税、事業税あるいは料理飲食等消費税についての負担の軽減なり、あるいは固定資産税、都市計画税についての負担の調整措置、娯楽施設利用税の税率の引き上げ、あるいは退職所得を現行課税に改正するといったような内容を持ちました負担の合理化、課税の合理化、それからさらに賦課徴収の手続の簡素合理化と申しますか、そういうもの、これが第一の分類に属するものでございます。

それから第二の分類に属しますものは、国の所得税法の改正に伴いまして、個人の住民税なり、あるいは事業税につきまして、御承知のように、これらにつきましては前年の所得税法の規定によることになつております。昨年所得税法の改正が行なわれましたので、所得税の改正に準じまして、規定の内容の整備をはかる必要があつたわけでございます。これがいわば第二のグループに属するものでございます。

それから、ただいま申し上げましたのは、内容的に一応分けて申し上げたのでございますが、形の上で申し上げますと、この法案でござんたように、第一条と第二条に、こういうふうに分かれてあるわけでございます。法律案で申しますと、第一条でござんたように、百二十九ページから第二条になつております。お手元の新旧対照表をござんた方は、百二十九ページに三段に分けて新旧対照表が出ております。第一条と第二条に分かれております。第一条のほうは、ただいま申し上げたように負担の合理化、調整、そういうようなものでござんたように、原則といたしまして、本年度施行、適用、こういうたてまえのものでござんたように、それから第二条のほうは、退職手当等についての課税に関する規定あるいは申告手続の合理化というふうなものを含みましたものでござんたように、明年の一月一日から施行になる、形式的に申しますと、そういうふうに第一条と第二条というふうに分かれております。以下順次

主要な点について補足して御説明を申し上げます。

まず、第一条の関係でございますが、二十三条でございます。法律案でございますと五ページでございますが、新旧対照表でございますと、やはり五ページでございます。ここに道府県民税に

関する用語の定義というところがございまして、法人税についての定義をいたしておるものでございまして、先ほど大臣から御説明を申し上げましたように、今回閣下といたしまして、企業減税の一端

といたしまして、資本構成の改善あるいはスクラップ化の促進、合併の助成というようなものにつきまして、法人税について特別の軽減措置をと

ることにいたしましたのでございまして、事の性質にかんがみまして、地方税に対してその影響を与えないように措置をする必要があるという見地から、法人税割りを算定いたします場合の法人税額

につきましては、国で税額控除をいたします前の法人税による、こういう意味の規定を二十三条に設けたわけでございまして、

それから同じ用語の定義のところ、新たに第六号、控除対象配偶者を加えているわけでありますが、今回の改正によりまして、地方税にいたしましても、配偶者控除の制度を設けることにいたしましたので、それに伴いまして新たに用語の意義

といたしまして定義をいたしたわけであります。それからその次は、法案で申しますと八ページ、二十四条の五というところでございまして、新

旧対照表でございまして七ページでございまして、個人の道府県民税の非課税の範囲でございまして、障害者、未成年者等につきましては、現行法では、前年の所得が二十二万円を非課税の限度

で、所得割りの課税標準に関する規定でございますが、これにつきましては、先ほど申しましたように、国の所得税におきましても申告要件の緩和をいたしておりますので、所得税の規定に準じまして申告要件についての緩和をはかったことが第一

点でございます。さらに専従者の控除限度額、ただいま御承知のように青色専従者につきましては控除限度額は八万円でございますが、三十二条

の三項でございまして八万円でございますが、これを十万円に改めたいと思っております。これを六万円に改めたいという改正をいたしたいと思つて

いるわけでございまして、以下、所得税法の規定に準じまして、規定の整備をはかっているわけでございまして、次は三十四

条の四でございまして、この法律案でございまして一八ページでございまして、所得控除につきま

しては、各種の控除をこの際引き上げる改正規定をいたしているわけでございまして、新旧対照表で

申しますと一四ページでございまして、第五号といたしまして、配偶者控除を設けることにいたしました

しまして、八万円の控除をいたすという規定をいたしております。それから六号といたしまして、一般の扶養親族につきま

しての控除、これまで三万円でございまして、これを四万円に改めたいというふう

に規定をいたしてございまして、それから第二項でございまして、その次の新たな加えた

第二項でございまして、基礎控除でございまして、従前は九万円でございまして、基礎控除を十

万円に改めたいという改正規定を加えているわけでございまして、それから、なお、先ほど申しましたよ

うに、所得税法の規定に準じまして規定の整備に關するものが続いております。

次に五十一條でございまして、法律案で申しますと二四ページ、新旧対照表は二二ページでござい

ます。県民税の法人税割りの税率でございまして、先ほど提案理由で申し上げましたように、

今回法人税率が引き下げられるわけでございまして、これが地方税制に与える影響を回避いたしま

すために、法人税割りの標準税率を改めることにいたしているわけでございまして、これが五十一條

の改正規定でございまして、それから新旧対照表で申しますと二四ページの二行目からで

ございまして、上段の十項というところでございまして、法案でござい

ますが、いわれる粉飾決算に関する規定を設けてございまして、先ほど大臣から

申し上げましたように、粉飾決算が行なわれまし

た場合は、直ちにこれを還付することなく、五年間の繰り越し控除をしていく国税と同じ仕組みで

規定をいたしたいと思つているわけでござい

ます。大體、以上が道府県民税に関する改正規定のお

もな点でございまして、以下七十二條の四、事業税にまいります。法案で申しますと二九ページで

ございまして、新旧対照表は二八ページでござい

ます。で、事業税についての非課税範囲の規定が七十二條の四でござい

それから、次の七十三条の二十四でございす。この規定は、先ほど大臣も申し上げたところでございますが、住宅建設を促進いたしますために、現行法でございす、土地を取得いたしましたから一年以内に住宅を新築した場合におきましては、その土地につきまして不動産取得税についての減額措置を講じているわけでございす。これが、これまでの実態に徴しまして、一年以内というのはいささか突進に合わない、酷に過ぎるという判断をいたしまして、一年を二年に改める、二年以内に住宅を新築した場合に、この規定の適用があるように改正をいたしたい、こういうふうに考えているわけでございす。以上が不動産取得税に関する改正部分のおもな点でございす。

次に、娯楽施設利用税でございす。法案で申しますと四三ページ、新旧対照表は四九ページでございす。七十八条の二から始まるわけでございす。ゴルフ場の娯楽施設利用税の標準税率は、これまで一人一日四百円ということになっていたのでございす。これを六百元に改めることに改正をいたしたいと思っております。同時に、百十二条の二という規定をつけ加えまして、ゴルフ場の所在市町村とゴルフ場のいりろな受益関係というものを考えまして、道府県が、ゴルフ場にかかる娯楽施設利用税の六分の一に相当する額をゴルフ場所在の市町村に交付をするという規定を設けることにいたしたいと思っております。

次に、料理飲食等消費税に関する部分でございまして、百十四条の三の二項でございす。新旧対照表は四九ページの一番最後でございす。法案は、四四ページのまん中からあとのはうに規定をいたしておるのでございす。いわゆるサビ料に類する場所では、旅館、飲食店あるいはこれに類する場所、道府県知事が指定いたしましたものにおける宿泊なり飲食あるいはその他の利用行為というのに対して課するサビ料につきましては、そのサビ料が一〇%以下のものであり、また場合におきましては、サビ料について一定の条件をつけまして、これを課税の範囲から除いていく、非課税にする、こういうふうな考えでございす。それに関する規定が第二項でございす。

それから百十四条の四でございす。これは飲食店等における免税点に関する規定でございす。現在五百円が免税点でございす。これを六百元に改めるというふうなことをいいたしたいと思っております。

それから百十四条の五でございす。旅館における料理飲食等消費税の免税点、現在は一泊の料金が千円以下である場合、料理飲食等消費税を課さないことにいたしております。これを二割引き上げまして、千二百円にいたしたいと思っております。

それから、その次に鉱区税でございす。百八十条でございまして、新旧対照表では五一ページ、法案でございまして四三ページから四六ページに出ております。鉱区税につきましては、石油と天然ガスが、その性質から申しまして、通常の鉱物に比べて比較的広い鉱区を必要とするというふうなことにございまして、これら石油と天然ガスの鉱区税につきましては、その税率を通常の税率の三分の二にいたしたい、こういうふうな改正規定を加えていたわけでございす。

次に、二百九十二条以下、新旧対照表は五二ページ以下でございす。法案は四六ページ以下でございす。これは市町村民税につきましての改正規定でございす。ただいま御説明を申し上げました道府県民税に関する改正規定と内容は同じでございす。たいへん長く条文を書いておりましても、現在の地方税法のたてまえが、各税目を分けて同じ記述をいたしてあります。同様な規定を設けているわけでございす。定義でございすとか、各種控除の引き上げでございすとか、あるいは非課税範囲の拡大、専従者控除というふうなものにつきまして、道府県民税と同様な規定を設けておりますので、省略

をさせていただきますと思っております。

次が、法案でございまして七十一ページでございす。新旧対照表でございまして七八ページ以下でございす。固定資産税についての非課税の範囲でございす。これにつきましては、下水道の除害施設等、ここに掲げております幾つかのものにつきまして、新たに非課税範囲に加えていきたい。三百四十八条の二項以下に幾つかのものを加えることにいたしているわけでございす。

それから、ただいまのは非課税規定でございす。次に、固定資産税についての課税標準等の特例規定でございす。三百四十九条の三でございす。新旧対照表は八一ページ以下でございす。法案は七三ページ以下でございす。これにつきましても、十八項に、地方鉄道法なり軌道法の規定によりまして、地方鉄道業者等が河川工事、その他公共の用に供される特定の水域にかかると事業、それによりまして工事をいたしまして、新たに資産を取得をいたしました場合には、それについて課税標準の特例の規定を設けることにいたしたわけでございす。

それからその次は三百五十一条でございす。新旧対照表は八五ページでございす。法案は七四ページでございす。固定資産税の免税点でございまして、現在固定資産税の免税点、土地は二万円以下でございすけれども、これを三万円に引き上げるといふ改正規定をいたしております。

それからその次に電気ガス税、四百八十九条でございす。電気ガス税の非課税の範囲に新たに揮発油を原料とする酸を加えるという改正規定をいたしております。

それから同じく四百八十九条九項に、特定の製氷施設あるいは冷蔵凍結のために使用するコールド・チェーン対策というふうな見地から、これについて非課税規定を設けているわけでございす。

それから附則の六項及び七項を削っております。新旧対照表でございまして九〇ページでござい

ますが、法案でございまして七七ページの二行目に書いてございす。これは先ほど提案理由で申し上げましたように、個人の道府県民税につきまして、昭和三十一年に国税から、所得税から道府県民税に税源移譲をいたしました。その際に税額控除の制度を設けたわけでございす。青色申告者につきましては一人四百八十円、それから白色なり扶養控除に該当するなり、あるいは十五歳以上の扶養者というふうなものにつきましては、これに二百四十円税額控除の制度を設けて今日に至ったのでございす。今道府県民税、市町村民税等につきまして控除の引き上げを行ないますので、この際道府県民税についての税額控除の規定を廃止をいたしたい、こういうふうに考えておるわけであります。

それからその次に固定資産税の負担調整に関する部分でございまして、法案で申しますと、八〇ページでございす。新旧対照表で申しますと一〇〇ページでございす。第二十九項以下が今回の固定資産税の負担調整に関する規定でございす。で、二十九項は用語の定義をいたしてあります。それから三十項が、今回の改正の実体的な内容でございまして、御承知のように、新評価が旧評価に比べてかなり高くなつてまいりましたので、負担調整措置を講じながら、新評価に近づけていくという措置をこの際とていきたいと思っております。そこで三十項に表がございす。旧評価に比べて新評価の上昇の割合を三倍未満、三倍以上八倍未満、八倍以上というように区分をいたしまして、三倍未満につきましては前年の税額の「一・一」、三倍から八倍までは「一・二」、八倍以上は「一・三」を限度といたします。固定資産税についての負担調整措置を講じたというふうな考えでございす。三十項はそれに関する規定でございす。

それから三十一項は、農地につきましては、その特殊性にかんがみまして、昭和三十一年度、いわゆる旧評価でございす。三十八年度の税額を据え置くという措置をとることにいたしたわけ

でございます。三十一項はそれに関する規定でございます。

それから三十二項以下は、前年度分の固定資産税の課税標準額、この改正法のたてまえといたしまして、前年度分の固定資産税の課税標準額というものを基礎にして、各種の規定をいたしているわけでございますので、前年度分の固定資産税の課税標準額とは一体何を言うのかということ、いろいろの場合に応じて定義をいたしているわけでございます。三十二項以下、ずっとそういう定義に関する規定を設けているわけでございます。

それから四十一項でございます。法案で申しますと九四ページでございます。新旧対照表で申しますと一〇七ページでございますが、これは、昭和四十二年の土地の価格の特例に関する規定でございます。昭和四十二年は、ただいまの地方税法のたてまえによりますと、基準年度に該当をいたしまして、新たに資産、土地の評価をいたします年度に当たるわけでございますが、今回負担調整措置を講じて、これが比較的長期にわたって負担の調整をはかっていく、こういうたてまえに立っておりますので、原則といたしまして、昭和四十二年度につきましては、土地について基準年度ではございますけれども、新たに評価をいたさない、こういう規定を設けておりますのが四十一項でございます。ただ一律に新たに評価をしないというわけにもまいりませんので、四十一項にただし書きがございまして、ここにイ、ロ、ハという三つを掲げてございまして、こういうような事情のある土地につきましては、新たに評価をし直す、端的に申しますと新たに評価をし直す、こういうことにはいたしたいと思っているわけでございます。それ以外のものにつきましては、昭和四十二年度は原則として評価をいたさない、こういうたてまえのものが四十一項の規定でございます。

四十二項以下は、読みかえ規定等、技術的なものを掲げているわけでございます。

それから次に四十八項でございます。法案は一〇一ページ以下でございます。新旧対照表は一二二ページ以下でございますが、これは都市計画税についての特例でございます。で、これまで御説明を申し上げましたのは、固定資産税についての特例規定でございますが、以下都市計画税に関する特例規定を設けております。都市計画税につきましまして、四十八項以下に、四十一年度から昭和四十三年度まで三カ年間にわたって負担調整措置を講じていく、こういう考え方をとっているわけでございまして、ここに固定資産税と同様な表を掲げてございまして、やはり従前の評価に比べまして新評価の上昇率の区分に応じて三段階に、三倍未満、三倍以上八倍未満、八倍以上、三段階に区分いたしまして、それぞれ一・三、一・六、一・九という負担調整率をかけたものを限度といたしまして負担を求めていく、こういう考え方をとっております。

それから四十九項は、固定資産税の場合と同様に都市計画税の場合におきまして、農地につきましまして、三十八年度分の課税標準額に基づきます税額というものをたてまえとして据え置く、こういう考え方のもとに規定をいたしているわけでございまして。

五十項以下は、固定資産税と同様に、前年度分の都市計画税の課税標準額というように定義、概念を明確にいたしますための規定を設けているわけでございまして。

次に、五十八項でございます。法案で申しますと一一三ページ、新旧対照表は一一八ページでございますが、五十八項以下におきましては、今回の負担調整措置に伴いまして、土地課税台帳等に登録すべき事項につきまして特例規定を設けているわけでございます。これが五十八項、五十九項、六十項というように規定を設けているわけでございまして。

それから次に、法案で申しますと一一六ページでございます。新旧対照表は一二五ページ以下でございますが、七十七項でございます。これは林

地の交換分合がございました場合に、その交換分合が政府の補助を受けてまして市町村なり森林組合が行なうあつせんによって行なわれまして場合にございまして、不動産取得税に課税標準の特例を設けることにいたしているわけでございます。従前持っておりましてものを新たに取得したものでから引いていく、そういう特例を設けたいと思つてゐるわけでございます。

それから七十八項は、葉たばこの乾燥施設につきまして、共同利用される施設、こういう場合におきまして、日本専売公社から補助を受けてそれを取引した場合には、補助金相当額を価格から控除をしていくという課税標準の特例に関する規定でございます。

それから七十九項でございますが、農地の生前贈与、御承知のように国税におきましては、贈与税について納期限の延長の措置がとられているわけでございますが、不動産取得税につきましても、贈与税の納期限の延長を受けるものにつきましても、贈与税の例によりまして、不動産取得税の納期限を延長することにしたかと思つてゐるわけでございまして。七十九項以下はそれに関する規定でございます。

それから八十三項でございます。八十三項は航空機に対して課する固定資産税についての特例でございます。国産機奨励というように見地から、特定の要件に該当します航空機につきましまして、固定資産税についての課税標準の特例規定を設けることにいたしております。

それから八十四項は、営業用倉庫についての固定資産税、都市計画税の特例でございます。一定の要件に該当をいたします近代的な施設を持つております倉庫につきましては、課税標準の特例といたしまして、五年度間課税標準を二分の一として算定をする、そういう規定を設けることにいたしているわけでございます。

それから八十五項でございますが、これは農山漁村等におきまして農業協同組合等が電気供給事業をやっているわけでございますが、いろいろや

はり施設、経営等に問題がございます。これを一般電気事業者、九電力でございますが、一般電気事業者に引き取ってもらいたいという要望がきわめて強いのでございまして、なかなか一般電気事業者のほうもいろいろな事情から引き取るようなところまでいっていないというところ、ところが実情でございますが、この際、一般電気事業者が農林漁業団体等からそういう施設を取得すること、引き取りを奨励をするというように見地から、固定資産税についての特例規定を設けることにいたしているわけでございまして、そういう承継と申しますか、引き取りがございました場合には、一定の期間、固定資産税につきまして特例を設けることにいたしているわけでございまして。それが八十五項でございます。

以上が第一条に関する御説明でございます。第二条は、先ほど申し上げましたように、内容といたしましては退職所得の現年課税に関する規定、それから申告手続の簡素化等、賦課徴収についての簡素合理化に関する規定がそのおもな内容となっております。二六ページでございます。

まず法案で申しますと、二六ページでございます。新旧対照表でございまして、これは個人の道府県民税につきまして、申告がただいま毎年三月二十日まで申告書を提出をする、こういうことになっているわけでございまして、所得税が御承知のとおり三月十五日でございます。かねてから各方面からいろいろ要望もございまして、この際、申告手続を合理化するという見地から、所得税等、国税に合わせまして、三月二十日を三月十五日に改正をいたしていきたい、こういうふうに思っておりますが、これが四十五条に関する規定でございます。

それから五十条の二以下、法案で申しますと二八ページ以下でございますが、これが退職所得の課税の特例に関する規定でございます。退職所得をほかの所得と区分をいたしまして、退職所得の支払いを受けるべき日の属する年の一月一日現

在の道府県、これは道府県民税でございますので道府県でございますが、市町村民税も同様な規定を設けているわけでございますが、道府県と市町村において、ほかの所得と分離して課税をするという基本規定が五十条の二の規定でございます。

五十条の三の規定は、その場合の課税標準でございますが、課税標準につきましては、現在退職所得の課税標準は、国の場合と同様に勤続年数に応じまして一定の控除をいたしまして、それを二分の一にする、これを課税標準にいたして、それと併せて考えているわけでございます。それから分離課税にいたします。これは特別徴収ということにいたしたいと思っておりますので、税率を一定する必要があります。そこで五十条の四の規定で、退職所得にかかる所得割りの税率は、通常の道府県民税の税率と同じく百五十万円以下の金額では百分の二、百五十万円を超える金額では百分の四と、こういうふうな規定を設けているわけでございます。

以上が退職所得に関する道府県民税についての基本規定でございますが、市町村民税につきましても同様な規定を設けているわけでございます。ただ、御承知のように、税率は道府県民税、市町村民税と違っております。法案でございまして、四〇ページをござらんいただきます。新旧対照表で申しますと一五五ページから一五六ページにかけてでございますが、市町村民税の場合におきましても、やはり税率を一定にする必要がございます。各市町村によって税率を異にすることは適切でございせんので、一定税率による必要がございますので、分離課程の場合における所得割りの税率を三百二十八条の三に規定を設けているわけでございます。通常の市町村民税の標準税率をここで一定税率といたしたいと思っております。以下、市町村民税につきましては、退職所得につきましても徴収関係の規定を設けているわけでございます。

それからその次が、法案で申しますと一五七

ページをござらんをいただきますのでございます。新旧対照表で申しますと、一六九ページでござい

ます。七百三条の三の改正規定でございますが、これまで国民健康保険税につきまして、退職所得が課税標準の算定の基礎になっていたわけでござい

ますが、退職所得の性質から申しまして、かねていろいろ議論があったわけでございまして、それから、今回、退職所得につきましては、ほかの所得と分離して課税をするという改正をいたしますので、国民健康保険税につきましては、退職所得を課税標準から落としていくという改正を行ないたいと思っております。七百三条の三は、それに関する規定でございます。

それから次に、法案で申しますと一五八ページでございまして、新旧対照表は一七二ページの八十八項で規定がございまして、これは退職所得につ

きまして道府県民税にかかる規定でございまして、先ほど申しましたように、退職所得の税額を算定するわけでございまして、これも、これまで翌年課税でございまして、この際現年課税に改めていくわけでございまして、そういう点も考慮いたしまして、これまで申し上げましたようなやり方で算定をいたしました税額から、当分の間、その一部を税額で控除をしていく、こういう制度を設けたいと思っております。それが八十八項の規定でござい

ます。同じような市町村民税にかかる退職所得につ

きまして道府県民税にかかる規定でございまして、それから八十九項でございまして、これは、退職所得につきましては特別徴収という制度によっていくわけでございまして、現実には税を特別徴収いたします法人等につきましては、その手続を簡素化したために、簡易税額表を設けたいと思っております。その簡易税額表についての基本規定でございまして、簡易税額表が別表としてついているわけでござい

ます。たいへん簡単でございましたが、以上、今回の地方税法の改正についての主要な点について、補足して説明を申し上げたわけでござい

ます。○委員長(林田正治君) 本案に対する質疑は、後日に譲りたいと存じます。

○委員長(林田正治君) 次に、最近の温泉地等に

おける火災事件に関する件を議題といたします。

松村消防庁長官の発言を許します。

○政府委員(松村清之君) 群馬県水上温泉の火災

その他、最近におきまして死者の出ました火災につ

きまして御報告を申し上げます。

まず、群馬県水上温泉の火災でございますが、

この火災は、三月十一日の午前三時四十分ごろ、

菊富士というホテルから出火をいたしましたのでござ

います。出火の原因といたしましては、このホテル

の警備員であります人が、仮眠中に誤って石油

ストーブを倒しまして、そこから火が出たものと

考えられております。この警備員は、初め消火器

で火を消そうとしたのでござい

ますが、操作が思う

ようにならずに、火が広がるのでござい

ましたので、みずから非常ベルを鳴らしましてと

ともに、電話が通じませんので、近くにありました

同ホテルの従業員宿舎に行つて、従業員を起こ

し、その従業員一人が隣のうちに頼んで、役場

に電話で火災を知らせたのでござい

ます。そこで、その間少し時間がたつておりますので、役場で当

直が知りましたのは三時五十八分—二十分ぐら

いたつております。そうして役場ですぐに消防に

出動を命じました。この出動のほうはわりあい

早く行つております。

その次に、この火災で、最も残念であり、最も

重要なことは、三十名にのぼる死者を出したこと

でござい

ます。火は六時に消えておりますけれども、このホテルの新館に泊まっております者のうち、この終わりの二ページに、折りたたみの図

面も入れてござい

ますが、この新館がへんの字型になつておりまして、一方の側には一階に屋根が出

ております。もう一方の側には、これはそういう

ものがござい

ません。そこで屋根の出ているところ

上温泉の状況でございます。

それから次は、三月十九日に、夜の十時五十分でございますが、和歌山県の白浜温泉の三楽荘というホテルですか、旅館ですか、ここから出火をいたしました。この三楽荘は五階建ての鉄筋コンクリートでございます。しかしこの三楽荘には警報設備というものをしていなかったために、出火をいたしましたときには、八十室あるのでございますが、一々電話で火災のことを知らせておったのでございます。この火事では、奥に住んでおりました四名が、これはまああとで現場を発掘してわかったんでございますが、四名なくなっております。ここへは電話で知らせたか、従業員が走って知らせたかどうかというところは、いまだ不明になっております。そういう状況がこの三楽荘の火災でございます。

それから、これは旅館ではございませんが、東京の墨田区で三月二十日の朝の五時四十一分に出火をいたしました事件でございますが、これは死者が八名という多くの犠牲者を出しております。これは建物にモルタルの木造二階建てでございます。そして一階は、この建物の経営者が商売をしておったのでございましょうが、その扱っておる品物は、まき、煉炭、灯油という、こういう燃えやすい品物が置いてあったのでございまして、上の二階はアパートになってございまして、四世帯十六人が住んでおったのでございまして、そこで火事になりましたときに、この階段が、一カ所だけしかございませんでしたので、おそらく下から上がって行く火あるいは煙のために逃げ場がなくなってきたものと、そういうふうな推定をなされます。

それからもう一つ、これは松山市の浴場でございまして、おふろでございますが、観翠温泉と称するおふろでございますが、ここで同じ三月二十日の夜中の二時二十四分に出火をいたして、三名なくなりました人が出ております。この建物は、昭和三年にできました古い木造の三階建てでございます。一階がふろと人の住まいになっており、二階

が従業員の宿舎になっており、三階に劇場と、その劇場に出演する人の宿泊施設があるのでございまして。この建物で火が出ましたときに、三階に泊まっておりました役者——出演いたします役者七名と管理人夫婦二名、合わせて九名でございまして、この九名が三階に寝ておったのでございまして、その役者のうち一人は足が悪くて逃げおくれ、窒息死したものと考えられております。それからあと管理人夫婦二人は、これについてははっきりしておらないのでございまして、逃げたような形跡がございせん。それで、どういふ事情か、そのまゝ窒息したように考えられるのでございまして。

以上、最近の死者を出しました火災の状況について、簡単にございまして、御報告を申し上げる次第でございます。

○委員長(林田正治君) 質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○松本賢一君 いま説明を聞きましてですが、私質問をするのに、今回の各地の事件を総合して考えてみますと、非常に大きな特徴として、火事そのものが大火であったということと、非常にたくさん人が死んでいくということと非常に大きな特徴があると思うので、人命の問題にほって私は質問してみたいと思うのです。ほかの問題もございまして、いろいろ聞いてみたいことがございまして、時間の関係等もあって、人命の問題にほって聞きましてみたいと思ひます。

まず、いま、いろいろと御説明がございましたが、最初の水上のほうは、避難設備のことを聞いてみたのですが、水上のほうは非常階段ができておったが、ドアをあけることをみんなが知らなかったという説明があったりしたのですけれども、それ以外には何にもなかったわけですか。たとえば、避難ばしごが設備してあったとか、繩が置いてあったとかといったようなことはなかったわけですか、避難階段があっただけですか。

○政府委員(松村清之君) その点少し資料が整っ

ていないのでございまして、聞いておりますところでは、これは三階建てで、完全な避難階段が、しかも屋外の避難階段が設けてありますので、そのほかの避難器具はなかったように聞いております。

○松本賢一君 そうすると、ドアのあけ方をだれも知らなかったというところに大きな悲劇があったということが言えるわけですね。屋根のひさしのあつたほうの人は飛びおろすことはできたけれども、反対側の人は飛びおろすことはできなかったという……。

それではもう一つ、ほかのですが、白浜温泉の三楽荘とか、それから墨田のアパートですか、こういうようなところの避難設備については、どういふふうになっておったか、おわかりになりますか。

〔委員長退席、理事沢田一精君着席〕

○政府委員(松村清之君) この白浜温泉の三楽荘のほうには、避難設備をいたしまして、避難階段があったのでございまして。こういうふうな報告を受けております。その他の避難器具類があったかどうかというところは、つまびらかにしておりません。それから墨田区のアパート、これはもちろん二階建ての小さな建物でございまして、避難器具は置いていなかったと思われまして。何も報告を受けておりません。

それから、松山の浴場につきましては、非常階段が三カ所ございまして、うち二カ所は内部、一カ所は外部に設けられておりました。その他の避難器具類があったかどうかは、つまびらかにしておりません。

〔理事沢田一精君退席、委員長着席〕

○松本賢一君 そうすると、いろいろと常識的にいえば、もっとあつてほしいということが言えるんですけれども、法律的にはそれは必ずしも違法ではないということですか、その程度の設備をしていけば。

○政府委員(松村清之君) 全体を通じまして、こ

の避難設備に関する限りは、みんな違法であるとは考えられません。

○松本賢一君 実はですね、私今年のこれは速記録を見ますと、四月の八日の委員会ですが、八日の委員会では、こんなような問題が起きることを予想したわけでもないですけれども、私が自分がしつぱ旅館であふないなということを感ずるものですか、この委員会が質問をしたのですが、現在のよう旅館の状態では、火災の場合にあふないぞということを質問したときに、いろいろと御答弁をいただいておりますが、その際には、まあたとえばですね、あなたの答弁ですが、旅館については「たとえ二階でございまして、すべり台、すべり棒、避難ロープ、避難はしご、緩降機、避難用タラップ、この中のいずれかを必ず設置しなければならぬ、こういうふうな規定がされておりました。旅館等におきましては、この規定に基づいてこれら避難設備のいずれかを設置することになっております。」。こういうことで御答弁があったわけなのですが、これがそのときはそういうことをおっしゃって、めったにそんなものはありせんやないかというふうな気がして、それでみんな違法行為をしているのであらうというふうな想像しておったのですが、実はそうでなくて、ちょっと勉強してみますと、五十人以上を収容する場合に義務づけられておるのであって、それ以下であると義務づけられていないというふうになっておると思ひますが、そうですか。

○政府委員(松村清之君) そのとおりでございます。

○松本賢一君 そうなんです。そうすると五十人以下を収容するものについては、そういうものは要らぬということになって、一方建築基準法のほうをちょっと調べてみますと、建築基準法では百平方メートルですか、百平方メートル以下のものについては階段が一つでよろしいと、こういうことになっておるようですね。ですから今度の墨田のアパートの場合も、これは百平方メートル以下であるから、二階の面積が百平方メートル、二階

の面積というか、何か住居の面積といいますが、百平方メートルといいますが、六疊の間が十でできるわけなのですが、大体私はちょっと計算してみたらそういうことになると思うのですが、三十坪、三十坪ですから、六疊の間が十でできると思うのです。そうすると相当の人が住めるわけです。そこに階段が一方に一つしかない、こういうことは、これは建築上直ちに危険を感じるのではないかと思います。そういう点あれなんです。か、いまの法律ではそれだけの規定しかないわけですか。

○政府委員(尚明君) お話しのありましたように、木造の建物の場合で、旅館等でその用途に供するものが百平方メートルをこえると、階段が二つ以上要求されるわけであります。百平方メートルというものは、いまお話しありましたとおり大体三十坪でございますが、全部部屋にすれば先生のおっしゃるようになり入れますが、一般的には廊下があり、押し入れがありいたしまして、部屋の数はいくつにまではいかないと思ひます。現行法では三十坪、いわゆる百平方メートル以下の場合には要しないという形になっております。

○松本賢一君　ちよっといまの御答弁に間違いがあるのではないかと思うのですが、この法文を読みますと、その階における寢室の床面積の合計がそれぞれ百平方メートルということになっていて、とすれば、廊下、便所とかいうものは、その中に勘定に入れないということになるのではないですか。

○政府委員（尚明君）失礼いたしました。さようでございます。私ちちょっと、勘違いいたしました。

○松本賢一君　そうすると、廊下だ、便所だというようなものは、またそれ以上の坪数になるわけで、相当大的なもので、いま言ったように六畳の間が十取れるということになるわけですね、正味の坪数なのだから。そうすると、そういうところで――それは普通の住宅ならいいですよ、個人の

自由です。だから、金を取って人を泊める設備である限り、そういうところで階段が一所でよろしいというのは、どうも少し規定が甘いんじゃないかと思うのですがね。そういう点いかがお考えですか。

○政府委員(尚明君) まあ、いままでの例から申しまして、今回の火災の場合でも百平方メートルのところ、階段はつけてありましたが、むしろそれは利用されなかったわけでございますが、私ども、いままでの例から申しますと、現在の段階ではこの程度でいいのではないかと、しかし、私ども実際問題として設計を見ますと、その避難階段への距離という問題がもう一つ問題になっておりまして、一方しただがしまして、そういう階段への歩行距離が三十メートル以下でなければならぬという押えがございまして、あまりウナギの寝床みたいに細くて遠くにあるのは、面積のほうで合格しても、長過ぎてはいけないというような二つの押えをしておりまして、現在のところ、この程度でいいのではないかと、いふうに考へておるわけであります。

○松本賢一君 それは建築のほうから考えるとそういうことになると思うのですが、利用度というようなことから考えますと、私のいま言っているのは、その建築の利用度、利用の問題ではなくて、火災のときの避難の問題を考えているわけなんです、そうすると一方消防さんのほうの規定で、何かそこを考えなきゃならぬ。ところが消防のほうの規定では五十人以上ということになって、五

とになれば、三十坪以下の場合にはもう階段一つあればいいということになると、おそらく三十坪以下で五十人収容するということはないと思いますから、そうすると三十坪以下の場合には階段一つで、あと避難のための設備は何にもなくてもよろしいということになるし、また三十坪以上であっても、五十人収容しないものは、階段が二つありさえすれば、それでそれ以外のものは何にも要らないということになって、そこらのところに

何か法の盲点というか、そういうものがあって、そうしてしばしばこういう悲劇を起こすのではなからうか。これは今度の大ホテルの場合は、一応いま私の言っている問題と問題が違えますけれども、アパートの場合はびったり当てはまるところにあるですけれども、こういう事例が至るところにあると思うし、それでまたよく火災があって、人の死んだという記事を読みますと、たいてい小僧さんや女中さんが、どこか二階の部屋に寝ていて、階段が一つしかない。階段から火が上がってきて、どうしようもないというようなことが多い。

それ以外の場合、しほは火事の人死にというたいていそういう場合なんです。だからこれに對して何か消防上の規定を設けて、そうしてこれを強制的に何かそういう設備をさせるということをもっと強化しなければ、人命を守ることができないという感じがするのですがね。それは火事というものは、自分のうちから起こすものだとはだれも思っていないのですよ。自分のうちから火事が起こるとか、あるいはすぐ隣から火事が起こるといったようなことはめったにあるものではない。何百年に一回しかないことなんですから、だれもそのことを考えないものですから、何となく神経が麻痺しておると思うのですがね。そういう点ももう少し法規の上を整備して、そうして少なくとも、多少でも公共の用に供しておる旅館とかアパートとか、寄宿舎とか、そういうもののについてはもう少しどうですか、強化する必要があるとお考えになりませんか。

○政府委員(松村清之君) 私どもは、現行法令で規定されていない、いま御指摘のようなものにつきましても、昨今の状況にかんがみまして、避難器具を設備するように、指導はいたしておりますけれども、なお別に、いずれこの法令で定める以上は、どこかで線を引かなければならないわけでございますが、まあその線の引き方につきまして、いまお話しがありましたような事柄につきましても、現在、いろいろ検討を加えておる段階でございます。

○松本賢一君 これは、理想的なものをつくるということになる、金の問題がすぐ出てくると思ふんです。そこで、そのところのにらみ合わせでいまの法規もできているのではないかと思ふのです。ですから、いまの法規ができたのは何年前か知りませんが、おそろくこれのできたころよりも、いまのほうは国民の生活水準も上がっていることだらうし、こういうことを考えれば、もう少しそういうことに金をかけても差しつかえないじゃないかという氣もするし、また、そうでなく、金のかからない方法もあると思うのです。

たとえはこの間のアパートの場合でも、網が一本あったら、おそらく何人かは助かっているだろうと思うのですよ。そんなようなことでも、まあ最終的に、最悪の場合、まことに情けない話ではあるけれども、網が一本あったために人間が助かったということもあり得るわけなんだから。ホテルでもそうですよ。避難階段があるからよからうということで、安心してゐるからそういうことになるんで、もし避難階段がなくて、金をかけた避難階段がなければ、そこに何かなわばしごとか、何とかいふものを備えなければならぬことになるから、そんなものを備えていたほうが、むしろ、人が死ななくて済んだのではないかというようなことも言えるかもしれないと思うのであります。が、そういう点、いまの規定では、いずれか一つということになっているのであります。が、いずれか一つということでは、なかなかうまくいかない場合が多いので、まあごくだれにでもわかりやすい方法で逃げられるように、やっぱり親切に、きめこまかく、こういう規定はつくっておくべきじゃないかと思うのですが、その点いかがですか。

○政府委員(松村清之君) 私も、お話し点、同感でございます。二階、三階のようなところは、ロープ一本備えておれば、普通の人間なれば避難できると思うのでございますが、実は法令で避難設備を設けるようにと強制する以上は、避難設備についてもやはり、ある一定の規格を持った設備を強制する、こういうたてまえに仕組みがで

きておりますために、いまのようなロープ一本を備えろ、こういうことは指導として、法令とは別にやっておくような状況でございまして、このロープ一本を備えろということも法令できめていものかどうか、こういう点につきましては、実質的には全く同感でございまして、法令でそういうことをやるということにつきましては、なお、今後とも十分に検討させていただきたいと存じます。

○松本賢一君　それで、そういう点もきまこまかく検討していただきたいと思います、同時に、さっき言ったような、非常に大きな盲点があると思うのです。いまの建築基準法と消防法との間の、一方で五十人という規定をし、一方で三十坪という規定をしているところ、非常に大きな盲点があるような気がするのです、その点ひとつとくお考えをいただきたいと思うのです。

大臣が非常にお急ぎのようですから、大臣にひとつお伺いをしたいと思うのですが、いま、火災の問題で説明を聞いて、それに対して質問をしているわけなんです、この間からしばしば火災が起きている。この火災は、水上温泉をはじめ各地で火災が起っており、火災の大きさと、いふよりも、人がたくさん死んでいるわけなんです。その人が死んでいる原因はいろいろあるわけなんです、その一つとして、私が特にいまお尋ねしているのは、いざというときに避難をする方法がよく考えられていない点があるんじゃないかという点を聞いています。

それでまず建築の、建築基準法から言うと、二階三階の面積が三十坪以下の場合には階段が一つでよろしいという規定があるわけなんです。二つは要らない。つくってもいいけれども、つくらないのもいいという規定があるわけなんです、消防法のほうから言うと、五十人収容の大ききまでは特別な避難設備は要らないことになっているわけなんです。そういうところ、私は法の非常に大きな欠点があるんじゃないか。それが火災で死者をつくる一つの大きな原因になってはいないかとい

うことをいまお尋ねしているのですが、そこで、大臣にお尋ねというよりは、むしろお願いをしていただきたいのは、こういったような現在の火災に対するいろいろな批判があり、いろいろな方法があるまいしうけれども、いま一つ、私がしほったその避難という問題について、いまの法規のそういった不備な点が私はひしひしとして感じられますので、その点を今後、早急にきまこまかく検討していただいて、そうしてこれを法規上もっとレベル・アップして、そうして人命をそこなわないように万全を期していただくように、ひとつお考えをいただけないかどうか、その点ひとつ大臣の御答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(永山忠則君)　近時の火災に非常な死傷者を出している点に対して、避難施設等の不備はないか。なお、これに対して十分レベル・アップを考えての検討をしるというおことは、きわめて、われわれもそういう点に対して考えておったところであり、力強いおことはいただきたまいましたので、さらに今後、検討を十分続けて、こういうような死傷事故が重ならないよう、に、それに全力をあげていきたい、こう考えておる次第でございますが、私はさらに、構造、設備等の問題とあわせて、国民全体が、いわゆる火災予防あるいは火災時の避難等に対して、もっと関心を持つような状態へ強くひとつ、国民指導をもあわせやらねばならないというようにも考えておるのでございます。

たとえば、衆参両議員のいまのわれわれの会館に問題が起きたときにおいて、これに対して各自がどれだけの知識、また訓練、あるいはそれに対する対処の心がまえがあるか。あるいはわれわれの宿舎に対してもそうでございます。これに対して十分ひとつ、まず随より始めねばならぬのではないかと、みずから自覚をいたしておるような次第でございますが、同時に、各消防が各地域、自分の受け持つ地域に對しまして、みずからここに火災が起きた場合においては、どういうように処置するかということを、プランを立て

てて各戸にわたってこれを調査して、このときにあたってはどこが避難場所であり、どこに水槽があり、どこに火災の際のホース口を向けるかといふことを絶えずひとつこれが注意を払っておくし、その家庭の人もこの点に注意をいたし、ことに旅館に泊まった場合においては、旅館のほうから必ずどこが避難場所であり、どうすれば避難をして危険を防止できるかという点に對して、絶えず責任を持って、泊まり客に話し合ひをするというような指導もいたしまして、国民総ぐるみでこれが予防体制を確立をいたしていかないと、人命の損傷のみならず、これによる損害というものは、これはもうほんとうの感でございまして、政府が一生懸命努力してつくる公団のアパートぐらいは一年に焼失されておるというやうなことをもいわれておるやうな災害状態でございますので、まあ西ドイツあたりは非常に災害が少ないのでございまして、これは構造上の関係がずいぶん多いのでございまして、きわめて災害が多い、火災が多いということについては、先進国の地位にまでいけないというやうな点がございまして、いわゆる国民の指導をいたし、国民総ぐるみで火災の予防にいくということ、また、それに即応いたしまして、政府の予算的措置も一段と努力をいたしていかねばならないのではないかと、いふうに考えております。

本年度は、とにかく十億の頭打ちを排除いたしまして、少しでも前進はいたしたいけれども、なお設備の点あるいは消防団員の出動手当等について、三百五十円を四百二十円にいたしました、奉仕の精神に徹しているから、これに對しては待遇は伴わぬでもいいという考え方は、正直者がばかを見ないやうに、やはり予算的措置も講じまして、さらに災害に對しては、公務災害補償費七十万円を九十二万円程度に引き上げるやうにいたしましたけれども、なおそれらの点について、今後十分検討いたし、お説のやうな、あらゆる点に對して、今後さらに検討いたしまして、

御期待に沿うやうに努力をいたしたいと考えるわけでございます。

○松本賢一君　もう一つ、最後に私はお尋ねしたいんですが、いま大臣、検討すると言つて、非常にまあおっしゃいましたが、大体検討の結果どうするかということが、これはどうやって話をしている間にも火事は起つておるのですから、そういう意味で非常に急ぐと思うんですが、特に先ほど来私がしほったあれをした点については、どんな小さい火事にでもそういう問題が伴ってくるわけなんです、ひとつ検討の時期をそう長く——ただいま検討中が二年も三年も続くやうなことのないやうに、ひとつどうですか、いつごろまでに大体の結論を出していただけたらいいですか。

それともう一つは、いま資金の問題、予算の問題等も大臣の話に出ましたけれども、これは自治体等は非常にそういう消防の強化ということについては金が要ると思うので、その点十分考えていただくと同時に、先ほどの問題については、個人的にも相当金が要る。旅館あるいは寄宿舍、アパートといったやうなところで、多少でも設備を強化していくということになれば、個人的にも金が要るということになると思うんですが、そういう際に、これはやはり緊急にやる、法律を改正する、と同時に、緊急にやらさなきゃならぬのだから、そういうところに対する融資とかといったやうな問題について、十分考えていただきたいと思うんですが、そういう点いかがですか。

○政府委員(松村清之君)　まあ先ほど申し上げましたやうに、避難器具をあらゆる建物に備えつけるといふこと、しかもこまかな簡単なものでも備えつけさせるといふことにつきましては、私は非常にこれは意見を同じくしておるのでございまして、ただ、法令で強制するといふこと、まあ指導的にはいままでもこれはやっておりますが、どの程度にするかといふことは、なかなかこれはむずかしい問題であるのでございまして、しかしこの点、今日の状況にかんがみまして、できるだけ——い

つとは申しませんが、できるだけ早い機会に、法令でどの程度きめるかということについて結論を得るよう努力をしてみたいと思います。

なお、第二の避難施設等をつける場合の融資の問題でございますが、これは何しろいまのようにはとんとあらゆる建物ということになりますと、非常に数が多いわけでございます。それからまた、一方においては避難器具というものはもうたくさん備えればむろんお金がかかりますけれども、小さな建物等で一つや二つ備えるにあつては、その金がかかるものでもないでございまして、しかし、融資ができればそれにしたこととはございせんが、まあ融資をするということにいたしましたけれども、これはやはり何らか一定の範囲内ものに限って考えなければならぬのではなからうかと考えます。そういうことでございまして、この融資の問題につきましても、なお今後ひとつ検討の対象にさせていただきますと存じます。

○松本賢一君 最後にですね、いま長官の御答弁がありましたようなことを、強引に進めていたきたいと同時に、指導の面も、まあいままでは法律よりも指導だ、こういうふうにおっしゃっておるわけなんです、その指導、指導とおっしゃったのが、うまくいかなかったから、私はこの際もう法令できめなきゃいけないんじゃないかということを感じ、私は法律でいんなことを規定することは、大体きらいなんですけれども、この際はどうもそこまで踏み切らなければならぬという気持ちがあるから先ほど来お尋ねしておるのであつて、この前、私が質問したときに、昨年質問しましたときに、進駐軍の接取中の奈良ホテルの例をあげまして、日本人と欧米人とは火災に対するセンスが根本的に違っているんじゃないかということをおっしゃったんですが、ああいうところも大いに参考にしていただいてすよ、そうしてほんとうに、何か火事なんというものが起こるといふようなことを考えるのはやばだといったようなところ

が日本人の気質の中にあるので、そういう点を十分留意されて、この際は単なる指導でなく、法制化に踏み切っていただきたいということを要望いたしました、質問終わりたいと思います。

○松澤兼人君 ちょっと長官にお尋ねします。この見取り図を拝見しますと、新館二階平面図というのがありますね。ここで見ますと、右側の二部屋が燃えてない。三階へいきますと左側の三部屋が焼けていない。これはどういふ火の回りの状況なんですか。

○政府委員(松村清之君) これは実はどうしてこういう状況に結果としてなっているかということ、結局火の回り方でございますが、結局焼けておるところは火が回って、焼けてないところは窒息したということになります、どうもその点つまびらかにいたしてありません。

○松澤兼人君 この三階の平面図を見ますと、焼けてないところとたくさん人がなくなっているようなところになっております。焼けていないところは、三百八号というのが十人のうち一人なくなっている、ほかは全然なくなっていない。焼けてないところとたくさん死んでいる、こういう状況はどうなんですか。

○政府委員(松村清之君) これは結局なくなりましたのは、焼けた死んだということではなくて、煙のために窒息したということとございまして、焼けたことと死んだこととは無関係と考えております。

○松澤兼人君 それは窒息で死ぬということもよくわかりますけれども、しかし右側のほうの部屋はみんな一階の屋根に飛びおりて、けがした人もいれませんが、左側のほうの部屋にいた人がみんな死んでいるわけですね。焼けた死にやないけれども、窒息しているというかしらぬ、こういう状況、ちょっとわれわれ、しろうとはわからないのですけれども、あり得ることなんですか。

は、火よりもむしろ先に煙に遭遇しておるのでございまして。火事というものは、おそらく火よりも煙のほうに先にあつたと考えられるわけでございますが、そこで、これらの人々も気がついたとき、ベルで気がついた人は別ですが、気がつかない人が多かったわけですが、それらの人々の方々は、煙で初めて気がついたので、火よりもむしろ煙のほうに早く回つてくるわけですが、その人は、先ほど申しましたように、屋根があまりしなで、飛びおりて避難することができたけれども、なかつたわけですが、他の方々は避難のしどころがなくて、自分の部屋、あるいは洗面所でもなくなつていって、逃げようと思つて、そういうところで、火が回るより早く煙のために窒息死を遂げたものと考えられるのでございまして。

○松澤兼人君 私も時間ですから簡単にあれしませんが、こういう水上なり、あるいは白浜なりという、そういうところにおける消防力の拡充とか、あるいは増強ということ、自治体だけではなかなかうまくいかぬと思うんですが、どうかといつて、別は私は消防を県消防にするとか国家消防にするとかというのを考えているわけではないので、すけれども、もう少しやはり特別の、こういうところでは、お客さんを別にすれば、ごく一般的なところと来るときには、それこそ大都会になるわけですね。しかも地理的にいえば、坂道の多いところに旅館の温泉場があるということですから、非常に施設の点でも、あるいは消防力の充実という点でも、町だけではなかなか切れないところがあるのではないかと思います。消防力の拡充なり、あるいは増強なりということについて、国家消防庁としてもいろいろお考えいただいていると思ひますけれども、これは普通の自治体の財政力を越えた、公共的といひますか、国家的なそういう政策からいって、もう少し中央で考え

てやる必要があるのじゃないかと思うのですけれども、そういう特殊な温泉地帯とか、そういう観光地帯に対する、国として、あるいは中央の消防庁として、何かお考えいただけるか、特に財政的な面にお考えいただけないかという点、どうでしょうか。

○政府委員(松村清之君) 消防は、普通の事態に對しましては現在の市町村消防で、これで十分であると考へます。ただ、市町村消防でいいのでございせんけれども、考えなければならぬことは、まず体制として、こういったところでは常備体制、消防の常備体制を持つということが必要だと思ひます。この常備体制の確立のためには、先年の法律改正に基づきまして、政令で市町村を指定して、消防の本部署を置くように義務づけしておりますが、これにつきましては、いままで一昨年、去年と二回の場合には、人口というものに基づいていたしたのでございまして。しかし、これは必ずしも合理的なものではない、人口が少なくても、こういった温泉地帯のように一時的に非常に人の集まる場所、また工場等のあるところ、こういうところにつきましましては、この人口にこだわらないで、そういうところを基準にして消防本部署の設置を義務づけようと思ひまして、実はつい近く第三回目の指定をするところになっておりますが、そこでは水上温泉は別でございまして、けれども、白浜温泉のほうは、この火事と無関係に指定の対象に予定をいたしておるのでございまして。なお、消防本部署を設けるといひまして、これは交付税で最低三百万円くらいいくようになるわけでございますが、それにいたしまして、この消防本部署をどの市町村にもというわけにいきませんで、私どもとしては、大体七百、全国三千五百の市町村のうち七百と予定しております。いますでに六百やつておりまして、あと百ほど考へておりますが、そういう中にはこういった温泉地帯、先ほど申しましたような工場地帯、こういうものを考へてまいりたいと思つております。

なお、いまお話しした市町村の消防施設等の面に

ると。そういうことのないように、その点はひとつ厳正にしていたらいい、こういう人命にかかわる」の規定による徴収の猶予（以下本条において「事業の廃止等による徴収の猶予」とい

う。若しくは第十五条の五第一項の規定による換価の猶予をした場合には、その猶予又は停止をした地方税に係る延滞金額のうち、それぞれ、当該災害等による徴収の猶予若しくは執行の停止をした期間に対応する部分の金額に相当する金額又は当該事業の廃止等による徴収の猶予若しくは換価の猶予をした期間（当該地方税に係る督促状を発送した日から起算して十日を経過した日以後の期間に限る。）に対応する部分の金額の二分の一に相当する金額は、免除する。ただし、第十五条の四第一項、第十五条の六第一項又は前条第一項の規定による取消しの基となるべき事実が生じた場合には、その生じた日以後の期間に対応する部分の金額については、地方団体の長は、その免除をしないことができる。

第十五条の九第二項中「第十五条第一項第三号、第四号若しくは第五号（前項本文に規定する部分を除く。）又は第十五条の五第一項の規定により徴収を猶予し、又は差押財産の換価を猶予した場合」を「事業の廃止等による徴収の猶予又は第十五条の五第一項の規定による換価の猶予をした場合」に、「地方税に係る延滞金額」を「地方税に係る延滞金（前項の規定による免除に係る部分を除く。）」に改める。

第十九条第三号中「第五十八条第一項若しくは第三項」を「第五十八条第一項、第二項、第三項若しくは第五項」に、「第三百二十一条の十四第一項若しくは第三項」を「第三百二十一条の十四第一項、第二項、第三項若しくは第五項」に改め、「修正」の下に「又は決定」を加える。

第十九条の七第一項中「及び配当」を削る。
第十九条の八の見出し中「及び換価」を削り、同条中「又は換価」を削る。
第二十九条の九の二の次に次の一条を加える。
(延滞金の免除)

第二十条の九の三 地方団体の長は、次の各号の一に該当する場合には、その地方税に係る延滞金第十五条の九の規定による免除に係る部分を除く。につき、当該各号に掲げる期間に対応する部分の金額を限度として、免除することができる。

一 第十六条の二第三項の規定による有価証券の取立て及び地方団体の徴収金の納付又は納入の再委託を受けた金融機関が当該有価証券の取立てをすべき日後に当該地方団体の徴収金に係る地方税の納付又は納入をした場合同日後にその納付又は納入があつたことにつき納税者又は特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がある場合を除く。
同日の翌日からその納付又は納入があつた日までの期間

二 納税貯蓄組合法（昭和二十六年法律第四十五号）第六條第一項の規定による地方税の納付又は納入の委託を受けた同法第二條第二項に規定する指定金融機関（地方税の収納をすることができものを除く。）がその委託を受けた日後に当該地方税の納付又は納入をした場合（同日後にその納付又は納入があつたことにつき納税者又は特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がある場合を除く。）同日の翌日からその納付又は納入があつた日までの期間

三 前各号の一に該当する事実に関する事実が生じた場合で政令で定める場合 政令で定める期間

第二十三条第一項第四号中「及び第百条」を、「第七十条の二及び第百条並びに租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第四十二条の三から第四十二条の五まで」に改め、同項第五号中「第九條第一項第五号」を「第二十八條第一項」に、「同条第二項において給与所得とみなされるもの」を「同法第二十九条において給与等とみなされる年金に係る所得」に改め、同項第九号を削り、同項第八号中「所得税法第八條第五項

に規定する老年者」を「年齢六十五歳以上の者」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「及び失明者その他の身体障害者」を「失明者その他の精神又は身体に障害がある者」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「と生計を一にする配偶者その他の親族で、当該年度の初日の属する年の前年（以下本節において「前年」という。）を「親族（その納税義務者の配偶者を除く。）でその納税義務者と生計を一にするものうち、前年」に改め、同号後段を削り、同号を同項第七号とし、同号の前に次の一号を加える。

六 控除対象配偶者 道府県民税の納税義務者の配偶者でその納税義務者と生計を一にするものうち、当該年度の初日の属する年の前年（以下本節において「前年」という。）の合計所得金額が五万円以下であるものをいう。

第二十三条第一項第十号中「第七項及び第八項」を「第八項及び第九項」に、「退職所得の金額及び山林所得の金額」を「退職所得金額及び山林所得金額」に改め、同号を同項第十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

十 寡婦 次に掲げる者で、扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有し、かつ、老年者に該当しないものをいう。
イ 夫と死別し、又は夫と離婚した後婚姻をしていない者
ロ 夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの

第二十三条第二項を同条第四項とし、同項の前に次の二項を加える。
2 道府県民税の納税義務者の配偶者がその納税義務者の控除対象配偶者に該当し、かつ、他の道府県民税の納税義務者の扶養親族にも該当する場合には、その配偶者は、政令で定めるところにより、これらのうちいずれか一にのみ該当するものとみなす。

3 二以上の道府県民税の納税義務者の扶養親族に該当する者がある場合には、その者は、政令で定めるところにより、これらの納税義務者のうちいずれか一の納税義務者の扶養親族にのみ該当するものとみなす。
第二十四条の三第二項を次のように改める。

2 前項の規定の適用については、受益者が特定していない場合又は存在していない場合には、委託者を受益者とみなす。この場合において、受益者が特定しているかどうか又は存在しているかどうかの判定に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十四条の四の見出し中「公社債」を「無記名公社債」に改め、同条本文中「公社債、社債」を「無記名の公債、無記名の社債」に、「その所有者」を「その元本の所有者」に改め、「収益」の下に「（以下本条において「利子等」という。）」を加え、同条ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、利子等の生ずる期間中にその元本の所有者に異動があつたときは、最後の所有者をその利子等の支払を受ける者とみなす。

第二十四条の五第一項に次のただし書を加え、同項第三号中「二十万円」を「二十四万円」に改める。

ただし、この法律の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

第二十四条の五第二項中「前項第三号の者が」の下に「所得税法第五十六条に規定する事業を経営している場合において、」を加え、「所得税法第十一条の二の規定の適用を受けるもの」を「当該事業から対価の支払を受けるもの」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

第二十五条第一項第一号中「普通水利組合及び普通水利組合連合」及び「北海道土功組合、耕地整理組合及び耕地整理組合連合会」を削る。

第三十二条第一項中「退職所得の金額又は山

林所得の金額による「退職所得金額及び山林所得金額とする」に改め、同条第二項中「退職所得金額又は山林所得の金額」を「退職所得金額又は山林所得金額」に、「所得税法第十七条の規定を除く」による所得税法第九條第一項を「による所得税法第二十二條第二項又は第三項」に改め、同条第三項中「第十一條の第二項に規定する」を「第五十七條第一項に規定する」に、「前項の規定にかかわらず、その者が第四十五條の第二項第二号に掲げる事項を記載した同項の申告書を提出した場合に限り、所得税法第十一條の第二項を「同項」に、「及び青色事業専従者の総所得金額又は山林所得の金額を算定するもの」とし、この場合において」を「不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額及び当該青色事業専従者の給与所得の金額を算定するものとする。ただし、「同項の青色事業専従者給与額」を「同項の必要経費に算入される金額」に、「八万円」を「十万円」に、「不動産所得、事業所得」を「不動産所得の金額、事業所得の金額」に、「必要経費」を「必要経費」に、「給与所得の」を「給与所得に係る」に改め、同条第四項中「第十一條の第二項」を「第五十六條」に、「その者と生計を一にする親族（年齢十五歳未満である者及び扶養控除額の控除の対象とされた者）」を「その納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族（年齢十五歳未満である者及びいづれかの所得割の納税義務者の控除対象配偶者又は扶養親族とされる者）」に改め、「その者が第四十五條の第二項第二号に掲げる事項を記載した同項の申告書を提出した場合に限り、」を削り、「不動産所得、事業所得」を「不動産所得の金額、事業所得の金額」に、「控除する」を必要経費とみなすに、「五万円」を「六万円」に改める。

第三十二條中第七項を削り、第六項を第七項とし、同条第五項中「による控除額」を「より必要経費とみなされた金額」に改め、「に相当する金額」を削り、「給与所得の」を「給与所得に係る」に改め、同項の次に次の一項を加える。

に改め、同項の次に次の一項を加える。

6 第四項の規定は、第四十五條の第二項の規定による道府県民税に関する申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。第八項において同じ。）に同項第二号に掲げる事項の記載がない場合には、適用しない。ただし、同項ただし書の規定によつて申告書を提出する義務がない場合又は当該申告書に当該事項の記載がないことについてやむを得ない事情があると市町村長が認める場合は、この限りでない。

第三十二條第九項を削り、同条第八項中「退職所得の金額若しくは山林所得の金額の計算上各年に生じた同項の純損失の金額」を「退職所得金額若しくは山林所得金額の計算上各年に生じた同項の純損失の金額（同項の規定により前年において控除されたものを除く）」に、「当該年」を「当該各年」に、「変動所得の計算上の」を「変動所得の金額の計算上生じた」に、「で前年」を「前年の総所得金額、退職所得の金額若しくは山林所得の金額の計算上控除されなかつた部分の金額」に、「を」を「に」に係るもので政令で定めるもの」に、「を」を「で」前年度以前年度の所得割について控除されなかつた部分の金額」を「を」を「は」同条第一項の規定により前年において控除されたものを除く。に、「同項又は同条第三項の申告書を提出し、かつ」を「同条第一項又は第三項の規定による申告書を提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において」に改め、「連続してこれらの申告書」の下に「（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む）」を加え、「場合に限り」を「ときに限り」に、「退職所得の金額又は山林所得の金額」を「退職所得金額又は山林所得金額」に改め、同項を同条第九項とし、

同項の前に次の一項を加える。

8 第二項から前項までの規定によつて所得割の納税義務者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を算定する場合において、当該納税義務者の前年前三年間に於ける総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上生じた所得税法第二十二條第一項第二十五号の純損失の金額（本項の規定により前年において控除されたものを除く。）は、当該純損失の金額が生じた年分以後の各年分の所得税につき同条第一項第三十九号に規定する青色申告書（以下本項において「青色申告書」という。）を提出することによつて国の税務官署の承認を受けている場合において、当該純損失が生じた年分の所得税につき青色申告書をその提出期限まで（国の税務官署においてやむを得ない事情があると認めるときは、その提出期限後に提出し、かつ、その後において第四十五條の第二項の規定による道府県民税に関する申告書を連続して提出している）に限り、当該納税義務者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。

第三十二條第十項中「前八項」を「第二項から前項まで」に、「退職所得の金額又は山林所得の金額」を「退職所得金額又は山林所得金額」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の前に次の一項を加える。

10 前項の「被災事業用資産の損失の金額」とは、たな卸資産（事業所得を生ずべき事業に係る商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産（有価証券及び山林を除く。）でたな卸すべきものとして政令で定めるものをいう）、不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産その他これに準ずる資産で政令で定めるもの又は山林の災害（震災、風水害、火災その他政令で定める災害をいう。以下本款において同じ。）による損失の金額（その災害に関連す

るやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものによりうめられた部分の金額を除く。）で同項の変動所得の金額の計算上生じた損失の金額に該当しないものをいう。

第三十三條第一項を次のように改める。

生計を一にする次の各号の一に掲げる親族（当該各号の二以上に該当する場合に於て、その該当するすべての親族のうち合算対象世帯員がある場合には、これらの者に対して課する所得割の額は、主たる所得者が自己の所得のほかその合算対象世帯員の資産所得を有するものとみなして、政令で定めるもの）は、所得税法第九十八條第一項から第四項までの規定の例によつて算定するものとする。この場合においては、同法第九十六條、第九十七條第二項及び第三項、第九十九條並びに第一百一條の規定を準用する。

一 夫と妻

二 父又は母とその子（子については、その父又は母のいずれか一方の配偶者又は配偶者であつた者と親子の關係がない者を含む。）

三 祖父又は祖母とその孫（孫については、その父又は母と生計を一にする者を除く。）

第三十三條第二項中「第十一條の第三項及び第四項」を「第九十八條第五項」に改め、「第六号」の下に「及び第七号」を加え、「第三十六條及び第三十七條の二」を「並びに第三十七條の二」に改める。

第三十四條第一項各号列記以外の部分中「退職所得の金額又は山林所得の金額」を「退職所得金額又は山林所得金額」に改め、同項第一号中「震災、風水害、火災その他政令で定める」を削り、「により資産」を「により自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族で政令で定めるものの有する資産」に、「商品、原材料、製品、半製品、仕掛品、事業用の固定資産その他これらに準ずるものとして政令で定める」を「第

三十二条第十項に規定するに、「当該損失額」を「当該損失の金額」に、「損失賠償金等によりうめられた金額」を「損害賠償金その他これらに類するものによりうめられた部分の金額」に、「が、前年の総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額の十分の一」を「の合計額が、前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の十分の一に相当する金額」に改め、同項第二号中「その扶養親族に係る政令で定める」を「自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る」に、「又は歯科治療費（保険金、損害賠償金等によりうめられた金額を除く）を支出し、その支出した金額」を「（医師又は歯科医師による診療又は治療、治療又は療養に必要な医薬品の購入その他医療又はこれに関連する人的役務の提供で政令で定めるものの対価をいう）を支払い、その支払った医療費の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものによりうめられた部分の金額を除く）の合計額」に、「退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額の百分の五」を「退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の五に相当する金額」に改め、同項第三号中「その扶養親族」を「自己と生計を一にする配偶者その他の親族」に、「第八条第八項」を「第七十四条第二項」に改め、同項第四号中「生命保険料の金額」の下に「の合計額」を加え、「その年」を「同年」に改め、「生命共済に係る契約」の下に「（共済期間が五年に満たない生命共済に係る契約で政令で定めるものを除く）」を加え、同項第五号及び第六号を次のように改める。

五 控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者 八万円

六 扶養親族を有する所得割の納税義務者 各扶養親族につき四万円

第三十四条第二項及び第三項を次のように改める。

2 道府県は、所得割の納税義務者について は、その者の前年の所得について算定した総

所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から十万円を控除するものとする。

3 第一項第六号の金額は、扶養親族を有する所得割の納税義務者に控除対象配偶者がいない場合には、その扶養親族のうち一人については、七万円（当該納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは、六万円）とする。

第三十四条第七項中「生命保険料控除額又は扶養控除額」を「又は生命保険料控除額」に、「若しくは第三項の申告書に同条第一項第五号に掲げる事項若しくは同条第三項の規定によつて記載すべき雑損控除額若しくは医療費控除額の控除に関する事項（以下本項において「控除に関する事項」と総称する。）を」又は第三項の規定による道府県民税に関する申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む）にこれらの控除に関する事項」に改め、「又は当該申告書がその提出期限までに提出されない場合」を削り、「ただし、第四十五条の二」を「ただし、同条に、「申告書に控除」を「申告書にこれらの控除」に改め、「若しくは当該申告書が当該提出期限までに提出されなかったこと」を削り、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第一項の下に」及び第二項を、「生命保険料控除額の下に」、配偶者控除額を加え、「山林所得の金額又は退職所得の金額」を「山林所得金額又は退職所得金額」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「第一項第五号」の下に「の控除対象配偶者であるかどうか又は同項第六号」を加え、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 前年の中途において所得割の納税義務者の配偶者が死亡し、同年中にその納税義務者が再婚した場合におけるその死亡し、又は再婚した配偶者に係る控除対象配偶者及び扶養親族の範囲の特例については、政令で定める。

第三十四条第四項中「生命保険料控除額」との下に「同項第五号及び前項の規定によつて控除すべき金額を配偶者控除額」とを加え、「同項第五号及び前二項」を「第一項第六号、第三項及び前項」に、「第一項第六号の規定」を「第二項の規定」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 二以上の所得割の納税義務者が生計を一にしている場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる扶養親族については、前項の規定は、適用しない。

一 これらの納税義務者のうちに控除対象配偶者を有する者がある場合 当該納税義務者のうち控除対象配偶者を有しない納税義務者の扶養親族

二 これらの納税義務者のすべてが控除対象配偶者を有せず、かつ、これらの納税義務者のうち二以上のものが扶養親族を有する場合 政令で定めるところにより、当該二以上の納税義務者のうちの一人を除く他の納税義務者の扶養親族

5 所得割の納税義務者の控除対象配偶者又は扶養親族が前年に支給を受けた給与で第三十二条第三項の規定により給与所得に係る収入金額とされるものがあるときは、その控除対象配偶者又は扶養親族に係る第一項第五号又は第六号の金額は、これらの規定にかかわらず、八万円又は四万円（第三項の規定の適用がある場合には、七万円又は六万円）からその給与の金額を控除した残額に相当する金額とする。

第三十四条に次の一項を加える。

11 前各項に定めるもののほか、第一項各号に掲げる金額の計算及びその控除の手続について必要な事項は、政令で定める。

第三十五条第二項中「退職所得の金額又は山林所得の金額」を「退職所得金額又は山林所得金額」に改める。

第三十六条第一項中「第十四条」を「第八十四条」に改める。

第三十七条第一項中「課税総所得金額（前条第一項の規定による申告書の提出があつた場合においては、同項の規定により所得税法第十四条）を「課税総所得金額（前条第一項の規定による道府県民税に関する申告書の提出があつた場合には、同項の規定により所得税法第八十四条）に、「所得税法別表第一」を「同法別表第二」に、「総所得金額（前条第一項の規定による申告書の提出があつた場合においては、同項の規定により所得税法第十四条の規定の例によつて計算した同条の調整所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額に対する）を「課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額に係る」に、「よつて計算した金額によらず、その者の」を「かかわらず、当該に、」によるものとする」を「とする」に改める。

第三十七条の二第二項中「障害者である」の下に「控除対象配偶者又は」を加え、同条第三項中「納税義務者の」の下に「控除対象配偶者若しくは」を加え、同条第四項中「第七項」を「第十項」に改め、同条第五項中「第八条第七項」を「第二項第一項第三十三号」に、「所得税法第八条第七項第二号」を「同条第一項第三十三号」に、「第十号」を「第十一号」に改め、同条第六項中「第十五条の九第一項の外国税控除限度額」を「第九十五条第一項の控除限度額」に改める。

第三十七条の三第三項中「昭和三十一年法律第二十六号」を削り、「徴収される所得税額の下に」及び同法第八條の四第一項に規定する配当所得に係る所得税額を加える。

第四十五条の二第二項第一号中「退職所得の金額又は山林所得の金額」を「退職所得金額又は山林所得金額」に改め、同項第三号中「第七項」を「第八項」に改め、同項第四号中「第八項」を「第九項」に改め、同項第五号中「生命保険料控除額」の下に、「配偶者控除額」を加え、同条第三項中「第八項」を「第九項」に改める。

第四十七条第一項第一号中「及び」を「並びに」に改める。

第四十七条第一項第一号中「及び」を「並びに」に改める。

第四十七条第一項第一号中「及び」を「並びに」に改める。

第四十七条第一項第一号中「及び」を「並びに」に改める。

第四十七条第一項第一号中「及び」を「並びに」に改める。

第四十七条第一項第一号中「及び」を「並びに」に改める。

第五十五条第一項中「本項及び第二項」を「第三項まで」に、「ことができる」を「ものとする」に改め、同条第四項中「又は第二項」を「、第二項又は第三項」に改め、同項を同条第五項とし

ごとに分割された」に、「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「前条の場合において、」を「前条第一項の法人が第五十三条の規定による申告書を提出した場合に

号に掲げる要件のすべてを満たしているものが行なう農業に対しては、事業税を課することができない。

第七十二条の五第一項第四号中「設備処

が、所得税法第二一条第一項第三十九号に規定する青色申告書（以下本節において「個人の青色申告書」という。）を提出することについて国の税務官署の承認を受けている者である」に改め、同

条第四項中「金額は、所得税法第二十六条の三の規定による青色申告書の提出がない」を「金額については、前項の規定の適用がない」に、「年」を「年分につき」に、「による申告をし」を「による申告をしている」場合（道府県知事においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告に係る期限後において事業税の納税通知書が送達される時までに申告をしている場合を含む。）で「に改め」、「の申告」を削り、「当該申告の下に（当該申告に係る期限後において事業税の納税通知書が送達される時までにされたものを含む。）」を加え、同条第五項を次のように改める。

5 前項の「被災事業用資産の損失の金額」とは、たな御資産（事業所得を生ずべき事業に係る商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産（有価証券及び山林を除く。）でたな

う。所得税法第二十六条に規定する不動産所得若しくは同法第二十七条に規定する事業所得を生ずべき事業の用に供される固定資産その他これに準ずる資産で政令で定めるもの又は山林の災害（震災、風水害、火災その他政令で定める災害をいう。以下本項において同じ。）による損失の金額（その災害に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものによりうめられた部分の金額を除く。）をいう。

第七十二條の十七第六項中「申告をした場合」を「申告をしている場合（道府県知事においてやむを得ない事情がある」と認める場合には、当該申告に係る期限後において事業税の納税通知書が送達される時までに申告をしている場合を含む。）」に改め、「同条第七項中、第四項」の下に「第六項」を、「次に」の下に「第六項の控除、」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 第一項の規定によつて個人の事業の所得を

計算する場合において、当該個人の前年前三年間に於ける所得の計算上生じた前項の損失の金額で前年前に控除されなかつた部分の金額については、当該損失の生じた年分につき第七十二条の五十五の規定による申告をしてゐる場合（道府県知事においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告に係る期限後において事業税の納税通知書が送達される時までには申告をしてゐる場合を含む。）で、かつ、その後の年分につき連続して当該申告（当該申告に係る期限後において事業税の納税通知書が送達される時までには、これらの年分につき当該個人が、個人の青色申告書を提出することについて国の税務官署の承認を受けてゐる者であるときに限り、当該個人の事業の所得の計算上控除する。

に改める。

第七十二条の二十二第四項第八号中「漁業会、」を削る。

第七十二条の二十三の二の次に次の一条を加える。

(仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除)

第七十二条の二十三の三 事業を行なう法人が

第七十二条の二十五又は第七十二条の二十八

の規定によつて提出した申告書に記載された各事業年度の所得又は収入金額が当該事業年度の課税標準とされるべき所得又は収入金額をこえ、かつ、そのこえる金額のうちに事実を偽装して経理したところに基づくものがある場合において、道府県知事が当該事業年度

正をしたときは、当該事業年度の所得又は収入金額に対する事業税として納付された金額で政令で定めるもののうち当該更正により減少する部分の金額で当該仮装して経理した金額に係るものは、第十七条、第十七条の二及び第十七条の四並びに第七十二条の三十九第四項及び第七十二条の四十一第五項の規定にかかわらず、当該更正の日の属する事業年度開始の日から五年以内に開始する各事業年度の所得又は収入金額に対する事業税額（第七十二条の二十五又は第七十二条の二十八の規定によつて申告書を提出すべき事業年度に係る所得又は収入金額を課税標準として算定した事業税額に限る。）から順次控除するものとする。

經理したところに基づく金額とみなして、同項の規定を適用する。

第七十二條の二十六第五項中「第七項」の下に「本文」を加え、同条第六項中「一月に満たないときは、一月とし、一月に満たない端数を生じたときは、切り捨てる」を「一月に満たない端数を生じたときは、一月とする」に改める。

第七十二條の二十九第一項中「第七十二條の二」を「第七十二條の二及び外國法人を除くものとし、これらの法人以外に於いて同じ。」を削り、「又は第七十二條の二」を「第七十二條の二又は第七十二條の二」に改める。

第七十二条の三十三の二第一項から第三項までの規定中「一月」を「二月」に改め、同条第四項中「所得若しくは収入金額」を「課税標準額」に改める。

第七十二条の三十五第二項後段及び第三項後段を削る。

第七十二条の四十一「第一項から第三項までの規定中」ことができる「を」ものとする」に改め、同条第四項中「前三項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同項の前に「の」の一項を加える。

第一項の法人が第七十二条の二十五又は第七十二条の二十八の規定によつて提出した申告書に記載された各事業年度の所得又は収入金額が当該事業年度の課税標準とされるべき所得又は収入金額をこえている場合において、そのこえる金額のうちに事実を仮装して経理したところに基づくものとあるときは、道府県知事は、当該事業年度の所得又は収入金額に対する事業税につき、その法人が当該事業年度後の各事業年度の確定した決算において当該事実に係る修正の経理をし、かつ、当該決算に基づく申告書を提出するまでの間は、更正をしないことができる。

第七十二條の四十三第一項中「収入金額若しくは所得」を「課税標準額」に改める。

第七十二條の四十五第一項中(当該税額のうち第十五條の三第一項の規定によつて徴収猶予を受けた税額がある場合においては、当該徴収猶予を受けた税額については、その徴収猶予を受けた期間に及び、当該徴収猶予を受けた税額百円について一日二銭の割合を乗じて計算した金額)を削る。

第七十二條の五十第一項中「第九條第一項第三号及び第四号」を「第二十六條及び第二十七條」に、「所得税法第九條第一項第三号若しくは第四号」を「同法第二十六條若しくは第二十七條」に改め、同法第二十六條を「第二百二十條(同法第六十六條において準用する場合を含む。)」に、「不動産所得及び事業所得から」を、「当該申告した所得から」に、「第十一條の四から第十二條まで」を「第七十二條から第七十八條まで及び第八十條(同法第六十五條の規定により同法第七十二條及び第八十條の規定に準ずる場合を含む。)」に改める。

第七十二條の五十五第一項中「及び第六項」を「第六項及び第七項」に改める。

第七十三條の二第二項中「最初に使用又は譲渡が行われた日」を「最初の使用又は譲渡」に、「譲渡の日」をもつて「譲渡。以下本項において同じ。」が行なわれた日において、「ついで使用又は譲渡」を「ついで最初の使用又は譲渡」に、「日をもつて」を「日において」に改める。

第七十三條の四第一項第三号中「及び民法第三十四條の法人」を、民法第三十四條の法人又は政令で定める医療法人に改め、「直接教育の用に供する不動産」の下に、民法第三十四條の法人で職業訓練法(昭和三十三年法律第百三十三号)第二條第二項に規定する職業訓練を行なうことを目的とするものがその職業訓練施設において直接職業訓練の用に供する不動産を加える。

第七十三條の五第一項中「(昭和二十七年法律

第二百二十九号)を削る。

第七十三條の六第三項中「第六項の下に(日本住宅公団法第四十二條において適用する場合を含む。)」を、「第九項の下に(日本住宅公団法第四十二條において適用する場合を含む。)」を加える。

第七十三條の十四に次の二項を加える。

10 病院若しくは診療所又は助産所の用に供する家屋を建築した場合において、当該家屋のうち患者等を収容する政令で定める施設(以下「病とう」という。)が耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第百一十号)第二條第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下本項において同じ。)であるときは、当該家屋の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、医療金融公庫法(昭和三十三年法律第九十五号)第二十二條に規定する業務方法書において定められるところによつて算出した耐火建築物と木造の建築物との単位面積当たりの標準建設費の差額に政令で定める率を乗じて得た額に当該病とうの床面積の合計を乗じた額を価格から控除するものとす。

11 防災建築街区造成組合(以下本項において「組合」という。)の組合員が組合から防災建築物又はその敷地を取得した場合において、当該組合員が当該組合員に対して土地を出資していたときは、当該組合員の当該防災建築物又はその敷地の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該組合員が出資した土地の固定資産課税台帳に登録された価格(当該土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八條第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格)に相当する額を価格から控除するものとする。

第七十三條の二十四第一項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「一年以内」を「二年以内」

に、「新築し、又は当該土地を取得した日前一年の期間内に当該土地の上に住宅を新築していた」を「新築した」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二 土地を取得した者が当該土地を取得した日前一年の期間内に当該土地の上に住宅を新築していた場合

第七十三條の二十五第一項中「前条」の下に「第一項第一号」を加え、「一年」を「二年」に、「同条第一項」を「同条」に改める。

第七十三條の二十六第一項中「第七十三條の二十四第一項」の下に「第一号」を加える。

第七十三條の二十七第一項中「第七十三條の二十四」の下に「第一項第一号」を加え、「同条第一項」を「同条」に改める。

第七十八條の二第二項中「四百円」を「六百円」に改める。

第二章第五節に次の一款を加える。

第六款 交付

(娛樂施設利用税のゴルフ場所在の市町村に對する交付)

第一百十二條の二 道府県は、当該道府県内のゴルフ場所在の市町村に對し、自治省令で定めるところにより、当該道府県に納入され、又は納付された当該市町村に所在するゴルフ場に係る娛樂施設利用税の額の六分の一に相当する額を交付するものとする。

第一百四條の三の見出し中「旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に係る」を「旅館及び飲食店等における」に改め、同条中「旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第二條に規定するホテル及び旅館その他政令で定める場所に限る。以下第一百四條の五及び第二百二十九條第三項において同じ。」を削り、同条に次の一項を加える。

2 道府県は、旅館及び飲食店その他これに類する場所政令で定める要件を備えるものとして道府県知事が指定するものにおける宿泊及びこれに伴う飲食又は飲食及びその他の利用行為(政令で定める旅館における飲食及びその他の利用行為並びに遊興を伴う飲食及びその他の利用行為を除く。以下本項において同じ。)に對して課する料理飲食等消費税の課税標準の算定については、当該宿泊及びこれに伴う飲食又は飲食及びその他の利用行為の料金に含まれる率仕料の額が、それぞれ、当該料金から当該率仕料の額を控除した額の百分の十以下であるときは、当該率仕料(第百二十九條第一項又は第二項の規定によつて領収証を交付すべき場合における率仕料にあつては、当該領収証に記載されているものに限る。)の額を、それぞれ、宿泊及びこれに伴う飲食又は飲食及びその他の利用行為の料金から控除する。

第一百四條の四第一項中「五百円」を「六百円」に改め、「利用行為」の下に「遊興を伴う飲食及びその他の利用行為を除く。」を加え、同条第二項中「二百五十円」を「三百円」に改める。

第一百四條の五第一項中「千円」を「千二百円」に改める。

第二百二十九條第三項中「千円」を「千二百円」に、「利用行為」を「利用行為(遊興を伴う飲食及びその他の利用行為を除く。)」で、「五百円」を「六百円」に改める。

第一百八十條第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区についての鉱区税の税率は、前項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する税率の三分の二とする。

第二百九十二條第一項第四号中「及び第百條」を、「第七十條の二及び第百條並びに租税特別措置法第四十二條の三から第四十二條の五まで」に改め、同項第五号中「第九條第一項第五号」を「第二十八條第一項」に、「同条第二項において給与所得とみなされるもの」を「同法第二十

九条において給与等とみなされる年金に係る所得に改め、同項第九号を削り、同項第八号中「所得税法第八号第五項に規定する老年者」を「年齢六十五歳以上の者」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「及び失明者その他の身体障害者」を「失明者その他の精神又は身体に障害がある者」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「と生計を一にする配偶者その他の親族で、当該年度の初日の属する年の前年（以下本節において「前年」という。）を「親族（その納税義務者の配偶者を除く。）でその納税義務者と生計を一にするものうち、前年」に改め、同号後段を削り、同号を同項第七号とし、同号の前に次の一号を加える。

六 控除対象配偶者 市町村民税の納税義務者の配偶者でその納税義務者と生計を一にするものうち、当該年度の初日の属する年の前年（以下本節において「前年」という。）の合計所得金額が五万円以下であるものをいう。

第二百九十二条第一項第十号中「第七項及び第八項」を「第八項及び第九項」に、「退職所得の金額及び山林所得の金額」を「退職所得金額及び山林所得金額」に改め、同号を同項第十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

十 寡婦 次に掲げる者で、扶養親族その他の者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有し、かつ、老年者に該当しないものをいう。

イ 夫と死別し、又は夫と離婚した後婚姻をしていない者
ロ 夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの

第二百九十二条第二項中「引用する場合」の下に「第三百七条の六及び第三百二十一条の四において引用する場合を除く。」を加え、同項を同条第四項とし、同項の前に次の二項を加える。

2 市町村民税の納税義務者の配偶者がその納

税義務者の控除対象配偶者に該当し、かつ、他の市町村民税の納税義務者の扶養親族にも該当する場合には、その配偶者は、政令で定めるところにより、これらのうちいずれか一にのみ該当するものとみなす。

3 二以上の市町村民税の納税義務者の扶養親族に該当する者がある場合には、その者は、政令で定めるところにより、これらの納税義務者のうちいずれか一の納税義務者の扶養親族にのみ該当するものとみなす。

2 前項の規定の適用については、受益者が特定していない場合又は存在していない場合には、委託者を受託者とみなす。この場合において、受益者が特定しているかどうか又は存在しているかどうかの判定に必要事項は、政令で定める。

第二百九十四条の四の見出し中「公社債」を「無記名公社債」に改め、同条本文中「公債、社債」を「無記名の公債、無記名の社債」に、「その所有者」を「その元本の所有者」に改め、「収益」の下に「（以下本条において「利子等」という。）」を加え、同条ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、利子等の生ずる期間中にその元本の所有者に異動があつたときは、最後の所有者をその利子等の支払を受ける者とみなす。

第二百九十五条第一項に次のただし書を加え、同項第三号中「二十万円」を「二十四万円」に改める。

ただし、この法律の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

第二百九十五条第二項中「前項第三号の者が」の下に「所得税法第五十六条に規定する事業を経営している場合において、」を加え、「所得税法第三十一条の規定の適用を受ける者」を「当該事業から対価の支払を受けるもの」に、「場合

においては」とときはに改める。

第二百九十六条第一項第一号中「普通水利組合及び普通水利組合連合会及び、北海道土功組合、耕地整理組合及び耕地整理組合連合会」を削る。

第三百一十一条第一号中「義務がある」の下に「控除対象配偶者又は」を加える。

第三百一十三条第一項中「退職所得の金額又は山林所得の金額による」を「退職所得金額及び山林所得金額とする」に改め、同条第二項中「退職所得の金額又は山林所得の金額」を「退職所得金額又は山林所得金額」に、「（所得税法第十七条の規定を除く。）による所得税法第九条第一項」を「による所得税法第二十二條第二項又は第三項」に改め、同条第三項中「第十一條の二第二項に規定する」を「第五十七條第一項に規定する」に、「前項の規定にかかわらず、その者が第三十七條の二第二項に掲げる事項を記載した同項の申告書を提出した場合に限り、所得税法第三十一条の二第二項を同項に」と及び青色事業専従者の総所得金額又は山林所得の金額を算定するものとし、この場合において「を」の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額及び当該青色事業専従者の給与所得の金額を算定するものとする。ただし、「同項の青色専従者給与額」を「同項の必要経費に算入される金額」に、「八万円」を「十万円」に、「不動産所得、事業所得」を「不動産所得の金額、事業所得の金額」に、「必要経費」を「必要経費」に、「給与所得」を「給与所得に係る」に改め、同条第四項中「第十一條の二第一項」を「第五十六條」に、「その者と生計を一にする親族年齢十五歳未満である者及び扶養控除額の控除の対象とされた者」を「その納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族（年齢十五歳未満である者及びいづれかの所得割の納税義務者の控除対象配偶者又は扶養親族とされる者）」に改め、「その者が第三十七條の二第二項第一号に掲げる事項を記載した同項の申告書を提出した

場合に限り」を削り、「不動産所得、事業所得」を「不動産所得の金額、事業所得の金額」に、「控除する」を「必要経費とみなす」に、「五万円」を「六万円」に改める。

第三百一十三条第七項を削り、第六項を第七項とし、同条第五項中「による控除額」を「より必要経費とみなされた金額」に改め、「に相当する金額」を削り、「給与所得」を「給与所得に係る」に改め、同項の次に次の一項を加える。

6 第四項の規定は、第三百一十七條の二第二項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。第八項において同じ。）に同項第二号に掲げる事項の記載がない場合には、適用しない。ただし、同項ただし書の規定によつて申告書を提出する義務がない場合又は当該申告書に当該事項の記載がないことについてやむを得ない事情があると市町村長が認める場合は、この限りでない。

第三百一十三条第九項を削り、同条第八項中「退職所得の金額若しくは山林所得の金額の計算上各年に生じた同項の純損失の金額」を「退職所得金額若しくは山林所得金額の計算上各年に生じた同項の純損失の金額（同項の規定により前年において控除されたものを除く。）」に、「当該年」を「当該各年」に、「変動所得の計算上の」を「変動所得の金額の計算上生じた」に、「で前年前の総所得金額、退職所得の金額若しくは山林所得の金額の計算上控除されなかつた部分の金額」を「に保るもので政令で定めるもの」に、「をいう。」で前年度以前の年度の所得割について控除されなかつた部分の金額を「をい

において控除されたものを除く。」に、「同項又は同条第三項の申告書を提出し、かつ、同条第一項又は第三項の規定による申告書を提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市町村民税の納税通知書が送

達される時までに提出した場合を含む。において「改め、連続してこれらの申告書」の下に「その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。」を加え、「場合に限り」を「ときに限り」に、退職所得の金額又は山林所得の金額を「退職所得金額又は山林所得金額」に改め、同項を同条第九項とし、同項の前に次の一項を加える。

8 第二項から前項までの規定によつて所得割の納税義務者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を算定する場合において、当該納税義務者の前年前三年間に於ける総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上生じた所得税法第二項第一項第二十五号の純損失の金額（本項の規定により前年前に於いて控除されたものを除く。）は、当該純損失の金額が生じた年分以後の各年分の所得税につき同条第一項第三十九号に規定する青色申告書（以下本項において「青色申告書」という。）を提出することについて国税庁の承認を受けている場合において、当該純損失が生じた年分の所得税につき青色申告書をその提出期限まで（国税庁の承認を受けている場合において）提出し、かつ、その後において第三百十七条の二第一項の規定による申告書を連続して提出しているときに限り、当該納税義務者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。

第三百十三条第十項中「前八項」を「第二項から前項まで」に、「退職所得の金額又は山林所得の金額」を「退職所得金額又は山林所得金額」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の前に次の一項を加える。

10 前項の「被災事業用資産の損失の金額」とは、たな御資産（事業所得を生ずべき事業に係る商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産（有価証券及び山林を除く。）でた

な卸すべきものとして政令で定めるものという。）、不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産その他これに準ずる資産で政令で定めるもの又は山林の災害（震災、風水害、火災その他政令で定める災害をいう。以下同じ。）による損失の金額（その災害に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものによりうめられた部分の金額を除く。）で同項の変動所得の金額の計算上生じた損失の金額に該当しないものをいう。

第三百十四条第一項を次のように改める。
生計を一にする次の各号の一に掲げる親族（当該各号の二以上に該当する場合に於ては、その該当するすべての親族）のうち合算対象世帯員がある場合には、これらの者に対して課する所得割の額は、主たる所得者が自己の所得のほかその合算対象世帯員の資産所得を有するものとみなして、政令で定めるもののほか、所得税法第九十八条第一項から第四項までの規定の例によつて算定するものとする。この場合においては、同法第九十六条、第九十七条第二項及び第三項、第九十九条並びに第一百一条の規定を準用する。

一 夫と妻
二 父又は母とその子（子については、その父又は母のいずれか一方の配偶者又は配偶者であつた者と親子の關係がない者を含む。）

三 祖父又は祖母とその孫（孫については、その父又は母と生計を一にする者を除く。）
第三百十四条第二項中「第十一項の第三項及び第四項」を「第九十八条第五項」に改め、「第六号」の下に「及び第七号」を加え、「第三百十四条の四及び第三百十四条の七」を並びに「第三百十四条の七」に改める。

第三百十四条の二第二項各号列記以外の部分中「退職所得の金額又は山林所得の金額」を「退

職所得金額又は山林所得金額」に改め、同項第一号中「震災、風水害、火災その他政令で定める」を削り、「により資産」により自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族で政令で定めるものの有する資産に、「商品、原材料、製品、半製品、仕掛品、事業用の固定資産その他これらに準ずるものとして政令で定める」を「第三百十三条第十項に規定する」に、「当該損失額」を「当該損失の金額」に、「損害賠償金等によりうめられた金額」を「損害賠償金その他これらに類するものによりうめられた部分の金額」に、「が、前年の総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額の十分の一」を「の合計額が、前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の十分の一に相当する金額」に改め、同項第二号中「その扶養親族に係る政令で定める」を「自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る」に、「又は歯科治療費（保険金、損害賠償金等によりうめられた金額を除く。）を支出し、その支出した金額を」（医師又は歯科医師による診療又は治療、治療又は療養に必要な医薬品の購入その他医療又はこれに関連する人的役務の提供で政令で定めるものの対価をいう。）を支払い、その支払った医療費の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものによりうめられた部分の金額を除く。）の合計額に、「退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額の百分の五」を「退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の五に相当する金額」に改め、同項第三号中「その扶養親族」を「自己と生計を一にする配偶者その他の親族」に、「第八條第八項」を「第七十四條第二項」に改め、同項第四号中「生命保険料の金額」の下に「の合計額」を加え、「その年」を「同年」に改め、「生命共済に係る契約の下に（共済期間が五年に満たない生命共済に係る契約で政令で定めるものを除く。）」を加え、同項第五号及び第六号を次のように改める。

五 控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者 八万円
六 扶養親族を有する所得割の納税義務者 各扶養親族につき四万円
第三百十四条の二第二項及び第三項を次のように改める。
2 市町村は、所得割の納税義務者について、その者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から十万円を控除するものとする。
3 第一項第六号の金額は、扶養親族を有する所得割の納税義務者に控除対象配偶者がいない場合には、その扶養親族のうち一人については、七万円（当該納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者がいるときは、六万円）とする。
第三百十四条の二第七項中、「生命保険料控除額又は扶養控除額」又は「生命保険料控除額」に、「若しくは第三項の申告書に同条第一項第五号に掲げる事項若しくは同条第三項の規定によつて記載すべき事項若しくは医療費控除額の控除に関する事項（以下本項において「控除に関する事項」と総称する。）を又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）にこれらの控除に関する事項」に改め、「又は当該申告書がその提出期限までに提出されない場合」を削り、「ただし、第三百十七条の二」を「ただし、同条」に、「申告書に控除」を「申告書にこれらの控除」に改め、「若しくは当該申告書が当該提出期限までに提出されなかつたことを削り、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第一項」の下に「及び第二項」を、「生命保険料控除額」の下に、「配偶者控除額」を加え、「山林所得の金額又は退職所得の金額」を「山林所得金額又は退職所得金額」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「第一項第五号」の下に「の控除対象配偶者であるかどうか又は同項第六号」を加え、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 前年の中途において所得割の納税義務者の配偶者が死亡し、同年中にその納税義務者が再婚した場合におけるその死亡し、又は再婚した配偶者に係る控除対象配偶者及び扶養親族の範囲の特例については、政令で定める。

第三百十四条の二第四項中「生命保険料控除額」との下に、同項第五号及び前項の規定によつて控除すべき金額を配偶者控除額とを加え、

「同項第五号及び前二項」を「第一項第六号、第三項及び前項」に、「第一項第六号の規定」を「第二項の規定」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 二以上の所得割の納税義務者が生計を一にしている場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる扶養親族については、前項の規定は、適用しない。

一 これらの納税義務者のうちに控除対象配偶者を有する者がある場合、当該納税義務者のうち控除対象配偶者を有しない納税義務者の扶養親族

二 これらの納税義務者のすべてが控除対象配偶者を有せず、かつ、これらの納税義務者のうち二以上のものが扶養親族を有する場合、政令で定めるところにより、当該二以上の納税義務者のうちの一人を除く他の納税義務者の扶養親族

5 所得割の納税義務者の控除対象配偶者又は扶養親族が前年に支給を受けた給与で第三十三条第三項の規定により給与所得に係る収入金額とされるものがあるときは、その控除対象配偶者又は扶養親族に係る第一項第五号又は第六号の金額は、これらの規定にかかわらず、八万円又は四万円（第三項の規定の適用がある場合には、七万円又は六万円）からその給与の金額を控除した残額に相当する金額とする。

第三百十四条の二に次の一項を加える。

11 前各項に定めるもののほか、第一項各号に

掲げる金額の計算及びその控除の手続について必要な事項は、政令で定める。

第三百十四条の三第二項中「退職所得の金額又は山林所得の金額」を「退職所得金額又は山林所得金額」に改める。

第三百十四条の四中「第十四条」を「第八十四条」に改める。

第三百十四条の五中「課税総所得金額（前条の規定による申告書の提出があつた場合においては、同条の規定により所得税法第十四条を「課税総所得金額（前条の規定による申告書の提出があつた場合には、同条の規定により所得税法第八十四条に、所得税法別表第一及び別表第二」を「同法別表第二及び別表第三」に、「総所得金額（前条の規定による申告書の提出があつた場合においては、同条の規定により所得税法第十四条の規定の例によつて計算した同条の調整所得金額）、退職所得の金額又は山林所得の金額に対する」を「課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額に係る」に、「よつて計算した金額によらず、その者の」を「かわらず、当該」に「によるものとする」を「とする」に改める。

第三百十四条の六第一項中「百分の八・四」を「百分の八・九」に、「百分の十・一」を「百分の十・七」に改める。

第三百十四条の七第一項中「障害者である」の下に「控除対象配偶者又は」を加え、同条第三項中「納税義務者の」の下に「控除対象配偶者若しくは」を加え、同条第四項中「第七項」を「第十項」に改め、同条第五項中「第八條第七項」を「第二條第一項第三十三号の」に、「所得税法第八條第七項第二号」を「同条第一項第三十三号」に、「第十号」を「第十一号」に改め、同条第六項中「第十五条の九第一項の外国税控除限度額」を「第九十五條第一項の控除限度額」に改める。

第三百十四条の八第三項中「徴収される所得税額（の下に）及び同法第八条の四第一項に規定

する配当所得に係る所得税額」を加える。

第三百十五條中「退職所得の金額」を「退職所得金額」に、「山林所得の金額」を「山林所得金額」に改める。

第三百十七條中「退職所得の金額又は山林所得の金額」を「退職所得金額又は山林所得金額」に改める。

第三百十七條の二第一項第一号中「退職所得の金額又は山林所得の金額」を「退職所得金額又は山林所得金額」に改め、同項第三号中「第七項」を「第八項」に改め、同項第四号中「第八項」を「第九項」に改め、同項第五号中「生命保険料控除額」の下に「配偶者控除額」を加え、同条第三項中「第八項」を「第九項」に改め、同条第五項中「前年中において給与所得又は退職所得（所得税法第九條第一項第六号に規定する退職所得（同条第二項において退職所得とみなされるものを含む）をいう）の支払を受けたものに、所得税法第六十二條第一項の規定によつて交付されるべき前年の所得に係る」を「所得税法第二百二十六條の規定により前年の所得に係る源泉徴収票を交付されるものに、当該」に改める。

第三百十七條の三中「退職所得の金額又は山林所得の金額」を「退職所得金額又は山林所得金額」に改める。

第三百十七條の六第一項中「第三十八條第一項」を「第八十三條」に改める。

第三百二十一條の二第二項中「及び第三百二十八條第一項」を削る。

第三百二十一條の四第一項及び第六項中「第三十八條第一項」を「第八十三條」に改める。

第三百二十一條の八第一項中「以下本節において同じ」、第八十八條を「以下第十項を除き、本節において同じ」、第八十八條に改め、同条第四項中「総損金（総損金を「損金の額が益金の額」に改め、「第八十一條」の下に「（同法第四十五條において準用する場合を含む。次項において同じ）」を加え、「損金」を「損金の額」に改め、同条第七項中「第四項」を

「第五項」に改め、同条第八項中「第三百二十一條の十一第三項」を「第三百二十一條の十一第四項」に改め、同条に次の二項を加える。

10 法人税法第七十條の二に規定する更正が行なわれた場合において、当該更正に係る法人税額に基づいて市町村長が第三百二十一條の十一第一項又は第三項の規定によつて更正をしたときは、当該更正に係る事業年度の法人税額として納付された金額のうち当該更正により減少する部分の金額で政令で定めるものは、第十七條、第十七條の二及び第十七條の四並びに第三百二十一條の十一第五項の規定にかかわらず、当該更正の日を属する事業年度開始の日から五年以内に開始する各事業年度の法人税割額（法人税法第七十四條第一項の規定によつて申告書を提出すべき事業年度に係る法人税額を課税標準として算定した法人税割額に限る。）から順次控除するものとする。

11 前二項の規定による法人税割額からの控除については、まず第九項の規定による控除をした後において、前項の規定による控除をするものとする。

第三百二十一條の十一第一項中「本項及び第二項」を「第三項まで」に、「ことが出来る」を「ものとする」に改め、同条第四項中「又は第二項」を「第二項又は第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の」を「第三百二十一條の八第一項、第二項又は第六項の規定による」に、「第三百二十一條の八第一項後段」を「同条第一項後段」に、「ことが出来る」を「ものとする」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 市町村長は、第一項若しくは本項の規定による更正又は前項の規定による決定をした場合において、当該更正若しくは決定をした法人税額若しくは法人税割額がその調査によつて、確定法人税額若しくはこれを課税標準と

して算定すべき法人税割額と異なることを発見したとき、又は当該更正若しくは決定をした均等割額がその調査したところと異なることを発見したときは、これを更正するものとする。

第三百二十一條の十二第一項中「又は第二項の規定による更正又は決定」を「若しくは第三項の規定による更正又は同条第二項の規定による決定に」、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第二項中「前条第一項の規定による更正」の下に「（当該更正に係る同条第三項の規定による更正を含む）」を加え、同条第三項中「又は第二項の規定による更正又は決定」を「若しくは第三項の規定による更正又は同条第二項の規定による決定」に改める。

第三百二十一條の十四の見出し中「修正」を「基準となる従業者数の修正又は決定」に改め、同条第四項中「又は前項」を「第二項、第三項若しくは前項」に、「修正し」、「を修正し若しくは決定した場合」に、「これを」を「前項の規定によつて当該従業者数を」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前条」の下に「第一項、第二項若しくは第三項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前条」の下に「又は前三項」を加え、「申告書に記載された」を「関係市町村ごとに分割された」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「前条の場合において」、「を「前条第一項の法人が第三百二十一條の八の規定による申告書を提出した場合において、当該」に改め、同項の次に次の二項を加える。

2 前項の市町村長は、同項の法人が第三百二十一條の八の規定による申告書を提出しなかつた場合同条第一項後段の規定の適用を受ける場合を除く。には、関係市町村ごとに分割すべき法人税額の分割の基準となる従業者数を決定するものとする。

3 第一項の市町村長は、同項若しくは本項の規定による従業者数の修正又は前項の規定に

よる従業者数の決定をした場合において、当該修正又は決定に係る従業者数が事実と異なることを発見したときは、これを修正するものとする。

第三百二十一條の十五第一項中「前条第四項」を「前条第六項」に改める。

第三百二十七條第一項中「第三百二十一條の八第三項の規定による申告」の下に「（同条第八項の規定による申告を含む。以下本項において同じ。）」を加え、「当該期間の末日の翌日から第三百二十一條の八第三項の規定による申告」を「同項の規定による申告が同項の納期限内にされているときは当該控除された期間の末日の翌日から当該申告」に改め、「（当該税額のうち第十五條の三第一項の規定によつて徴収猶予を受けた税額がある場合においては、当該徴収猶予を受けた税額については、その徴収猶予を受けた期間に応じ、当該徴収猶予を受けた税額百円について一日二銭の割合を乗じて計算した金額）」を削る。

第三百四十八條第二項第六号の二中「汚水処理施設」の下に「及び下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十二條第一項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で、自治省令で定めるもの」を加え、同項第六号の三中「防壁」の下に「並びに高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二十四号）第五條第一項又は第六條の規定による許可を受けた者のうち政令で定める高圧ガスの充てん又は販売の業を営む者が政令で定めるものが公共の危害防止のため設置する障壁その他の構造物で自治省令で定めるもの」を加え、同項第十四号中「日本商工会議所」の下に「並びに商工会及び商工会連合会」を加え、同項に次の三号を加える。

二十五 農業協同組合法、水産業協同組合法及び森林法による組合及び連合会並びに政令で定める民法第三十四條の法人が所有し、かつ、有線放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第三十五号）

第二条に規定する有線放送の業務又は有線放送電話に関する法律（昭和三十三年法律第五十二号）第二条第二項に規定する有線放送電話業務の用に供する償却資産で政令で定めるもの

二十六 民法第三十四條の法人で学生又は生徒の修学を援助することを目的とするものがその目的のため設置する寄宿舎で政令で定めるものにおいて直接その用に供する家屋

二十七 日本鉄道建設公団が日本鉄道建設公団法（昭和二十九年法律第三号）第二十三條第一項の規定により日本国有鉄道に貸し付けた鉄道施設の用に供する固定資産

第三百四十八條第四項中「及び商店街振興組合法」を「商店街振興組合法及び環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（昭和三十三年法律第六十四号）に改め、私立学校教職員共済組合」の下に「農林漁業団体職員共済組合」を加える。

第三百四十九條の三第二項中「第十四項」を「第十三項」に改め、同条第六項を削り、第七項から第十六項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十七項中「（昭和三十三年法律第三号）」及び「及び同項第二号の規定により日本国有鉄道に貸し付けた鉄道施設の用に供する固定資産」を削り、「前二条」を「第三百四十九條」に、「当該固定資産」を「当該土地」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「第十四項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十七項とし、同項の次に次の一項を加える。

18 地方鉄道法又は軌道法の規定による地方鉄道業者又は軌道経営者が、河川その他公共の用に供される政令で定める水域に係る事業で政令で定めるものの施行により必要を生じた地方鉄道又は軌道に係る橋りょうの新設又は改良により敷設された当該橋りょうに係る線路設備又は電路設備（第二項の規定の適用を受けるものを除き、以下本項において「線路

設備等」という。）を取得して事業の用に供する場合においては、当該線路設備等に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該線路設備等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については当該線路設備等の価格の三分の一の額とし、その後の五年度分の固定資産税については当該線路設備等の価格の三分の二の額とする。

第三百五十一條中「土地にあつては二万円、家屋にあつては三万円」を「土地又は家屋にあつてはそれぞれ三万円に」、「二万円、三万円」を「三万円」に改める。

第四百八十九條第二項に次の一号を加える。

八 さく酸（揮発油を原料とするものに限る。）

第四百八十九條第七項中「当該氷」を「氷」に改め、同条第八項中「直接水産物の」を「直接に改め、同条第十三項を第十四項とし、第九項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第八項の次に次の一項を加える。

9 前二項に定めるもののほか、製氷設備に係る製氷能力が政令で定める基準以上の製氷工場において直接水の製造に使用する電気又は冷凍能力が政令で定める基準以上の冷蔵蔵庫（もつぱら農産物、畜産物及び水産物以外の物の冷蔵又は凍結の用に供するものを除く。）において直接冷蔵若しくは凍結に使用する電気に対しては、電気ガスを課することができない。

第七百二條第二項中「第十項、第十一項又は第十三項」を「第九項、第十項、第十二項又は第十六項」に改める。

第七百三條の三第五項中「第九條第一項第五号」を「第二十八條第二項」に、「退職所得の金額及び山林所得の金額」を「退職所得金額及び山林所得金額」に、「第一項第六号」を「第二項」に改め、同条第六項中「山林所得の金額」を「山林所

得金額に、「第十一條の二第二項、第三項又は第四項」を「第五十七條第一項、第二項又は第三項」に改め、同條第七項中「退職所得の金額又は山林所得の金額」を「退職所得金額又は山林所得金額」に改め、同條第八項中「退職所得の金額及び山林所得の金額」を「退職所得金額及び山林所得金額」に改め、「同項各号」の下に「及び同條第二項」を加える。

第七百三十三條の四「当該年度分の道府県民税の所得割に係る第三十二條第一項」を「第三百十四條の二第二項」に、「同條第三項」を「第三百十三條第三項」に、「第十一條の二第二項、第三項又は第四項」を「第五十七條第一項、第二項又は第三項」に、「山林所得の金額」を「山林所得金額」に、「退職所得の金額」を「退職所得金額」に、「第一項第六号に掲げる」を「第二項に規定する」に改める。

第七百六十六條の二第一項中「退職所得の金額及び山林所得の金額」を「退職所得金額及び山林所得金額」に改める。

第七百三十四條第三項中「百分の八・四」を「百分の八・九」に、「百分の十・一」を「百分の十・七」に、「百分の十三・九」を「百分の十四・七」に、「百分の十六・七」を「百分の十七・七」に改める。

附則第五項各号列記以外の部分中「第九條第一項第二号」を「第二十四條」に改め、附則第六項及び第七項を削り、附則第八項中「とす」を「とし、租税特別措置法第六十六條の十の規定の適用を受ける法人で法人税法第八十一條の規定によつて法人税額の還付を受けたものに対する第五十三條第四項及び第三百二十一條の八第四項の規定の適用については、これらの規定中「五年」とあるのは「八年」と、「法人税法第五十七條」とあるのは「法人税法第五十七條及び租税特別措置法第六十六條の十」とするに改め、同項を附則第六項とし、附則第九項から第十一項までを二項ずつ繰り上げ、附則第十二項中「第九條第一項第二号」を「第二十四條」に改め、

同項を附則第十項とし、附則第十三項を削り、第十四項を第十一項とし、第十五項を第十二項とし、第十六項を第十三項とし、附則第十七項中「附則第三十五項」を「附則第二十九項」に、「改正前の法」を「昭和三十七年改正前の法」に改め、同項を附則第十四項とし、附則第十八項中「改正前の法」を「昭和三十七年改正前の法」に、「附則第十七項」を「附則第十四項」に改め、同項を附則第十五項とし、附則第十九項中「改正前の法」を「昭和三十七年改正前の法」に、「附則第十七項又は附則第二十項」を「附則第十四項又は附則第十七項」に改め、同項を附則第十六項とし、附則第二十項中「附則第二十三項」を「附則第二十七項」に改め、同項を附則第十七項とし、附則第二十一項中「附則第二十項」を「附則第十七項」に改め、同項を附則第十八項とし、附則第二十二項から第二十四項までを三項ずつ繰り上げ、附則第二十五項中「附則第十九項」を「附則第十六項」に改め、同項を附則第二十三項とし、附則第二十六項中「附則第二十五項」を「附則第二十二項」に改め、同項を附則第二十三項とし、附則第二十七項中「附則第十九項」を「附則第十六項」に、「改正前の法」を「昭和三十七年改正前の法」に改め、同項を附則第二十四項とし、附則第二十八項を附則第二十五項とし、附則第二十九項中「附則第十七項」を「附則第十四項」に、「附則第二十五項」を「附則第二十二項」に、「附則第二十七項」を「附則第二十四項」に改め、同項を附則第二十六項とし、附則第三十項を第二十七項とし、第三十一項を第二十八項とし、第三十二項から第四十一項までを削り、第五十七項を第七十六項とし、第五十四項を第七十五項とし、第五十項から第五十三項までを二十一項ずつ繰り下げ、附則第四十九項中「第十七條」とあるのは、「第十七條及び租税特別措置法第八條の三」を「法令の規定」とあるのは、「法令の規定（租税特別措置法第八條の三の規定を除く。）」に改め、同項を附則第七十項とし、附則第四十八項を削り、附則第四十七項中「第十七條」とあるのは、「第十七條及び租税特別措置法第八條の三」を「法令の規定」とあるのは、「法令の規定（租税特別措置法第八條の三の規定を除く。）」に改め、同項を附則第六十九項とし、附則第四十六項中「採掘権となつたものとみなされ」の下に、「又は鉱業法施行法第七條第一項の規定により鉱業法による採掘権の設定の出願とみなされて設定され」を加え、「第三項」を「第四項」に改め、同項を附則第六十八項とし、附則第四十五項を附則第六十七項とし、附則第四十四項中「昭和二十五年法律第二百一十一号」を削り、同項を附則第六十六項とし、附則第四十三項を附則第六十五項とし、附則第四十二項中「第七項」を「第六項」に改め、同項を附則第六十四項とし、同項の前に次の三十五項を加える。

（土地に対して課する昭和四十一年度以降の各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義）

29 次項から附則第六十三項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 農地 田又は畑をいう。ただし、農地法第四條第一項又は第五條第一項の規定により許可を受けた田若しくは畑又は田若しくは畑のうち田及び畑以外のものにするものについて同法第四條第一項又は第五條第一項の許可を受けることを要しないもので政令で定めるものを除く。

二 宅地等 農地以外の土地をいう。

三 農地比準価格 農地について当該農地に類似する農地の昭和三十八年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格として市町村長が昭和三十七年改正前の法第三百八十八條第二項第二号の基準並びに同項第三号の方法及び手続に準じて算定したものをいう。

四 宅地等比準価格 宅地等について当該宅地等に類似する宅地等の昭和三十八年度分の

の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格として市町村長が昭和三十七年改正前の法第三百八十八條第二項第二号の基準並びに同項第三号の方法及び手続に準じて算定したものをいう。

五 地目の変換等 地目の変換その他これに類する特別の事情をいう。

六 上昇率 宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格を当該宅地等に係る昭和三十八年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（昭和三十九年度以降の各年度において新たに固定資産税を課され、又は課することとなる宅地等については、当該宅地等の宅地等比準価格とし、また、昭和三十九年度以降の各年度に係る賦課期日において地目の変換等がある宅地等（第二年度若しくは第三年度又は昭和四十二年年度に係る賦課期日において地目の変換等があるものについては、第三百四十九條第二項ただし書、第三項ただし書若しくは第五項ただし書又は附則第四十一項第一号ただし書の規定の適用を受けるものに限る。）については、当該宅地等の宅地等比準価格とする。）で除して得た数値をいう。

（宅地等に対して課する昭和四十一年度以降の各年度分の固定資産税の特例）

30 宅地等に係る昭和四十一年度以降の各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に当該宅地等の次の表の上欄に掲げる上昇率の区分に依り、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）をこえる場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

（宅地等に対して課する昭和四十一年度以降の各年度分の固定資産税の特例）

30 宅地等に係る昭和四十一年度以降の各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に当該宅地等の次の表の上欄に掲げる上昇率の区分に依り、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）をこえる場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

上 昇 率	負担調整率
三 倍 未 満	一・一
三 倍 以 上 八 倍 未 満	一・二
八 倍 以 上	一・三

(農地に対して課する昭和四十一年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

31 農地に係る昭和四十一年度以降の各年度分の固定資産税の額は、当分の間、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る昭和三十八年度分の課税標準額をその当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)をこえる場合には、当該農地調整固定資産税額とする。(前年度分の固定資産税の課税標準額)

32 昭和四十一年度以降の各年度分に所在する宅地等(附則第三十六項の規定の適用を受けるものを除く。)にあつては、附則第三十項の「前年度分の固定資産税の課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 昭和四十一年度 当該宅地等の昭和四十一年度分の固定資産税に係る地方税法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第三号)による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)附則第三十五項に規定する昭和三十八年度分の課税標準額(当該宅地等が昭和四十一年度分の固定資産税について旧法第三百四十九条の第三十項又は第十七項の規定の適用を受けるものであるときは、これらの規定に定める率を乗する前の額とする。附則第五十四項において同じ。)に一・二を乗じて得た額

二 昭和四十二年 前号の額に、昭和四十一年度において附則第三十項の規定により当該宅地等に係る宅地等調整固定資産税額を算定する場合に用いられた負担調整率を乗じて得た額

三 昭和四十三年度以降の各年度 第一号の額に、昭和四十一年度から当該年度の前年度までの各年度において附則第三十項の規定により当該宅地等に係る宅地等調整固定資産税額を算定する場合に用いられた負担調整率を連乗して得た額

33 昭和四十一年度において新たに固定資産税を課することとなる宅地等(附則第三十六項の規定の適用を受けるものを除く。)にあつては、附則第三十項の「前年度分の固定資産税の課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 昭和四十一年度 当該宅地等の宅地等比準価格に一・二を乗じて得た額

二 昭和四十二年 前号の額を基礎として前項第二号の算定方法に準じて算定した額

三 昭和四十三年度以降の各年度 第一号の額を基礎として前項第三号の算定方法に準じて算定した額

34 昭和四十二年において新たに固定資産税を課することとなる宅地等(附則第三十六項の規定の適用を受けるものを除く。)にあつては、附則第三十項の「前年度分の固定資産税の課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 昭和四十二年 当該宅地等の宅地等比準価格に一・二を乗じて得た額に、昭和四十一年度において附則第三十項の規定により当該宅地等に類似する宅地等(当該宅地等比準価格の算定に用いられたものとする。)に係る宅地等調整固定資産税額を算定する場合に用いられた負担調整率を乗じて得た額

二 昭和四十三年 前号の額に、昭和四十一年度において附則第三十項の規定により当該宅地等に係る宅地等調整固定資産税額を算定する場合に用いられた負担調整率を乗じて得た額

三 昭和四十四年度以降の各年度 第一号の額に、昭和四十二年から当該年度の前年度までの各年度において附則第三十項の規定により当該宅地等に係る宅地等調整固定資産税額を算定する場合に用いられた負担調整率を連乗して得た額

35 昭和四十三年度以降の各年度において新たに固定資産税を課することとなる宅地等(次項の規定の適用を受けるものを除く。)にあつては、附則第三十項の「前年度分の固定資産税の課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 新たに固定資産税を課することとなる年度 当該宅地等の宅地等比準価格に一・二を乗じて得た額に、昭和四十一年度から当該年度の前年度までの各年度において附則第三十項の規定により当該宅地等に類似する宅地等(当該宅地等比準価格の算定に用いられたものとする。)に係る宅地等調整固定資産税額を算定する場合に用いられた負担調整率を連乗して得た額

二 新たに固定資産税を課することとなる年度の翌年度 前号の額に、当該新たに固定資産税を課することとなる年度において附則第三十項の規定により当該宅地等に係る宅地等調整固定資産税額を算定する場合に用いられた負担調整率を乗じて得た額

三 新たに固定資産税を課することとなる年度の翌翌年度以降の各年度 第一号の額に、当該新たに固定資産税を課することとなる年度から当該年度の前年度までの各年度において附則第三十項の規定により当該宅地等に係る宅地等調整固定資産税額を算定する場合に用いられた負担調整率を連乗して得た額

36 当該年度の前年度において旧法附則第三十四項又は附則第三十項の規定の適用を受けなかつた宅地等で当該年度において同項の規定

の適用を受けることとなるものにあつては、同項の「前年度分の固定資産税の課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 附則第三十項の規定の適用を受けることとなる年度 当該年度の前年度分の固定資産税の課税標準額を基礎とした価格

二 附則第三十項の規定の適用を受けることとなる年度の翌年度 前号の額を基礎として附則第三十二項第二号の算定方法に準じて算定した額

三 附則第三十項の規定の適用を受けることとなる年度の翌翌年度以降の各年度 第一号の額を基礎として附則第三十二項第三号の算定方法に準じて算定した額

37 昭和四十一年度以降の各年度に係る賦課期日において地目の変換等がある宅地等(附則第三十三項から第三十五項までの規定の適用を受けるものについては、これらの規定の適用を受けることとなつた年度の翌年度以降の各年度に係る賦課期日において地目の変換等があるものに限る。また、第二年度若しくは第三年度又は昭和四十二年に係る賦課期日において地目の変換等があるものについては、第三百四十九条第二項ただし書、第三項ただし書若しくは第五項ただし書又は附則第四十一項第一号ただし書の規定の適用を受けるものに限り、以下本項において同じ。)の附則第三十項の前年度分の固定資産税の課税標準額は、附則第三十二項から前項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる宅地等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 昭和四十一年度 当該宅地等の宅地等比準価格に一・二を乗じて得た額

イ 昭和四十一年度 当該宅地等の宅地等比準価格に一・二を乗じて得た額

ロ 昭和四十二年 イの額を基礎として附則第三十二項第二号の算定方法に準じて

算定した額

分の固定資産税の課税標準の基礎となつた格をいい、昭和三十九年度以降の各年度に於いて新たに固定資産税を課され、又は課す

とする。

一 昭和四十一年度に係る賦課期日に所在する土地 当該土地の昭和三十九年度に係る

和四十四年度において新たに固定資産税を課することとなる土地

四十
度
当該土地に類似する土地の昭和
三十九年度の比準価格

資産税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の

下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三百六十八条 第一項	基準年度の価格又は第三 百四十九条第二項ただし書 第四項、第五項ただし書若 しくは第六項の規定による 当該価格に比準するもの の価格（以下「比 準価格」と総称する。）	昭和三十一年度以前の賦課期日における価格若 しくは附則第四十一項ただし書若しくは 第二号の規定により当該価格に比準するもの の価格又は第三百四十九条第二項ただし書 第三項、第四項、第五項、第六項、第七項、 第八項、第九項、第十項、第十一項、第十二 項、第十三項、第十四項、第十五項、第十六 項、第十七項、第十八項、第十九項、第二十 項、第二十一項、第二十二項、第二十三項、 第二十四項、第二十五項、第二十六項、第二 十七項、第二十八項、第二十九項、第三十 項、第三十一項、第三十二項、第三十三項、 第三十四項、第三十五項、第三十六項、第三 十七項、第三十八項、第三十九項、第四十 項、第四十一項、第四十二項、第四十三項、 第四十四項、第四十五項、第四十六項、第四 十七項、第四十八項、第四十九項、第五十 項、第五十一項、第五十二項、第五十三項、 第五十四項、第五十五項、第五十六項、第五 十七項、第五十八項、第五十九項、第六十 項、第六十一項、第六十二項、第六十三項、 第六十四項、第六十五項、第六十六項、第六 十七項、第六十八項、第六十九項、第七十 項、第七十一項、第七十二項、第七十三項、 第七十四項、第七十五項、第七十六項、第七 十七項、第七十八項、第七十九項、第八十 項、第八十一項、第八十二項、第八十三項、 第八十四項、第八十五項、第八十六項、第八 十七項、第八十八項、第八十九項、第九十 項、第九十一項、第九十二項、第九十三項、 第九十四項、第九十五項、第九十六項、第九 十七項、第九十八項、第九十九項、第一百 項、第一百零一項、第一百零二項、第一百 零三項、第一百零四項、第一百零五項、第 百零六項、第一百零七項、第一百零八項、 第一百零九項、第一百一十項、第一百一十一 項、第一百一十二項、第一百一十三項、第 百一十四項、第一百一十五項、第一百一十六 項、第一百一十七項、第一百一十八項、第 百一十九項、第一百二十項、第一百二十一 項、第一百二十二項、第一百二十三項、第 百二十四項、第一百二十五項、第一百二十六 項、第一百二十七項、第一百二十八項、第 百二十九項、第一百三十項、第三十一項の 規定の適用
第三百八十一 条第一項、第 二項	基準年度の価格又は比準 価格	昭和四十一年度以前の賦課期日における価格 若しくは附則第四十一項ただし書若しくは 第二号の規定により当該価格に比準するもの の価格又は第三百四十九条第二項ただし書 第三項、第四項、第五項、第六項、第七項、 第八項、第九項、第十項、第十一項、第十二 項、第十三項、第十四項、第十五項、第十六 項、第十七項、第十八項、第十九項、第二十 項、第二十一項、第二十二項、第二十三項、 第二十四項、第二十五項、第二十六項、第二 十七項、第二十八項、第二十九項、第三十 項、第三十一項、第三十二項、第三十三項、 第三十四項、第三十五項、第三十六項、第三 十七項、第三十八項、第三十九項、第四十 項、第四十一項、第四十二項、第四十三項、 第四十四項、第四十五項、第四十六項、第四 十七項、第四十八項、第四十九項、第五十 項、第五十一項、第五十二項、第五十三項、 第五十四項、第五十五項、第五十六項、第五 十七項、第五十八項、第五十九項、第六十 項、第六十一項、第六十二項、第六十三項、 第六十四項、第六十五項、第六十六項、第六 十七項、第六十八項、第六十九項、第七十 項、第七十一項、第七十二項、第七十三項、 第七十四項、第七十五項、第七十六項、第七 十七項、第七十八項、第七十九項、第八十 項、第八十一項、第八十二項、第八十三項、 第八十四項、第八十五項、第八十六項、第八 十七項、第八十八項、第八十九項、第九十 項、第九十一項、第九十二項、第九十三項、 第九十四項、第九十五項、第九十六項、第九 十七項、第九十八項、第九十九項、第一百 項、第一百零一項、第一百零二項、第一百 零三項、第一百零四項、第一百零五項、第 百零六項、第一百零七項、第一百零八項、 第一百零九項、第一百一十項、第一百一十一 項、第一百一十二項、第一百一十三項、第 百一十四項、第一百一十五項、第一百一十六 項、第一百一十七項、第一百一十八項、第 百一十九項、第一百二十項、第一百二十一 項、第一百二十二項、第一百二十三項、第 百二十四項、第一百二十五項、第一百二十六 項、第一百二十七項、第一百二十八項、第 百二十九項、第一百三十項、第三十一項の 規定の適用
第四百十一 条第一項	基準年度の価格	昭和四十一年度以前の賦課期日における価格 若しくは附則第四十一項ただし書若しくは 第二号の規定により当該価格に比準するもの の価格又は第三百四十九条第二項ただし書 第三項、第四項、第五項、第六項、第七項、 第八項、第九項、第十項、第十一項、第十二 項、第十三項、第十四項、第十五項、第十六 項、第十七項、第十八項、第十九項、第二十 項、第二十一項、第二十二項、第二十三項、 第二十四項、第二十五項、第二十六項、第二 十七項、第二十八項、第二十九項、第三十 項、第三十一項、第三十二項、第三十三項、 第三十四項、第三十五項、第三十六項、第三 十七項、第三十八項、第三十九項、第四十 項、第四十一項、第四十二項、第四十三項、 第四十四項、第四十五項、第四十六項、第四 十七項、第四十八項、第四十九項、第五十 項、第五十一項、第五十二項、第五十三項、 第五十四項、第五十五項、第五十六項、第五 十七項、第五十八項、第五十九項、第六十 項、第六十一項、第六十二項、第六十三項、 第六十四項、第六十五項、第六十六項、第六 十七項、第六十八項、第六十九項、第七十 項、第七十一項、第七十二項、第七十三項、 第七十四項、第七十五項、第七十六項、第七 十七項、第七十八項、第七十九項、第八十 項、第八十一項、第八十二項、第八十三項、 第八十四項、第八十五項、第八十六項、第八 十七項、第八十八項、第八十九項、第九十 項、第九十一項、第九十二項、第九十三項、 第九十四項、第九十五項、第九十六項、第九 十七項、第九十八項、第九十九項、第一百 項、第一百零一項、第一百零二項、第一百 零三項、第一百零四項、第一百零五項、第 百零六項、第一百零七項、第一百零八項、 第一百零九項、第一百一十項、第一百一十一 項、第一百一十二項、第一百一十三項、第 百一十四項、第一百一十五項、第一百一十六 項、第一百一十七項、第一百一十八項、第 百一十九項、第一百二十項、第一百二十一 項、第一百二十二項、第一百二十三項、第 百二十四項、第一百二十五項、第一百二十六 項、第一百二十七項、第一百二十八項、第 百二十九項、第一百三十項、第三十一項の 規定の適用
第四百十一 条第二項	基準年度の価格	昭和四十一年度以前の賦課期日における価格 若しくは附則第四十一項ただし書若しくは 第二号の規定により当該価格に比準するもの の価格又は第三百四十九条第二項ただし書 第三項、第四項、第五項、第六項、第七項、 第八項、第九項、第十項、第十一項、第十二 項、第十三項、第十四項、第十五項、第十六 項、第十七項、第十八項、第十九項、第二十 項、第二十一項、第二十二項、第二十三項、 第二十四項、第二十五項、第二十六項、第二 十七項、第二十八項、第二十九項、第三十 項、第三十一項、第三十二項、第三十三項、 第三十四項、第三十五項、第三十六項、第三 十七項、第三十八項、第三十九項、第四十 項、第四十一項、第四十二項、第四十三項、 第四十四項、第四十五項、第四十六項、第四 十七項、第四十八項、第四十九項、第五十 項、第五十一項、第五十二項、第五十三項、 第五十四項、第五十五項、第五十六項、第五 十七項、第五十八項、第五十九項、第六十 項、第六十一項、第六十二項、第六十三項、 第六十四項、第六十五項、第六十六項、第六 十七項、第六十八項、第六十九項、第七十 項、第七十一項、第七十二項、第七十三項、 第七十四項、第七十五項、第七十六項、第七 十七項、第七十八項、第七十九項、第八十 項、第八十一項、第八十二項、第八十三項、 第八十四項、第八十五項、第八十六項、第八 十七項、第八十八項、第八十九項、第九十 項、第九十一項、第九十二項、第九十三項、 第九十四項、第九十五項、第九十六項、第九 十七項、第九十八項、第九十九項、第一百 項、第一百零一項、第一百零二項、第一百 零三項、第一百零四項、第一百零五項、第 百零六項、第一百零七項、第一百零八項、 第一百零九項、第一百一十項、第一百一十一 項、第一百一十二項、第一百一十三項、第 百一十四項、第一百一十五項、第一百一十六 項、第一百一十七項、第一百一十八項、第 百一十九項、第一百二十項、第一百二十一 項、第一百二十二項、第一百二十三項、第 百二十四項、第一百二十五項、第一百二十六 項、第一百二十七項、第一百二十八項、第 百二十九項、第一百三十項、第三十一項の 規定の適用
第四百三十六 条	基準年度の価格又は比準 価格	昭和四十一年度以前の賦課期日における価格 若しくは附則第四十一項ただし書若しくは 第二号の規定により当該価格に比準するもの の価格又は第三百四十九条第二項ただし書 第三項、第四項、第五項、第六項、第七項、 第八項、第九項、第十項、第十一項、第十二 項、第十三項、第十四項、第十五項、第十六 項、第十七項、第十八項、第十九項、第二十 項、第二十一項、第二十二項、第二十三項、 第二十四項、第二十五項、第二十六項、第二 十七項、第二十八項、第二十九項、第三十 項、第三十一項、第三十二項、第三十三項、 第三十四項、第三十五項、第三十六項、第三 十七項、第三十八項、第三十九項、第四十 項、第四十一項、第四十二項、第四十三項、 第四十四項、第四十五項、第四十六項、第四 十七項、第四十八項、第四十九項、第五十 項、第五十一項、第五十二項、第五十三項、 第五十四項、第五十五項、第五十六項、第五 十七項、第五十八項、第五十九項、第六十 項、第六十一項、第六十二項、第六十三項、 第六十四項、第六十五項、第六十六項、第六 十七項、第六十八項、第六十九項、第七十 項、第七十一項、第七十二項、第七十三項、 第七十四項、第七十五項、第七十六項、第七 十七項、第七十八項、第七十九項、第八十 項、第八十一項、第八十二項、第八十三項、 第八十四項、第八十五項、第八十六項、第八 十七項、第八十八項、第八十九項、第九十 項、第九十一項、第九十二項、第九十三項、 第九十四項、第九十五項、第九十六項、第九 十七項、第九十八項、第九十九項、第一百 項、第一百零一項、第一百零二項、第一百 零三項、第一百零四項、第一百零五項、第 百零六項、第一百零七項、第一百零八項、 第一百零九項、第一百一十項、第一百一十一 項、第一百一十二項、第一百一十三項、第 百一十四項、第一百一十五項、第一百一十六 項、第一百一十七項、第一百一十八項、第 百一十九項、第一百二十項、第一百二十一 項、第一百二十二項、第一百二十三項、第 百二十四項、第一百二十五項、第一百二十六 項、第一百二十七項、第一百二十八項、第 百二十九項、第一百三十項、第三十一項の 規定の適用

45 附則第三十項又は第三十一項の規定の適用
がある各年度分の固定資産税に限り、第四百
十七条中「価格等」とあるのは「価格等、宅地
等比準価格若しくは農地比準価格」と、「価
格」とあるのは「価格、宅地等比準価格若しく
は農地比準価格」と読み替えるものとする。
(免税点の適用及び納税通知書の記載に関す
る特例)

46 附則第三十項又は第三十一項の規定の適用
がある各年度分の固定資産税に限り、第三百
五十一條に規定する固定資産税の課税標準と
なるべき額及び第三百六十四條第二項に規定
する土地の価額は、附則第三十項の規定の適
用を受ける宅地等（以下「調整対象宅地等」と
いう。）についてはその前年度分の固定資産税
の課税標準額に同項の規定により当該宅地等
に係る宅地等調整固定資産税額を算定する場
合に用いられた負担調整率を乗じて得た額に

よるものとし、附則第三十一項の規定の適用
を受ける農地（以下「調整対象農地」という。）
についてはその昭和三十八年度分の課税標準
額によるものとする。
(固定資産の価格等の修正に基づく賦課額の
更正の特例)

47 附則第三十項又は第三十一項の規定の適用
がある各年度分の固定資産税に限り、第四百
二十条又は第四百三十五條第二項の規定は、
調整対象宅地等又は調整対象農地について
は、第四百十九條第二項又は第四百三十五條
第一項の規定によつて土地課税台帳等に登録
された価格等の修正が行なわれたことによ
り、当該調整対象宅地等若しくは調整対象農
地が附則第三十項若しくは第三十一項の規定
の適用を受けなければならない場合又は当該調
整対象宅地等に係る宅地等調整固定資産税額
に変動がある場合を除き、適用しない。
(宅地等に対して課する昭和四十一年度から
昭和四十三年度までの各年度分の都市計画税
の特例)

48 昭和四十一年度から昭和四十三年度までの
各年度分の都市計画税に限り、宅地等に係る
都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年
度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年
度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画
税の課税標準額に当該宅地等の次の表の上欄
に掲げる上昇率の区分に応じ、同表の下欄に
掲げる負担調整率を乗じて得た額をその当該
年度分の都市計画税の課税標準額となるべき額
とした場合における都市計画税額（以下「宅地
等調整都市計画税額」という。）をこえる場合
には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

上 昇 率	負担調整率
三 倍 未 満	一・三
三 倍 以 上 八 倍 未 満	一・六
八 倍 以 上	一・九

(農地に対して課する昭和四十一年度以降の
各年度分の都市計画税の特例)

49 農地に係る昭和四十一年度以降の各年度分
の都市計画税の額は、当分の間、当該農地に
係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地
に係る昭和三十八年度分の課税標準額をその
当該年度分の都市計画税の課税標準額となるべ
き額とした場合における都市計画税額（以下
「農地調整都市計画税額」という。）をこえる場
合には、当該農地調整都市計画税額とする。
この場合においては、附則第三十八項及び第
三十九項の規定を準用する。
(前年度分の都市計画税の課税標準額)

50 昭和四十一年度以前の賦課期日に所在する宅
地等（附則第五十五項の規定の適用を受ける
ものを除く。）にあつては、附則第四十八項の
「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは、
次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各
号に定める額をいう。

一 昭和四十一年度 当該宅地等の昭和四十
一年度分の都市計画税に係る旧法附則第三十
五項に規定する昭和三十八年度分の課税標
準額（当該宅地等が昭和四十一年度分の都市
計画税について旧法第三百四十九條の第三
十項の規定の適用を受けるものであるとき
は、同項に定める率を乗ずる前の額とす
る。）に二を乗じて得た額

二 昭和四十二年 前号の額に、昭和四十
一年度において附則第四十八項の規定によ
り当該宅地等に係る宅地等調整都市計画税
額を算定する場合に用いられた負担調整率
を乗じて得た額

三 昭和四十三年 前号の額に、昭和四十
二年において附則第四十八項の規定によ
り当該宅地等に係る宅地等調整都市計画税
額を算定する場合に用いられた負担調整率
を乗じて得た額

51 昭和四十一年度において新たに都市計画税
を課することとなる宅地等（附則第五十四項

又は第五十五項の規定の適用を受けるものを除く。〕にあつては、附則第四十八項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 昭和四十一年度 当該宅地等の宅地等比準価格に一・二を乗じて得た額

二 昭和四十二年 前号の額を基礎として前項第二号の算定方法に準じて算定した額

三 昭和四十三年 前号の額を基礎として前項第三号の算定方法に準じて算定した額

52 昭和四十二年において新たに都市計画税を課することとなる宅地等（附則第五十四項又は第五十五項の規定の適用を受けるものを除く。〕にあつては、附則第四十八項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 昭和四十二年 当該宅地等の宅地等比準価格に一・二を乗じて得た額に、昭和四十一年度において附則第四十八項の規定により当該宅地等に類似する宅地等（当該宅地等比準価格の算定に用いられたものとする。〕に係る宅地等調整都市計画税額を算定する場合に用いられた負担調整率を乗じて得た額

二 昭和四十三年 前号の額を基礎として附則第五十項第三号の算定方法に準じて算定した額

53 昭和四十三年において新たに都市計画税を課することとなる宅地等（次項の規定の適用を受けるものを除く。〕にあつては、附則第四十八項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは、当該宅地等の宅地等比準価格に一・二を乗じて得た額に、昭和四十一年度及び昭和四十二年において附則第四十八項の規定により当該宅地等に類似する宅地等（当該宅地等比準価格の算定に用いられたものとする。〕に係る宅地等調整都市計画税額を算定

する場合に用いられた負担調整率を連乗して得た額をいう。

54 昭和四十年の固定資産税の賦課期日に所在する宅地等で昭和四十一年度から昭和四十三年度までの各年度において新たに都市計画税を課することとなるもの（次項の規定の適用を受けるものを除き、以下「都市計画税新設宅地等」という。〕にあつては、附則第四十八項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは、次の各号に掲げる宅地等の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 昭和四十一年度において新たに都市計画税新設宅地等となる宅地等 年度の区分に応ずる次に掲げる額

イ 昭和四十一年度 当該宅地等の昭和四十一年度分の固定資産税に係る旧法附則第三十五項に規定する昭和三十八年度分の課税標準額に一・二を乗じて得た額

ロ 昭和四十二年 イの額を基礎として附則第五十項第二号の算定方法に準じて算定した額

ハ 昭和四十三年 ロの額を基礎として附則第五十項第三号の算定方法に準じて算定した額

二 昭和四十二年において新たに都市計画税新設宅地等となる宅地等 年度の区分に応ずる次に掲げる額

イ 昭和四十二年 当該宅地等の昭和四十一年度分の固定資産税に係る旧法附則第三十五項に規定する昭和三十八年度分の課税標準額（昭和四十一年度に係る賦課期日において地目の変換等がある宅地等で第三百四十九条第三項ただし書又は第五項ただし書の規定の適用を受けるものについては、当該宅地等の宅地等比準価格とする。）に一・二を乗じて得た額を基礎として、昭和四十一年度において当該宅地等について都市計画税が課されていたものとみなして附則第五十項第二号の

算定方法に準じて算定した額

算定方法に準じて算定した額

ロ 昭和四十三年 イの額を基礎として附則第五十項第三号の算定方法に準じて算定した額

三 昭和四十三年において新たに都市計画税新設宅地等となる宅地等 当該宅地等の昭和四十一年度分の固定資産税に係る旧法附則第三十五項に規定する昭和三十八年度分の課税標準額（昭和四十一年度又は昭和四十二年に係る賦課期日において地目の変換等がある宅地等で第三百四十九条第三項ただし書又は第五項ただし書又は附則第四十一項ただし書の規定の適用を受けるものについては、当該宅地等の宅地等比準価格とする。）に一・二を乗じて得た額に、昭和四十一年度及び昭和四十二年において当該宅地等について都市計画税が課されていたものとみなして附則第四十八項の規定により当該宅地等に係る宅地等調整都市計画税額を算定する場合に用いられる負担調整率を連乗して得た額

55 当該年度の前年度において旧法附則第四十項若しくは第四十一項又は附則第四十八項の規定の適用を受けなかつた宅地等で当該年度において同項の規定の適用を受けるものにあつては、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 附則第四十八項の規定の適用を受けることとなる年度 当該年度の前年度分の都市計画税の課税標準額となつた価格

二 附則第四十八項の規定の適用を受けることとなる年度の翌年度 年度の区分に応ずる次に掲げる額

イ 昭和四十二年 前号の額を基礎として附則第五十項第二号の算定方法に準じて算定した額

ロ 昭和四十三年 前号の額を基礎として附則第五十項第三号の算定方法に準じて算定した額

56 附則第四十八項の規定の適用を受けることとなる年度が昭和四十一年度である場合の昭和四十三年 前号イの額を基礎として附則第五十項第三号の算定方法に準じて算定した額

昭和四十一年度から昭和四十三年度までの各年度に係る賦課期日において地目の変換等がある宅地等（附則第五十一項、第五十二項又は第五十四項の規定の適用を受けるものについては、これらの規定の適用を受けることとなる年度の翌年度以降の各年度に係る賦課期日において地目の変換等があるものに限る。以下本項において同じ。〕の附則第四十八項の前年度分の都市計画税の課税標準額は、附則第五十項から前項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる宅地等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 昭和四十一年度に係る賦課期日において地目の変換等がある宅地等 年度の区分に応ずる次に掲げる額

イ 昭和四十一年度 当該宅地等の宅地等比準価格に一・二を乗じて得た額

ロ 昭和四十二年 イの額を基礎として附則第五十項第二号の算定方法に準じて算定した額

ハ 昭和四十三年 ロの額を基礎として附則第五十項第三号の算定方法に準じて算定した額

二 昭和四十二年に係る賦課期日において地目の変換等がある宅地等 年度の区分に応ずる次に掲げる額

イ 昭和四十二年 当該宅地等の宅地等

81 附則第七十九項の規定による不動産取得税

与者又は受贈者が死亡したとき(その死亡の日前に、同項の規定によりその例によるもの)とされる租税特別措置法第七十条の四第一項ただし書の規定の適用があつた場合、前項において準用する同条第六項又は第七項の規定の適用があつた場合及び第十三条の二の規定による繰上徴収があつた場合を除く。は、道府県は、当該不動産取得税(附則第七十九項の規定によりその例によるものとされる同法第七十条の四第二項の規定の適用があつた部分の金額に相当する不動産取得税を除く。)の納税義務を免除するものとする。

82 前三項に定めるもののほか、附則第七十九項の規定による不動産取得税の納期限の延長に關し必要な事項は、政令で定める。

（航空機に対して課する固定資産税に関する特例）

83 第三百四十九条の三第八項に規定する航空機のうち昭和四十年一月二日から昭和四十五年一月一日までの間に新たに就航した航空機で政令で定める構造及び性能を有するものとして自治大臣が指定するものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の規定に二及び第三百四十九条の三第八項の規定にかかわらず、当該航空機に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

(營業用倉庫に対して課する固定資産税及び都市計画税に関する特例)

84 倉庫業法(昭和三十一年法律第二百一十一号)
 第三条の規定による許可を受けて倉庫業を営む者(これらの者に利用させるための倉庫を建設することを目的として設立された法人でこれらの者の共同の出資に係るものを含む。)で政令で定めるものが昭和四十年一月二日から昭和四十五年一月一日までの間に新設し、又は増設した倉庫(増設した倉庫にあつては、当該増設部分とし、また、これらの倉庫に附属する機械設備で政令で定めるものを含む。)

以下本項において同じ。で政令で定める規模、構造その他の要件に該当するものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格は、第三百四十九条、第三百四十九条の三、第四項若しくは第十四項又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該倉庫に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該倉庫に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

(一) 一般電気事業者が農林漁業団体等から取得して事業の用に供する発電、変電、送電又は配電施設に対して課する固定資産税に関する特例)

85 市町村は、電気事業法第二条第二項の一般電気事業者（以下「一般電気事業者」という。）

が、農山漁村電気導入促進法、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）、奄美群島振興特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）又は山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）に基づく助成その他の措置で政令で定めるものにより農山漁村電気導入促進法第二条第一項の農林漁業団体その他の政令で定める団体以下「農林漁業団

体等」というのが建設し、又は改良した発電所、変電所、送電施設又は配電施設の用に供

する家屋（もつぱら発電、変電、送電又は配電の用に供する機械器具を收容するものに限る。）及び償却資産で当該農林漁業団体等の所有に係るものを、昭和四十一年四月一日から昭和四十六年一月一日までの間に、国の行政機関の作成した計画に基づき、当該農林漁業団体等から取得して引き続き事業の用に供する場合には、当該家屋及び償却資産に対しては、その取得の日の属する年の翌年（当該日が一月一日である場合には、当該日の属する

年)の四月一日の属する年度から五年度分の固定資産税に限り、第三百四十二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税を課することができない。この場合において、当該家屋及び償却資産について前段の規定が適用された後最初に固定資産税が課されることとなる年度以降の各年度分の固定資産税については、当該家屋又は償却資産が第三百四十九条の三第一項に規定する家屋又は償却資産に該当することとなるときにおいても、同項の規定は、適用しない。

第二条 地方税法の一部を次のように改正する。

目次中、第二目 賦課徴収(第三十九条—第五
十条)を「第二目 賦課徴収(第三十九条—第五
退職所得の課税の特例(第五
」第四次 武果

十條) 十條の二―第五十條の十」に、
第五款 犯督賊則

及び徴収(第三百二十八条)第三百二十八条
及び滞納処分(第三百二十九条)第三百三十五
取締(第三百三十六条)第三百四十条

「第四款 賦課及び徴収(第三百十八条) 第五款 退職所得の課税の特例(第三百二十六条) 第六款 置足及び帯内処分(第三百二十八条)」を

第七款 犯則取締(第三百三十六條—第
三百二十七條)

二十八条―第三百二十八条の十六）に改める。
九条―第三百三十五条）
三百四十条）

第十四条の九第二項第三号ロ中「特別徴収の方法」を「第三百二十一条の三の規定により特別

徴収の方法」に改める。

第二十三条第一項中第十一号を第十二号と

し、第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 退職手当等 所得税法第三十条第一項に規定する退職手当等（同法第三十一条にお

いて退職手当等とみなされる一時金を含
む。をいう。

第二十三条第四項中「引用する場合」の下に「（第一項第六号及び第二款第三目において引用

する場合を除く。」を加える。

第二十四条の五第一項中、「道府県民税」を「道府県民税(第五十条の二の規定によつて課する所得割(以下本款及び第二款において「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を、第二号に該当する者に対しては分離課税に係る所得割」に改め、同項第三号中「これらの者が前年中において二十四万円をこえる所得を有した場合」を「これらの者の前年中の所得の金額(分離課税に係る所得割の課税標準である退職所得の金額を除く。)が二十四万円をこえる場合」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 分離課税に係る所得割につき第一項第二号の規定を適用する場合における同号に掲げる者であるかどうかの判定は、退職手当等の支

私を受けるべき日の属する年の一月一日の現況によるものとする。

第三十三條第二項中「第六号及び第七号」を「第七号及び第八号」に改める。

第三十七条の二第五項中「第十二号」を「第十二号」に改める。

第三十七条の第三項中「当該年度分の市町村

額 前年の道府県民税の分離課税に係る所得割の額及び市町村民税の分離課税に係る所得割

の額に「前年の所得税額」を「前年分の所得税額」に改め、「課税山林所得金額」の下に「並びに当該市町村民税の分離課税に係る所得割に係る

退職所得の金額」を加え、「百分の八十をこえる」となるときは、当該「百分の八十を相当

する金額をこえることとなるときは、当該納税義務者の一に、「当該道府県民税の所得割の額を

当該道府県民税の所得割の額と当該市町村民税の所得割の額との合計額を「当該道府県民税の

所得割の額及び当該道府県民税の分離課税に係る所得割の額の合計額を当該道府県民税の所得

割の額及び当該道府県民税の分離課税に係る所得割の額並びに当該市町村民税の所得割の額及

び当該市町村民税の分離課税に係る所得割の額

の合計額」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の場合において、当該道府県民税の所得割の額から控除し切れない金額があるときは、第五十条の二に規定する道府県は、第十七条又は第十七条の二の規定の例によつて当該控除し切れない金額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

第四十一条第一項中「本目」を「本款」に、「又は第三百二十一条の二若しくは第三百二十七条の規定に基づく延滞金」を「第三百二十一条の二、第三百二十七条、第三百二十八条の十若しくは第三百二十八条の十三の規定に基づく延滞金、第三百二十八条の十一の規定に基づく過少申告加算金若しくは不申告加算金又は第三百二十八条の十二の規定に基づく重加算金」に改め、同条第二項中「第三百二十四条」の下に、「第三百二十八条の十六第一項及び第三項から第五項まで」を加え、「及び第三百三十三條」を並びに第三百三十三條に改める。

第四十五条中「又は第三百二十七条第二項を」「第三百二十七条第二項、第三百二十八条の十第三項又は第三百二十八条の十三第三項」に改める。

第四十五条の二第一項中「三月二十日」を「三月十五日」に、「及び第三百十七條の二第一項ただし書に規定する市町村の条例で定める者」を「その他政令で定める者」に改め、同条第三項及び第四項中「三月二十日」を「三月十五日」に改める。

第四十七條第一項第一号中「並びに第三百二十一條の四」を「第三百二十一條の四」に改め、「交付する」の下に「通知書並びに第三百二十八條の九の規定による更正又は決定の」を加え、同項第五号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 第四十一条第一項の規定によつて市町村が徴収した個人の道府県民税に係る地方団

体の徴収金を第三十七條の三第三項においてその例によることとされる第十七條又は第十七條の二の規定によつて市町村が還付し、又は充当した場合における当該地方団体の徴収金に係る還付金に相当する金額

六 第十七條の四の規定によつて市町村が加算した前号の還付金に係る還付加算金に相当する金額

第二章第一節第二款に次の一目を加える。

第三目 退職所得の課税の特例

(退職所得の課税の特例)

第五十条の二 第二十四条第一項第一号の者が退職手当等（所得税法第九十九条の規定によりその所得税を徴収して納付すべきものに限り、以下本目において同じ。）の支払を受ける場合には、当該退職手当等に係る所得割は、第三十二条、第三十五条、第三十七条及び第三十九条の規定にかかわらず、当該退職手当等に係る所得を他の所得と区分し、本目に規定するところにより、当該退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在におけるその者の住所所在の道府県において課する。

(分離課税に係る所得割の課税標準)

第五十条の三 分離課税に係る所得割の課税標準は、その年中の退職所得の金額とする。

2 前項の退職所得の金額は、所得税法第三十条第二項に規定する退職所得の金額の計算の例によつて算定する。

(分離課税に係る所得割の税率)

第五十条の四 分離課税に係る所得割の額は、前条第一項の退職所得の金額を次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて区分し、当該区分に應ずる同表の下欄に掲げる率を順次適用して計算した金額の合計額とする。

額	百分の二
百五十万円以下の金額	百分の二
百五十万円をこえる金	百分の四

(納入申告書の提出)

第五十条の五 分離課税に係る所得割の特別徴収義務者は、第四十一条第一項の規定により分離課税に係る所得割を徴収する場合には、その徴収の日の属する月の翌月の十日までに、自治省令で定める様式によつて、その徴収すべき分離課税に係る所得割の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を、第三百二十八条の五第二項の納入申告書とあわせて、市町村長に提出しなければならない。

(特別徴収税額)

第五十条の六 第四十一条第一項の規定によつて特別徴収義務者が徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に依り、当該各号に掲げる税額とする。

一 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第一項の規定による申告書（以下本条及び次条第二項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合、その支払う退職手当等の金額について第五十条の三及び第五十条の四の規定を適用して計算した税額

二 退職手当等の支払を受ける者が提出した退職所得申告書に、支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合、その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額について第五十条の三及び第五十条の四の規定を適用して計算した税額から、その支払済みの他の退職手当等につき第四十一条第一項の規定により徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額を控除した残額に相当する税額

2 退職手当等の支払を受ける者がその支払を受ける時までに退職所得申告書を提出していないときは、第四十一条第一項の規定によつて特別徴収義務者が徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、その支払う退職手当等の金額について第五十条の三及び第五十条の四の規定を適用して計算した税額とする。

3 第一項各号又は前項の規定により第五十条の三の規定を適用する場合における所得税法第三十条第二項の退職所得控除額の計算については、前二項の規定による分離課税に係る所得割を徴収すべき退職手当等を支払うべきことが確定した時の状況によるものとする。

4 所得税法第二百二条の規定は、前三項の規定を適用する場合について準用する。

(退職所得申告書)

第五十条の七 退職手当等の支払を受ける者は、その支払を受ける時までに、第三百二十八条の七第一項の規定による申告書とあわせて、次に掲げる事項を記載した申告書を、その退職手当等の支払者を経由して、その退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。この場合において、第二号に規定する支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき第五十条の九の規定により交付される特別徴収票を添付しなければならない。

一 その退職手当等の支払者の氏名又は名称

二 前条第一項第一号に規定する支払済みの他の退職手当等があるかどうか及び当該支払済みの他の退職手当等があるときはその金額

三 前条第三項に規定する退職所得控除額の計算の基礎となる勤続年数

四 その者が所得税法第三十条第四項第二号に掲げる場合に該当するかどうか及びこれに該当するときはその該当する事実

五 その他自治省令で定める事項

2 前項の場合において、退職所得申告書がその提出の際に經由すべき退職手当等の支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された時に同項に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

(分課課税に係る所得割の普通徴収税額)

第五十条の八 その年において退職手当等の支払を受けた者が第五十条の六第二項に規定する分課課税に係る所得割の額を徴収された又は徴収されるべき場合において、その者のその年中における退職手当等の金額について第五十条の三及び第五十条の四の規定を適用して計算した税額が当該退職手当等につき第四十一条第一項の規定によつてその例によることとされる第三百二十八条の五第二項の規定により徴収された又は徴収されるべき分課課税に係る所得割の額をこえるときは、第四十一条第一項の規定によつて市町村長が普通徴収の方法によつて徴収すべき税額は、そのこえる金額に相当する税額とする。

(特別徴収票)

第五十条の九 分課課税に係る所得割の特別徴収義務者は、自治省令で定めるところにより、その年において支払の確定した退職手当等について、その退職手当等の支払を受ける者の各人別に特別徴収票二通を作成し、その退職の日以後一月以内に、第三百二十八条の十四の特別徴収票とあわせて、一通を市町村長に提出し、他の一通を退職手当等の支払を受ける者に交付しなければならない。ただし、自治省令で定める場合は、この限りでない。

(政令への委任)

第五十条の十 第五十条の二から前条までに定めるもののほか、退職所得の金額の算定及び分課課税に係る所得割の徴収に關し必要な事項は、政令で定める。

第七十二条の十八第二項中「認める場合」の下に「及び政令で定める場合」を加える。

第七十二条の五十五第一項中「事業税の納税義務者」の下に「(政令で定める者を除く。)」を加え、「三月二十日」を「三月十五日」に改め、同条第二項中「前項の納税義務者」を「個人の行なう事業に対する事業税の納税義務者」に改める。

第二百九十二条第一項中第十一号を第十二号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 退職手当等 所得税法第三十条第一項に規定する退職手当等(同法第三十一条において退職手当等とみなされる一時金を含む。)をいう。

第二百九十二条第四項中「引用する場合(一)の下に「第一項第六号」を加え、「及び第三百二十一条の四」を「第三百二十一条の四及び第五款に改める。

第二百九十五条第一項中「市町村民税を「市町村民税(第三百二十八条の規定によつて課する所得割(以下「分課課税に係る所得割」という。))を除く。を、第二号に該当する者に対しては分課課税に係る所得割に改め、同項第三号中「これらの者が前年中において二十四万円をこえる所得を有した場合」を「これらの者の前年中の所得の金額(分課課税に係る所得割の課税標準である退職所得の金額を除く。が二十四万円をこえる場合」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 分課課税に係る所得割につき第一項第二号の規定を適用する場合における同号に掲げる者であるかどうかの判定は、退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日の現況によるものとする。

第二百九十九条第二項中「第三百二十四条第四項」の下に「第三百二十八条の十六第四項」を加える。

第三百十四条第二項中「第六号及び第七号」を「第七号及び第八号」に改める。

第三百十四条の七第五項中「第十一号」を「第十二号」に改める。

第三百十四条の八第一項中「当該年度分の道府県民税の所得割の額を道府県民税の所得割の額、前年分の市町村民税の分課課税に係る所得割の額及び道府県民税の分課課税に係る所得割の額に、「前年の所得税額を、前年分の所得税額」に改め、「課税山林所得金額」の下に「並びに当該市町村民税の分課課税に係る所得割に係る退職所得の金額」を加え、「百分の八十をこえること」となるときは、当該「百分の八十に相当する金額をこえること」となるときは、当該納税義務者の「当該市町村民税の所得割の額を当該市町村民税の所得割の額と当該道府県民税の所得割の額との合計額を、当該市町村民税の所得割の額及び当該市町村民税の分課課税に係る所得割の額及び当該市町村民税の分課課税に係る所得割の額及び当該道府県民税の所得割の額及び当該道府県民税の分課課税に係る所得割の額の合計額」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の場合において、当該市町村民税の所得割の額から控除し切れない金額があるときは、第三百二十八条に規定する市町村の長は、第十七条又は第十七条の二の規定の例によつて当該控除し切れない金額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当しなければならない。

第三百十七条の二第一項中「三月二十日」を「三月十五日」に、「及び所得割の納税義務を負わないと認められる者のうち当該市町村の条例で定めるもの」を「その他政令で定める者」に改め、同条第三項及び第四項中「三月二十日」を「三月十五日」に改め、同条第五項中「第二百二十六条」の下に「第一項」を加え、「前年の所得」を「前年の給与所得」に改める。

第三百十九条第一項中「第三百二十一条の三」の下に「又は第三百二十八条の四」を加える。

第三百二十七条第一項中「第三百二十一条の五第一項」の下に「若しくは第三百二十八条の五第二項」を加える。

第三章第一節中第六款を第七款とし、第五款を第六款とし、第三百二十八条を削り、第三百二十七条の次に次の一款を加える。

第五款 退職所得の課税の特例

(退職所得の課税の特例)

第三百二十八条 第二百九十四条第一項第一号の者が退職手当等(所得税法第九十九条の規定によりその所得税を徴収して納付すべきものに限り。以下本款において同じ。)の支払を受ける場合には、当該退職手当等に係る所得割は、第三百十三条、第三百十四条の三、第三百十四条の五及び第三百十八条の規定にかかわらず、当該退職手当等に係る所得を他の所得と区分し、本款に規定するところにより、当該退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在におけるその者の住所所在の市町村において課する。

(分課課税に係る所得割の課税標準)

第三百二十八条の二 分課課税に係る所得割の課税標準は、その年中の退職所得の金額とする。

2 前項の退職所得の金額は、所得税法第三十条第二項に規定する退職所得の金額の計算の例によつて算定する。

(分課課税に係る所得割の税率)

第三百二十八条の三 分課課税に係る所得割の額は、前条第一項の退職所得の金額を次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて区分し、当該区分に應ずる同表の下欄に掲げる率を順次適用して計算した金額の合計額とする。

十五万円以下の金額	百分の二
十五万円をこえる金額	百分の三
四十万円をこえる金額	百分の四
七十万円をこえる金額	百分の五
百万円をこえる金額	百分の六

百五十万円をこえる金額	百分の七
二百五十万円をこえる金額	百分の八
四百万円をこえる金額	百分の九
六百万円をこえる金額	百分の十
千万円をこえる金額	百分の十一
二千万円をこえる金額	百分の十二
三千万円をこえる金額	百分の十三
五千万円をこえる金額	百分の十四

(分離課税に係る所得割の徴収)

第三百二十八条の四 市町村は、分離課税に係る所得割の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。

(特別徴収の手続)

第三百二十八条の五 市町村は、前条の規定によつて分離課税に係る所得割を特別徴収の方法によつて徴収しようとする場合には、当該分離課税に係る所得割の納税義務者に対して退職手当等の支払をする者(他の市町村において退職手当等の支払をする者を含む。)を当該市町村の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

2 前項の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の十日までに、自治省令で定める様式によつて、その徴収すべき分離課税に係る所得割の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市町村長に提出し、及びその納入金を当該市町村に納入する義務を負う。

3 第三百二十一条の五第四項から第六項までの規定は、前項の規定により同項の納入金を納入する場合について準用する。
(特別徴収税額)

第三百二十八条の六 前条第二項の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。

一 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第一項の規定による申告書(以下本条、次条第二項、第三百二十八条の八及び第三百二十八条の十六において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号において「支払済み」の他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合
その支払う退職手当等の金額について第三百二十八条の二及び第三百二十八条の三の規定を適用して計算した税額

二 退職手当等の支払を受ける者が提出した退職所得申告書に、支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合
その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額について第三百二十八条の二及び第三百二十八条の三の規定を適用して計算した税額から、その支払済みの他の退職手当等につき前条第二項の規定により徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額を控除した残額に相当する税額

2 退職手当等の支払を受ける者がその支払を受ける時までに退職所得申告書を提出していないときは、前条第二項の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、その支払う退職手当等の金額について第三百二十八条の二及び第三百二十八条の三の規定を適用して計算した税額とする。

3 第一項各号又は前項の規定により第三百二十八条の二の規定を適用する場合における所得税法第三十条第二項の退職所得控除額の計算については、前二項の規定による分離課税に係る所得割を徴収すべき退職手当等を支払

うべきことが確定した時の状況によるものとする。

4 所得税法第二百二条の規定は、前三項の規定を適用する場合について準用する。
(退職所得申告書)

第三百二十八条の七 退職手当等の支払を受ける者は、その支払を受ける時までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、その退職手当等の支払者を経由して、その退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。この場合において、第二号に規定する支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき第三百二十八条の十四の規定により交付される特別徴収票を添付しなければならない。

一 その退職手当等の支払者の氏名又は名称
二 前条第一項第一号に規定する支払済みの他の退職手当等があるかどうか及び当該支払済みの他の退職手当等があるときはその金額

三 前条第三項に規定する退職所得控除額の計算の基礎となる勤続年数
四 その者が所得税法第三十条第四項第二号に掲げる場合に該当するかどうか及びこれに該当するときはその該当する事実

五 その他自治省令で定める事項
2 前項の場合において、退職所得申告書がその提出の際に經由すべき退職手当等の支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された時に同項に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

(退職所得申告書の不提出に関する過料)

第三百二十八条の八 市町村は、分離課税に係る所得割の納税義務者が退職所得申告書を正当な理由がなく提出しなかつた場合には、その者に對し、当該市町村の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

きる。

(分離課税に係る所得割の更正又は決定)

第三百二十八条の九 市町村長は、第三百二十八条の五第二項の規定による納入申告書(以下本款において「納入申告書」という。)の提出があつた場合において、当該納入申告書に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正するものとする。

2 市町村長は、特別徴収義務者が納入申告書を提出しなかつた場合には、その調査によつて、納入申告すべき課税標準額及び税額を決定するものとする。

3 市町村長は、前二項又は本項の規定によつて更正し、又は決定した課税標準額又は税額について、その調査によつて、過大又は過少であることを発見した場合においては、これを更正するものとする。

4 市町村長は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

(分離課税に係る所得割の不足金額及びその延滞金の徴収)

第三百二十八条の十 市町村の徴税吏員は、前条の規定による更正又は決定があつた場合において、不足金額更正による納入金額の不足額又は決定による納入金額をいう。以下本条、次条、第三百二十八条の十二及び第三百二十九条第一項において同じ。)があるときは、同条第四項の通知をした日から一月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合には、その不足金額に第三百二十八条の五第二項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)の翌日から納入の日までの期間に應じ、当該不足金額百円について一日四銭(督促状を発する前の期間又は督促状を發した日から起算して

十日を経過した日以前の期間については、一日二銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収しなければならない。

3 市町村長は、特別徴収義務者が前条の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない事情があると認める場合には、前項の延滞金を減免することができる。

(分離課税に係る所得割の納入金の過少申告加算金及び不申告加算金)

第三百二十八条の十一 納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合(納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合)において、次項ただし書の規定の適用があるときを含む。において、第三百二十八条の九第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、市町村長は、当該更正前の納入申告書に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認める場合を除き、当該更正による不足金額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算金を徴収しなければならない。

2 次の各号の一に該当する場合においては、市町村長は、当該各号に規定する納入申告、決定又は更正により納入すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出があつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第三百二十八条の九第二項の規定による決定があつた場合

二 納入申告書の提出期限後にその提出があつた後において第三百二十八条の九第一項又は第三項の規定による更正があつた場合
三 第三百二十八条の九第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

3 市町村長は、納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る分離課税に係る所得割の額について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでなかつたときは、当該分離課税に係る所得割の額に百分の五の割合を乗じて計算した額に相当する額を前項の規定によつて計算した不申告加算金の額から減額する。

4 市町村長は、第一項の規定によつて徴収すべき過少申告加算金の額又は第二項の規定によつて徴収すべき不申告加算金の額を決定した場合においては、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

(分離課税に係る所得割の納入金の重加算金)

第三百二十八条の十二 前条第一項の規定に該当する場合において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠べし、又は仮装した事実に基づいて納入申告書を提出したときは、市町村長は、同項の過少申告加算金に代えてその計算の基礎となるべき更正による不足金額に百分の三十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金を徴収しなければならない。

2 前条第二項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く)において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠べし、又は仮装し、かつ、その隠べし、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出をしたときは、市町村長は、同項の不申告加算金に代えてその計算の基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金を徴収しなければならない。

3 市町村長は、前項の規定に該当する場合において、納入申告書の提出について前条第三

項に規定する事由があるときは、当該納入申告書に係る分離課税に係る所得割の額を基礎として計算した重加算金の額を徴収しない。

4 市町村長は、第一項又は第二項の規定によつて徴収すべき重加算金の額を決定した場合においては、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

(分離課税に係る所得割の普通徴収)

第三百二十八条の十三 市町村は、その年において退職手当等の支払を受けた者が第三百二十八条の六第二項に規定する分離課税に係る所得割の額を徴収された又は徴収されるべき場合において、その者のその年中における退職手当等の金額について第三百二十八条の二及び第三百二十八条の三の規定を適用して計算した税額が当該退職手当等につき第三百二十八条の五第二項の規定により徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額をこえるときは、第三百二十八条の四の規定にかかわらず、そのこえる金額に相当する税額を直ちに、普通徴収の方法によつて徴収しなければならない。この場合には、第三百十九条の二から第三百二十一条の二までの規定は、適用しないものとする。

2 前項の場合には、同項の規定によつて徴収すべき税額に第三百二十八条の五第二項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該税額百円について一日四銭(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間)については、一日二銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収しなければならない。

3 市町村長は、納税者が第一項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されたことについてやむを得ない事情があると認める場合には、前項の延滞金を減免することができる。

4 第一項の場合において、納税者に交付すべ

き納税通知書は、遅くともその納期限前十日まで納税者に交付しなければならない。

(特別徴収票)

第三百二十八条の十四 第三百二十八条の五第一項に規定する特別徴収義務者は、自治省令で定めるところにより、その年において支払の確定した退職手当等について、その退職手当等の支払を受ける者の各人別に特別徴収票二通を作成し、その退職の日以後一月以内に、一通を市町村長に提出し、他の一通を退職手当等の支払を受ける者に交付しなければならない。ただし、自治省令で定める場合は、この限りでない。

(政令への委任)

第三百二十八条の十五 第三百二十八条から前条までに定めるもののほか、退職所得の金額の算定及び分離課税に係る所得割の徴収に關し必要な事項は、政令で定める。

(脱税、虚偽記載等の罪)

第三百二十八条の十六 第三百二十八条の五第二項の規定によつて徴収して納入すべき分離課税に係る所得割の納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票をその提出期限までに市町村長に提出せず、又は当該特別徴収票に偽りの記載をして市町村長に提出した者

二 第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票をその交付の期限までに同条に規定する退職手当等の支払を受ける者に交付せず、又は当該特別徴収票に偽りの記載をして当該支払を受ける者に交付した者

3 第一項の納入しなかつた金額が五十万円をこえる場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を

こえる額でその納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は第二項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、これらの項の罰金刑を科する。

5 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三百二十九条第一項中「第三百二十一条の十一」の下に「又は第三百二十八条の九を」「不足税額」の下に「又は不足金額」を加える。

第七百三条の三第五項及び第七項中「退職所得金額」を削り、同条第八項中「退職所得金額」を削り、「市町村民税の所得割額」を「市町村民税の所得割（退職所得に係る所得割を除く。第七百六条の二第一項において同じ。）の額」に改める。

第七百三条の四中「退職所得金額」を削る。第七百六条の二第一項中「退職所得金額」を削り、「市町村民税の所得割額」を「市町村民税の所得割の額」に改める。

附則に次の七項を加える。

88 第五十条の四の規定の適用については、当分の間、同条中「合計額」とあるのは、「合計額からその十分の一に相当する金額を控除して得た金額」とする。

89 第五十条の六第一項又は第二項の規定の適用については、当分の間、同条第一項第一号又は第二項中「その支払う退職手当等の金額について第五十条の三及び第五十条の四の規定を適用して計算した税額」とあるのは「その

支払う退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額に及び、附則第八十八項の規定を適用して算定される第五十条の四の金額の範囲内で定める別表第一に掲げる税額」と、同条第一項第二号中「その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額について第五十条の三及び第五十条の四の規定を適用して計算した税額」とあるのは「その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額から退職所得控除額を控除した残額に及び、別表第一に掲げる税額を求め、その税額」とする。

90 第五十条の八の規定の適用については、当分の間、同条中「その年中における退職手当等の金額について第五十条の三及び第五十条の四の規定を適用して計算した税額」とあるのは、「その年中における退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額に及び、別表第一に掲げる税額」とする。

91 第三百二十八条の三の規定の適用については、当分の間、同条中「合計額」とあるのは、「合計額からその十分の一に相当する金額を控除して得た金額」とする。

92 第三百二十八条の六第一項又は第二項の規定の適用については、当分の間、同条第一項第一号又は第二項中「その支払う退職手当等の金額について第三百二十八条の二及び第三百二十八条の三の規定を適用して計算した税額」とあるのは「その支払う退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額に及び、附則第九十一項の規定を適用して算定される第三百二十八条の三の金額の範囲内で定める別表第二に掲げる税額」と、同条第一項第二号中「その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額について第三百二十八条の二及び第三百二十八条の三の規定を適用して計算した税額」とあるのは「その支払済みの他の退職手当等

の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額から退職所得控除額を控除した残額に及び、別表第二に掲げる税額を求め、その税額」とする。

93 附則第八十九項又は前項の退職所得控除額は、第五十条の六第一項又は第三百二十八条の五第一項の規定による分離課税に係る所得割を徴収すべき退職手当等を支払うべきことが確定した時の状況により、所得税法第三十条第三項及び第四項の規定の例によつて計算した額とする。

94 第三百二十八条の十三第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「その年中における退職手当等の金額について第三百二十八条の二及び第三百二十八条の三の規定を適用して計算した税額」とあるのは、「その年中における退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額に及び、別表第二に掲げる税額」とする。

附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第一 退職所得に係る道府県民税の特別徴収税額表

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満	
円 6,000円未満	円	円 0	円 33,000	円 34,000	円 290
6,000	7,000	50	34,000	35,000	300
7,000	8,000	60	35,000	36,000	310
8,000	9,000	70	36,000	37,000	320
9,000	10,000	80	37,000	38,000	330
10,000	12,000	90	38,000	39,000	340
12,000	13,000	100	39,000	40,000	350
13,000	14,000	110	40,000	42,000	360
14,000	15,000	120	42,000	43,000	370
15,000	16,000	130	43,000	44,000	380
16,000	17,000	140	44,000	45,000	390
17,000	18,000	150	45,000	46,000	400
18,000	19,000	160	46,000	47,000	410
19,000	20,000	170	47,000	48,000	420
20,000	22,000	180	48,000	49,000	430
22,000	23,000	190	49,000	50,000	440
23,000	24,000	200	50,000	52,000	450
24,000	25,000	210	52,000	53,000	460
25,000	26,000	220	53,000	54,000	470
26,000	27,000	230	54,000	55,000	480
27,000	28,000	240	55,000	56,000	490
28,000	29,000	250	56,000	57,000	500
29,000	30,000	260	57,000	58,000	510
30,000	32,000	270	58,000	59,000	520
32,000	33,000	280	59,000	60,000	530

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満	
円 60,000	円 62,000	円 540	円 110,000	円 112,000	円 990
62,000	64,000	550	112,000	114,000	1,000
64,000	66,000	570	114,000	116,000	1,020
66,000	68,000	590	116,000	118,000	1,040
68,000	70,000	610	118,000	120,000	1,060
70,000	72,000	630	120,000	122,000	1,080
72,000	74,000	640	122,000	124,000	1,090
74,000	76,000	660	124,000	126,000	1,110
76,000	78,000	680	126,000	128,000	1,130
78,000	80,000	700	128,000	130,000	1,150
80,000	82,000	720	130,000	132,000	1,170
82,000	84,000	730	132,000	134,000	1,180
84,000	86,000	750	134,000	136,000	1,200
86,000	88,000	770	136,000	138,000	1,220
88,000	90,000	790	138,000	140,000	1,240
90,000	92,000	810	140,000	142,000	1,260
92,000	94,000	820	142,000	144,000	1,270
94,000	96,000	840	144,000	146,000	1,290
96,000	98,000	860	146,000	148,000	1,310
98,000	100,000	880	148,000	150,000	1,330
100,000	102,000	900	150,000	152,000	1,350
102,000	104,000	910	152,000	154,000	1,360
104,000	106,000	930	154,000	156,000	1,380
106,000	108,000	950	156,000	158,000	1,400
108,000	110,000	970	158,000	160,000	1,420

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円
160,000	162,000	1,440	240,000	244,000	2,160
162,000	164,000	1,450	244,000	248,000	2,190
164,000	166,000	1,470	248,000	252,000	2,230
166,000	168,000	1,490	252,000	256,000	2,260
168,000	170,000	1,510	256,000	260,000	2,300
170,000	172,000	1,530	260,000	264,000	2,340
172,000	174,000	1,540	264,000	268,000	2,370
174,000	176,000	1,560	268,000	272,000	2,410
176,000	178,000	1,580	272,000	276,000	2,440
178,000	180,000	1,600	276,000	280,000	2,480
180,000	184,000	1,620	280,000	284,000	2,520
184,000	188,000	1,650	284,000	288,000	2,550
188,000	192,000	1,690	288,000	292,000	2,590
192,000	196,000	1,720	292,000	296,000	2,620
196,000	200,000	1,760	296,000	300,000	2,660
200,000	204,000	1,800	300,000	304,000	2,700
204,000	208,000	1,830	304,000	308,000	2,730
208,000	212,000	1,870	308,000	312,000	2,770
212,000	216,000	1,900	312,000	316,000	2,800
216,000	220,000	1,940	316,000	320,000	2,840
220,000	224,000	1,980	320,000	324,000	2,880
224,000	228,000	2,010	324,000	328,000	2,910
228,000	232,000	2,050	328,000	332,000	2,950
232,000	236,000	2,080	332,000	336,000	2,980
236,000	240,000	2,120	336,000	340,000	3,020

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円
340,000	344,000	3,060	450,000	456,000	4,050
344,000	348,000	3,090	456,000	462,000	4,100
348,000	352,000	3,130	462,000	468,000	4,150
352,000	356,000	3,160	468,000	474,000	4,210
356,000	360,000	3,200	474,000	480,000	4,260
360,000	364,000	3,240	480,000	486,000	4,320
364,000	368,000	3,270	486,000	492,000	4,370
368,000	372,000	3,310	492,000	498,000	4,420
372,000	376,000	3,340	498,000	504,000	4,480
376,000	380,000	3,380	504,000	510,000	4,530
380,000	384,000	3,420	510,000	516,000	4,590
384,000	388,000	3,450	516,000	522,000	4,640
388,000	392,000	3,490	522,000	528,000	4,690
392,000	396,000	3,520	528,000	534,000	4,750
396,000	400,000	3,560	534,000	540,000	4,800
400,000	404,000	3,600	540,000	546,000	4,860
404,000	408,000	3,630	546,000	552,000	4,910
408,000	412,000	3,670	552,000	558,000	4,960
412,000	416,000	3,700	558,000	564,000	5,020
416,000	420,000	3,740	564,000	570,000	5,070
420,000	426,000	3,780	570,000	576,000	5,130
426,000	432,000	3,830	576,000	582,000	5,180
432,000	438,000	3,880	582,000	588,000	5,230
438,000	444,000	3,940	588,000	594,000	5,290
444,000	450,000	3,990	594,000	600,000	5,340

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円
600,000	606,000	5,400	750,000	756,000	6,750
606,000	612,000	5,450	756,000	762,000	6,800
612,000	618,000	5,500	762,000	768,000	6,850
618,000	624,000	5,560	768,000	774,000	6,910
624,000	630,000	5,610	774,000	780,000	6,960
630,000	636,000	5,670	780,000	788,000	7,020
636,000	642,000	5,720	788,000	796,000	7,090
642,000	648,000	5,770	796,000	804,000	7,160
648,000	654,000	5,830	804,000	812,000	7,230
654,000	660,000	5,880	812,000	820,000	7,300
660,000	666,000	5,940	820,000	828,000	7,380
666,000	672,000	5,990	828,000	836,000	7,450
672,000	678,000	6,040	836,000	844,000	7,520
678,000	684,000	6,100	844,000	852,000	7,590
684,000	690,000	6,150	852,000	860,000	7,660
690,000	696,000	6,210	860,000	868,000	7,740
696,000	702,000	6,260	868,000	876,000	7,810
702,000	708,000	6,310	876,000	884,000	7,880
708,000	714,000	6,370	884,000	892,000	7,950
714,000	720,000	6,420	892,000	900,000	8,020
720,000	726,000	6,480	900,000	908,000	8,100
726,000	732,000	6,530	908,000	916,000	8,170
732,000	738,000	6,580	916,000	924,000	8,240
738,000	744,000	6,640	924,000	932,000	8,310
744,000	750,000	6,690	932,000	940,000	8,380

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円
940,000	948,000	8,460	1,140,000	1,148,000	10,260
948,000	956,000	8,530	1,148,000	1,156,000	10,330
956,000	964,000	8,600	1,156,000	1,164,000	10,400
964,000	972,000	8,670	1,164,000	1,172,000	10,470
972,000	980,000	8,740	1,172,000	1,180,000	10,540
980,000	988,000	8,820	1,180,000	1,188,000	10,620
988,000	996,000	8,890	1,188,000	1,196,000	10,690
996,000	1,004,000	8,960	1,196,000	1,204,000	10,760
1,004,000	1,012,000	9,030	1,204,000	1,212,000	10,830
1,012,000	1,020,000	9,100	1,212,000	1,220,000	10,900
1,020,000	1,028,000	9,180	1,220,000	1,228,000	10,980
1,028,000	1,036,000	9,250	1,228,000	1,236,000	11,050
1,036,000	1,044,000	9,320	1,236,000	1,244,000	11,120
1,044,000	1,052,000	9,390	1,244,000	1,252,000	11,190
1,052,000	1,060,000	9,460	1,252,000	1,260,000	11,260
1,060,000	1,068,000	9,540	1,260,000	1,270,000	11,340
1,068,000	1,076,000	9,610	1,270,000	1,280,000	11,430
1,076,000	1,084,000	9,680	1,280,000	1,290,000	11,520
1,084,000	1,092,000	9,750	1,290,000	1,300,000	11,610
1,092,000	1,100,000	9,820	1,300,000	1,310,000	11,700
1,100,000	1,108,000	9,900	1,310,000	1,320,000	11,790
1,108,000	1,116,000	9,970	1,320,000	1,330,000	11,880
1,116,000	1,124,000	10,040	1,330,000	1,340,000	11,970
1,124,000	1,132,000	10,110	1,340,000	1,350,000	12,060
1,132,000	1,140,000	10,180	1,350,000	1,360,000	12,150

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円
1,360,000	1,370,000	12,240	1,610,000	1,620,000	14,490
1,370,000	1,380,000	12,330	1,620,000	1,630,000	14,580
1,380,000	1,390,000	12,420	1,630,000	1,640,000	14,670
1,390,000	1,400,000	12,510	1,640,000	1,650,000	14,760
1,400,000	1,410,000	12,600	1,650,000	1,660,000	14,850
1,410,000	1,420,000	12,690	1,660,000	1,670,000	14,940
1,420,000	1,430,000	12,780	1,670,000	1,680,000	15,030
1,430,000	1,440,000	12,870	1,680,000	1,690,000	15,120
1,440,000	1,450,000	12,960	1,690,000	1,700,000	15,210
1,450,000	1,460,000	13,050	1,700,000	1,710,000	15,300
1,460,000	1,470,000	13,140	1,710,000	1,720,000	15,390
1,470,000	1,480,000	13,230	1,720,000	1,730,000	15,480
1,480,000	1,490,000	13,320	1,730,000	1,740,000	15,570
1,490,000	1,500,000	13,410	1,740,000	1,750,000	15,660
1,500,000	1,510,000	13,500	1,750,000	1,760,000	15,750
1,510,000	1,520,000	13,590	1,760,000	1,770,000	15,840
1,520,000	1,530,000	13,680	1,770,000	1,780,000	15,930
1,530,000	1,540,000	13,770	1,780,000	1,790,000	16,020
1,540,000	1,550,000	13,860	1,790,000	1,800,000	16,110
1,550,000	1,560,000	13,950	1,800,000	1,810,000	16,200
1,560,000	1,570,000	14,040	1,810,000	1,820,000	16,290
1,570,000	1,580,000	14,130	1,820,000	1,830,000	16,380
1,580,000	1,590,000	14,220	1,830,000	1,840,000	16,470
1,590,000	1,600,000	14,310	1,840,000	1,850,000	16,560
1,600,000	1,610,000	14,400	1,850,000	1,860,000	16,650

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円			
1,860,000	1,870,000	16,740			額控除後の退職手当等の金額に0.9%を乗じて算出した金額
1,870,000	1,880,000	16,830			
1,880,000	1,890,000	16,920			
1,890,000	1,900,000	17,010			
1,900,000	1,910,000	17,100			
			3,000,000円以上		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に1.8%を乗じて算出した金額から27,000円を控除した金額
1,910,000	1,920,000	17,190			
1,920,000	1,930,000	17,280			
1,930,000	1,940,000	17,370			
1,940,000	1,950,000	17,460			
1,950,000	1,960,000	17,550			
1,960,000	1,970,000	17,640			
1,970,000	1,980,000	17,730			
1,980,000	1,990,000	17,820			
1,990,000	2,000,000	17,910			
2,000,000	3,000,000	退職所得控除			

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が2,000,000円以上の納税義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に100円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納税義務者の税額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもってその求める税額とする。

別表第二 退職所得に係る市町村民税の特別徴収税額表

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円
6,000円未満		0	33,000	34,000	290
6,000	7,000	50	34,000	35,000	300
7,000	8,000	60	35,000	36,000	310
8,000	9,000	70	36,000	37,000	320
9,000	10,000	80	37,000	38,000	330
10,000	12,000	90	38,000	39,000	340
12,000	13,000	100	39,000	40,000	350
13,000	14,000	110	40,000	42,000	360
14,000	15,000	120	42,000	43,000	370
15,000	16,000	130	43,000	44,000	380
16,000	17,000	140	44,000	45,000	390
17,000	18,000	150	45,000	46,000	400
18,000	19,000	160	46,000	47,000	410
19,000	20,000	170	47,000	48,000	420
20,000	22,000	180	48,000	49,000	430
22,000	23,000	190	49,000	50,000	440
23,000	24,000	200	50,000	52,000	450
24,000	25,000	210	52,000	53,000	460
25,000	26,000	220	53,000	54,000	470
26,000	27,000	230	54,000	55,000	480
27,000	28,000	240	55,000	56,000	490
28,000	29,000	250	56,000	57,000	500
29,000	30,000	260	57,000	58,000	510
30,000	32,000	270	58,000	59,000	520
32,000	33,000	280	59,000	60,000	530

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満	
円 60,000	円 62,000	円 540	円 110,000	円 112,000	円 990
62,000	64,000	550	112,000	114,000	1,000
64,000	66,000	570	114,000	116,000	1,020
66,000	68,000	590	116,000	118,000	1,040
68,000	70,000	610	118,000	120,000	1,060
70,000	72,000	630	120,000	122,000	1,080
72,000	74,000	640	122,000	124,000	1,090
74,000	76,000	660	124,000	126,000	1,110
76,000	78,000	680	126,000	128,000	1,130
78,000	80,000	700	128,000	130,000	1,150
80,000	82,000	720	130,000	132,000	1,170
82,000	84,000	730	132,000	134,000	1,180
84,000	86,000	750	134,000	136,000	1,200
86,000	88,000	770	136,000	138,000	1,220
88,000	90,000	790	138,000	140,000	1,240
90,000	92,000	810	140,000	142,000	1,260
92,000	94,000	820	142,000	144,000	1,270
94,000	96,000	840	144,000	146,000	1,290
96,000	98,000	860	146,000	148,000	1,310
98,000	100,000	880	148,000	150,000	1,330
100,000	102,000	900	150,000	152,000	1,350
102,000	104,000	910	152,000	154,000	1,360
104,000	106,000	930	154,000	156,000	1,380
106,000	108,000	950	156,000	158,000	1,400
108,000	110,000	970	158,000	160,000	1,420

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円
160,000	162,000	1,440	240,000	244,000	2,160
162,000	164,000	1,450	244,000	248,000	2,190
164,000	166,000	1,470	248,000	252,000	2,230
166,000	168,000	1,490	252,000	256,000	2,260
168,000	170,000	1,510	256,000	260,000	2,300
170,000	172,000	1,530	260,000	264,000	2,340
172,000	174,000	1,540	264,000	268,000	2,370
174,000	176,000	1,560	268,000	272,000	2,410
176,000	178,000	1,580	272,000	276,000	2,440
178,000	180,000	1,600	276,000	280,000	2,480
180,000	184,000	1,620	280,000	284,000	2,520
184,000	188,000	1,650	284,000	288,000	2,550
188,000	192,000	1,690	288,000	292,000	2,590
192,000	196,000	1,720	292,000	296,000	2,620
196,000	200,000	1,760	296,000	300,000	2,660
200,000	204,000	1,800	300,000	304,000	2,700
204,000	208,000	1,830	304,000	308,000	2,750
208,000	212,000	1,870	308,000	312,000	2,800
212,000	216,000	1,900	312,000	316,000	2,860
216,000	220,000	1,940	316,000	320,000	2,910
220,000	224,000	1,980	320,000	324,000	2,970
224,000	228,000	2,010	324,000	328,000	3,020
228,000	232,000	2,050	328,000	332,000	3,070
232,000	236,000	2,080	332,000	336,000	3,130
236,000	240,000	2,120	336,000	340,000	3,180

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満	
円 340,000	円 344,000	円 3,240	円 450,000	円 456,000	円 4,720
344,000	348,000	3,290	456,000	462,000	4,800
348,000	352,000	3,340	462,000	468,000	4,880
352,000	356,000	3,400	468,000	474,000	4,960
356,000	360,000	3,450	474,000	480,000	5,040
360,000	364,000	3,510	480,000	486,000	5,130
364,000	368,000	3,560	486,000	492,000	5,210
368,000	372,000	3,610	492,000	498,000	5,290
372,000	376,000	3,670	498,000	504,000	5,370
376,000	380,000	3,720	504,000	510,000	5,450
380,000	384,000	3,780	510,000	516,000	5,530
384,000	388,000	3,830	516,000	522,000	5,610
388,000	392,000	3,880	522,000	528,000	5,690
392,000	396,000	3,940	528,000	534,000	5,770
396,000	400,000	3,990	534,000	540,000	5,850
400,000	404,000	4,050	540,000	546,000	5,940
404,000	408,000	4,100	546,000	552,000	6,020
408,000	412,000	4,150	552,000	558,000	6,100
412,000	416,000	4,210	558,000	564,000	6,180
416,000	420,000	4,260	564,000	570,000	6,260
420,000	426,000	4,320	570,000	576,000	6,340
426,000	432,000	4,400	576,000	582,000	6,420
432,000	438,000	4,480	582,000	588,000	6,500
438,000	444,000	4,560	588,000	594,000	6,580
444,000	450,000	4,640	594,000	600,000	6,660

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円
600,000	606,000	6,750	750,000	756,000	8,770
606,000	612,000	6,830	756,000	762,000	8,850
612,000	618,000	6,910	762,000	768,000	8,930
618,000	624,000	6,990	768,000	774,000	9,010
624,000	630,000	7,070	774,000	780,000	9,090
630,000	636,000	7,150	780,000	788,000	9,180
636,000	642,000	7,230	788,000	796,000	9,280
642,000	648,000	7,310	796,000	804,000	9,390
648,000	654,000	7,390	804,000	812,000	9,520
654,000	660,000	7,470	812,000	820,000	9,660
660,000	666,000	7,560	820,000	828,000	9,810
666,000	672,000	7,640	828,000	836,000	9,950
672,000	678,000	7,720	836,000	844,000	10,090
678,000	684,000	7,800	844,000	852,000	10,240
684,000	690,000	7,880	852,000	860,000	10,380
690,000	696,000	7,960	860,000	868,000	10,530
696,000	702,000	8,040	868,000	876,000	10,670
702,000	708,000	8,120	876,000	884,000	10,810
708,000	714,000	8,200	884,000	892,000	10,960
714,000	720,000	8,280	892,000	900,000	11,100
720,000	726,000	8,370	900,000	908,000	11,250
726,000	732,000	8,450	908,000	916,000	11,390
732,000	738,000	8,530	916,000	924,000	11,530
738,000	744,000	8,610	924,000	932,000	11,680
744,000	750,000	8,690	932,000	940,000	11,820

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円
940,000	948,000	11,970	1,140,000	1,148,000	15,570
948,000	956,000	12,110	1,148,000	1,156,000	15,710
956,000	964,000	12,250	1,156,000	1,164,000	15,850
964,000	972,000	12,400	1,164,000	1,172,000	16,000
972,000	980,000	12,540	1,172,000	1,180,000	16,140
980,000	988,000	12,690	1,180,000	1,188,000	16,290
988,000	996,000	12,830	1,188,000	1,196,000	16,430
996,000	1,004,000	12,970	1,196,000	1,204,000	16,570
1,004,000	1,012,000	13,120	1,204,000	1,212,000	16,720
1,012,000	1,020,000	13,260	1,212,000	1,220,000	16,860
1,020,000	1,028,000	13,410	1,220,000	1,228,000	17,010
1,028,000	1,036,000	13,550	1,228,000	1,236,000	17,150
1,036,000	1,044,000	13,690	1,236,000	1,244,000	17,290
1,044,000	1,052,000	13,840	1,244,000	1,252,000	17,440
1,052,000	1,060,000	13,980	1,252,000	1,260,000	17,580
1,060,000	1,068,000	14,130	1,260,000	1,270,000	17,730
1,068,000	1,076,000	14,270	1,270,000	1,280,000	17,910
1,076,000	1,084,000	14,410	1,280,000	1,290,000	18,090
1,084,000	1,092,000	14,560	1,290,000	1,300,000	18,270
1,092,000	1,100,000	14,700	1,300,000	1,310,000	18,450
1,100,000	1,108,000	14,850	1,310,000	1,320,000	18,630
1,108,000	1,116,000	14,990	1,320,000	1,330,000	18,810
1,116,000	1,124,000	15,130	1,330,000	1,340,000	18,990
1,124,000	1,132,000	15,280	1,340,000	1,350,000	19,170
1,132,000	1,140,000	15,420	1,350,000	1,360,000	19,350

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円
1,360,000	1,370,000	19,530	1,610,000	1,620,000	24,970
1,370,000	1,380,000	19,710	1,620,000	1,630,000	25,200
1,380,000	1,390,000	19,890	1,630,000	1,640,000	25,420
1,390,000	1,400,000	20,070	1,640,000	1,650,000	25,650
1,400,000	1,410,000	20,250	1,650,000	1,660,000	25,870
1,410,000	1,420,000	20,470	1,660,000	1,670,000	26,100
1,420,000	1,430,000	20,700	1,670,000	1,680,000	26,320
1,430,000	1,440,000	20,920	1,680,000	1,690,000	26,550
1,440,000	1,450,000	21,150	1,690,000	1,700,000	26,770
1,450,000	1,460,000	21,370	1,700,000	1,710,000	27,000
1,460,000	1,470,000	21,600	1,710,000	1,720,000	27,220
1,470,000	1,480,000	21,820	1,720,000	1,730,000	27,450
1,480,000	1,490,000	22,050	1,730,000	1,740,000	27,670
1,490,000	1,500,000	22,270	1,740,000	1,750,000	27,900
1,500,000	1,510,000	22,500	1,750,000	1,760,000	28,120
1,510,000	1,520,000	22,720	1,760,000	1,770,000	28,350
1,520,000	1,530,000	22,950	1,770,000	1,780,000	28,570
1,530,000	1,540,000	23,170	1,780,000	1,790,000	28,800
1,540,000	1,550,000	23,400	1,790,000	1,800,000	29,020
1,550,000	1,560,000	23,620	1,800,000	1,810,000	29,250
1,560,000	1,570,000	23,850	1,810,000	1,820,000	29,470
1,570,000	1,580,000	24,070	1,820,000	1,830,000	29,700
1,580,000	1,590,000	24,300	1,830,000	1,840,000	29,920
1,590,000	1,600,000	24,520	1,840,000	1,850,000	30,150
1,600,000	1,610,000	24,750	1,850,000	1,860,000	30,370

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	
1,860,000	1,870,000	30,600	5,000,000	8,000,000	退職所得控除額
1,870,000	1,880,000	30,820			控除後の退職手
1,880,000	1,890,000	31,050			当等の金額に
1,890,000	1,900,000	31,270			3.6%を乗じて
1,900,000	1,910,000	31,500			算出した金額
					から56,250円を
					控除した金額
1,910,000	1,920,000	31,720			
1,920,000	1,930,000	31,950	8,000,000	12,000,000	退職所得控除額
1,930,000	1,940,000	32,170			控除後の退職手
1,940,000	1,950,000	32,400			当等の金額に
1,950,000	1,960,000	32,620			4.05%を乗じて
					算出した金額か
1,960,000	1,970,000	32,850			ら92,250円を控
1,970,000	1,980,000	33,070			除した金額
1,980,000	1,990,000	33,300			
1,990,000	2,000,000	33,520	12,000,000	20,000,000	退職所得控除額
					控除後の退職手
2,000,000	3,000,000	退職所得控除額			当等の金額に
		控除後の退職手			4.5%を乗じて
		当等の金額に			算出した金額か
		2.7%を乗じて			ら146,250円を
		算出した金額か			控除した金額
		ら20,250円を控			
		除した金額			
3,000,000	5,000,000	退職所得控除額	20,000,000	40,000,000	退職所得控除額
		控除後の退職手			控除後の退職手
		当等の金額に			当等の金額に
		3.15%を乗じて			4.95%を乗じて
		算出した金額か			算出した金額か
		ら33,750円を控			ら236,250円を
		除した金額			控除した金額

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満	
40,000,000円	60,000,000円	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に5.4%を乗じて算出した金額から416,250円を控除した金額	100,000,000円以上		算出した金額から686,250円を控除した金額
60,000,000	100,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に5.85%を乗じて			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に6.3%を乗じて算出した金額から1,136,250円を控除した金額

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が2,000,000円以上の納税義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に100円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納税義務者の税額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中娯楽施設利用税及び電気ガス税に関する改正規定は昭和四十一年六月一日から、料理飲食等消費税に関する改正規定は昭和四十一年八月一日から、第二条の規定は昭和四十一年一月一日から施行する。

(延滞金の免除に関する規定の適用)

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)第十五条の九及び第二十条の九の三の規定は、昭和四十一年四月一日(以下「施行日」という。)以後に納付し、納入し、又は徴収する延滞金について適用する。ただし、当該延滞金の額のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(道府県民税に関する規定の適用)

第三条 新法第五十一条の規定は、法人の昭和四十一年一月一日以後に開始し、施行日以後に終了する事業年度及び同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度分の道府県民税並びに施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る道府県民税(清算所得に対する法人税額に係る道府県民税の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人税額に係る道府県民税を含む。以下同じ。)について適用し、法人の同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以前に終了する事業年度及び同年一月一日以後に開始し、施行日以前に終了した事業年度分の道府県民税並びに施行日以前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る道府県民税については、なお従前の例による。この場合において、法人の同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税額に係る道府県民税に対する同項の規定の適用については、同項中「百分の五・八」とあるのは「百分の五・六五」と、「百分の七」とあるのは「百分の六・八」とする。

2 法人の昭和四十一年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度分の新法第五十三条第一項の道府県民税に係る申告書(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第七十一条第一項(同法第四十五條第一項)において準用する場合を含む。)の申告書に係るものに限る。以下同じ。の提出期限が施行日以前である場合には、前項の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る道府県民税として納付した、又は納付すべきであつた道府県民税については、なお従前の例による。

3 法人の昭和四十一年一月一日以後に開始し、施行日以後に終了する事業年度で同年六月三十日を含むもの及び同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度に係る新法第五十三条第一項の道府県民税に係る申告書(法人税法第七十一条第一項(同法第四十五條第一項)において準用する場合を含む。)の申告書(同法第七十二条第二項各号に掲げる事項を記載したものを除く。)に係るものに限る。の提出期限が施行日以後である場合には、第一項の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る道府県民税に対する新法第五十一条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

4 新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、昭和四十一年度分までの個人の道府県民税から適用し、昭和四十一年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

5 新法第三十二条第八項又は第九項の規定を適用する場合において、施行日前に第一項の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)の規定によつてした申告で新法に相当の規定があるものは、新法の相当の規定によつてした申告とみなす。

6 新法第三十二条第八項又は第九項の規定を適用する場合において、これらの規定に規定する前年前三年内の各年に生じた純損失の金額又は雑損失の金額のうち旧法第三十二条第七項又は第八項の規定により各年における総所得金

額、退職所得の金額又は山林所得の金額の計算上控除された金額があるときは、当該控除された金額を当該純損失の金額又は雑損失の金額に相当する金額から控除した金額をもつて当該純損失の金額又は雑損失の金額とみなす。

7 昭和四十一年度分から昭和四十三年度分までの個人の道府県民税に限り、新法第三十二条第八項の規定を適用する場合において、旧所得税法(昭和二十二年法律第二十七号。以下「旧所得税法」という。)第二十六条の三(同法第二十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定による申告書(純損失の金額が生じた年分に係るものに限る。)で施行日前に提出されたものは、その提出期限内に提出された所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第三十九号に規定する青色申告書とみなす。

8 昭和四十一年度分から昭和四十四年度分までの個人の道府県民税に限り、新法第三十二条第八項に規定する純損失の金額で昭和四十一年における総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上生じたものがあるときは、同項中「その提出期限まで(国の税務官署においてやむを得ない事情があると認めるときは、その提出期限後)に提出し」とあるのは、「提出し」とする。

第四條 第二条の規定による改正後の地方税法(以下「四十二年法」という。)の規定中第五十条の二の規定によつて課する所得割に関する部分は、昭和四十一年一月一日以後に支払われるべき同条に規定する退職手当等について適用し、同日前に支払われるべき当該退職手当等については、なお従前の例による。

2 四十二年法の規定中個人の道府県民税に関する部分(四十二年法第五十条の二の規定によつて課する所得割に関する規定を除く。)は、昭和四十一年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和四十一年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

第五條 新法第七十二条の四第三項の規定は、法人の施行日の属する事業年度分の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する事業税(清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下同じ。)から適用し、法人の同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の事業税及び同日以前の解散又は合併による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

2 新法第七十二条の二十六第六項の規定は、施行日以後に同条第一項本文に規定する申告期限が到来する法人の事業税から適用し、同日前に同項本文に規定する申告期限が到来した法人の事業税については、なお従前の例による。

3 新法第七十二条の三十三の二第一項から第三項までの規定は、法人が施行日以後にこれらの規定に規定する場合に該当することとなる場合について適用し、法人が同日前にこれらの規定に規定する場合に該当することとなつた場合については、なお従前の例による。

4 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の事業税に関する部分は、昭和四十一年度分の個人の事業税から適用し、昭和四十一年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

5 新法第七十二条の十七第三項又は第四項の規定を適用する場合において、施行日前に旧法の規定によつてした申告で新法に相当の規定があるものは、新法の相当の規定によつてした申告とみなす。

6 新法第七十二条の十七第三項又は第四項の規定を適用する場合において、これらの規定に規定する前年前三年内の各年に生じた損失の金額又は被災事業用資産の損失の金額のうち旧法第七十二条の十七第三項又は第四項の規定により各年における個人の事業の所得の計算上控除された金額があるときは、当該控除された金額を当該損失の金額又は被災事業用資産の損失の

金額に相当する金額から控除した金額をもつて当該損失の金額又は被災事業用資産の損失の金額とみなす。

7 新法第七十二条の十七第七項の規定は、昭和四十一年一月一日以後に発生した同条第六項の損失の金額から適用する。

第六条 四十二年法の規定中個人の事業税に関する部分は、昭和四十二年度分の個人の事業税から適用し、昭和四十一年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する規定の適用)

第七条 新法第七十三条の二十四第一項第一号の規定は、昭和四十一年四月一日以後に土地を取得した場合について適用する。

2 新法附則第七十九項から第八十二項までの規定は、施行日以後にされる新法附則第七十九項に規定する農地及び採草放牧地の取得について適用する。

(娯楽施設利用税の交付に関する規定の適用)

第八条 新法第七十二条の二の規定は、昭和四十一年六月一日以後におけるゴルフ場の利用に対して課する娯楽施設利用税で道府県に納入され、又は納付された分から適用する。

(料理飲食等消費税の課税標準の特例に関する規定の適用)

第九条 新法第七十四条の三第二項に規定する旅館及び飲食店その他これに類する場所の指定は、昭和四十一年八月一日前においても行なうことができる。

(市町村民税に関する規定の適用)

第十条 新法第三百十四条の六第一項の規定は、法人の昭和四十一年一月一日以後に開始し、施行日以後に終了する事業年度及び同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度分の市町村民税並びに施行日以後に解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る市町村民税(清算所得に対する法人税額に課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部の分配により納付すべき法

人税額に係る市町村民税を含む。以下同じ。)について適用し、法人の同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以前に終了する事業年度及び同年一月一日以後に開始し、施行日前に終了した事業年度分の市町村民税並びに施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る市町村民税については、なお従前の例による。この場合において、法人の同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税額に係る市町村民税に対する同項の規定の適用については、同項中「百分の八・九」とあるのは「百分の八・六五」と、「百分の十・七」とあるのは「百分の十・四」とする。

2 法人の昭和四十一年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度分の新法第三百二十一条の八第一項の市町村民税に係る申告書(法人税法第七十一条第一項(同法第四百五十五条第一項において準用する場合を含む。)の申告書に係るものに限る。以下同じ。)の提出期限が施行日前である場合には、前項の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る市町村民税として納付した、又は納付すべきであった市町村民税については、なお従前の例による。

3 法人の昭和四十一年一月一日以後に開始し、施行日以後に終了する事業年度で同年六月三十日を含むもの及び同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度に係る新法第三百二十一条の八第一項の市町村民税に係る申告書(法人税法第七十一条第一項(同法第四百五十五条第一項において準用する場合を含む。)の申告書(同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものを除く。)に係るものに限る。)の提出期限が施行日以後である場合には、第一項の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る市町村民税に対する新法第三百十四条の六第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

4 新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、昭和四十一年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和四十一年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

5 新法第三百十三條第八項又は第九項の規定を適用する場合において、施行日前に旧法の規定によつてした申告で新法に相当の規定があるものは、新法の相当の規定によつてした申告とみなす。

6 新法第三百十三條第八項又は第九項の規定を適用する場合において、これらの規定に規定する前年前三年内の各年に生じた純損失の金額又は雑損失の金額のうち旧法第三百十三條第七項又は第八項の規定により各年における総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額の計算上控除された金額があるときは、当該控除された金額を当該純損失の金額又は雑損失の金額に相当する金額から控除した金額をもつて当該純損失の金額又は雑損失の金額とみなす。

7 昭和四十一年度分から昭和四十三年度分までの個人の市町村民税に限り、新法第三百十三條第八項の規定を適用する場合において、旧所得税法第二十六条の三(同法第二十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定による申告書(純損失の金額が生じた年分に係るものに限る。)で施行日前に提出されたものは、その提出期限内に提出された所得税法第二条第一項第三十九号に規定する青色申告書とみなす。

8 昭和四十一年度分から昭和四十四年度分までの個人の市町村民税に限り、新法第三百十三條第八項に規定する純損失の金額で昭和四十一年における総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上生じたものがあるときは、同項中「その提出期限まで(国の税務官署においてやむを得ない事情があると認めるときは、その提出期限後)に提出し」とあるのは、「提出し」とする。

第十一条 四十二年法の規定中第三百二十八條の規定によつて課する所得割に関する部分は、昭和四十一年一月一日以後に支払われるべき同条に規定する退職手当等について適用し、同日前に支払われるべき当該退職手当等については、なお従前の例による。

2 四十二年法の規定中個人の市町村民税に関する部分(四十二年法第三百二十八條の規定によつて課する所得割に規定する規定を除く。)は、昭和四十一年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和四十一年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する規定の適用)

第十二条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和四十一年度分の固定資産税から適用し、昭和四十一年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 旧法第三百四十九條の三第六項の規定は、同項に規定する機械設備等で昭和四十一年三月三十一日までの間に取得され、又は製作されたものに対して課する昭和四十一年度分までの固定資産税については、なおその効力を有する。

3 新法第三百四十九條の三第十八項の規定は、昭和四十一年一月二日以後において取得された同項に規定する線路設備等について、昭和四十一年度分の固定資産税から適用する。

4 新法附則第五十八項から第六十項までの規定は、昭和四十一年度分の固定資産税から適用する。

5 旧法附則第三十八項及び第三十九項の規定は、昭和四十一年度分の固定資産税に係る土地課税台帳又は土地補充課税台帳への登録及び第四百三十二条第一項の規定に基づく審査の申出については、なおその効力を有する。

6 昭和四十一年度に係る賦課期日において地目の変換その他これに類する特別の事情がある土地又は同年度において新たに固定資産税を課することとなる土地について、前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法附則第

三十八項の規定により土地課税台帳若しくは土地補充課税台帳に登録された農地に係る旧法附則第三十五項に規定する昭和三十八年度分の課税標準額(当該土地が昭和四十一年度分の固定資産税について旧法第三百四十九条の第三十項又は第十七項の規定の適用を受けるものであるときは、これらの規定に定める率を乗ずる前の額とする。以下この項において同じ。)又は同項の規定により土地課税台帳若しくは土地補充課税台帳に登録された宅地等に係る昭和三十八年度分の課税標準額の一・二倍の額を一・二で除して得た額は、それぞれ、当該農地又は宅地等の新法附則第二十九項第三号又は第四号に規定する農地比準価格又は宅地等比準価格で昭和四十一年度分の固定資産税に係るものとみなす。

(電気ガス税に関する規定の適用)

第十三条 新法第四百八十九条第七項から第九項までの規定は、昭和四十一年六月一日以後の分(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後において収納すべき料金に係る分)から適用し、同年五月三十一日までの分(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以前において収納すべき料金に係る分)については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する規定の適用)

第十四条 新法の規定中国民健康保険税に関する部分は、昭和四十一年度分の国民健康保険税から適用し、昭和四十一年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第十五条 四十二年法の規定中国民健康保険税に関する部分は、昭和四十三年度分の国民健康保険税から適用する。

2 昭和四十一年度分及び昭和四十二年度分の国民健康保険税については、第二条の規定による改正前の地方税法の規定を適用するものとする。

(都の特例に関する規定の適用)

第十六条 新法第七百三十四条第三項の規定は、法人の昭和四十一年一月一日以後に開始し、施行

行日以後に終了する事業年度分及び同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度分の都民税並びに施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る都民税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人税額に係る都民税を含む。以下同じ。)について適用し、法人の同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以前に終了する事業年度分及び同年一月一日以後に開始し、施行日以前に終了した事業年度の法人税額に係る都民税並びに施行日以前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る都民税については、なお従前の例による。

この場合において、法人の同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税額に係る都民税に対する同項の規定の適用については、同項中「百分の十四・七」とあるのは、百分の十四・三と、「百分の十七・七」とあるのは「百分の十七・二」とする。

(改正前の地方税法の規定に基づいて課し、又は課すべきであつた地方税の取扱い)

第十七条 改正前の地方税法の規定に基づいて課し、又は課すべきであつた地方税については、なお従前の例による。

(罰則に関する規定の適用)

第十八条 この法律の施行前にした違反行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の地方税法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十九条 前十八条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方交付税法の一部改正)

第二十条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二

百十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「軽油引取税の収入見込額(以下「ゴルフ場所在の市町村を包括する道府県の娯楽施設利用税の収入見込額」としては基準税率をもつて算定した当該道府県の娯楽施設利用税の収入見込額から地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百二十二条の二の規定によりゴルフ場所在の市町村に対し交付するものとされる娯楽施設利用税に係る交付金(以下「娯楽施設利用税交付金」という。)の交付見込額の百分の八十に相当する額を控除した額とし、」を加え、「収入見込額については、基準税率を「収入見込額」については基準税率に、「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の四十九第一項」を「地方税法第七百条の四十九第一項」に改め、「当該市町村の普通税(法定外普通税を除く。)の収入見込額」の下に「当該市町村の娯楽施設利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の額を、「当該指定市の普通税(法定外普通税を除く。)の収入見込額」の下に「当該指定市の娯楽施設利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」を加え、同条第三項の表の市町村の項中第十二号を第十三号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、「八 軽油引取一地方税法第七百条の四十九第一項」を「八 娯楽施設利用税交付金」を「九 娯楽施設利用税交付金」地方税法第七百二十二条の二の規定によつて算定した額を「地方税法第七百条の四十九の規定によつて算定した額」に改める。

2 前項の規定による改正後の地方交付税法第十四条第一項及び第三項の規定は、昭和四十一年度分の地方交付税から適用する。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正)

第二十一条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「政令で定めるもの」の下に「及び日本鉄道建設公団法(昭和三十一年法律第三号)第二十三条第一項本文の規定により日本鉄道建設公団から有償で借り受けている鉄道施設の用に供する固定資産」を加え、「償却資産」を「固定資産」に、「当該償却資産」を「当該固定資産」に改める。

附則第十五項を次のように改める。

15 昭和四十二年度から地方税法附則第三十項又は第三十一項の規定の適用がある年度の翌年度までの各年度分の市町村交付金及び都道府県交付金に限り、第八条及び第九条第一項(これらの規定を第十六条第五項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「当該固定資産に類似する固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格」とあるのは、「当該固定資産に類似する固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格(土地のうち、地方税法附則第三十項の規定の適用を受ける宅地等については当該宅地等に係る同法附則第三十二項から第三十七項までに規定する前年度分の固定資産税の課税標準額に同法附則第三十項の規定により当該宅地等に係る宅地等調整固定資産税額を算定する場合に用いられた負担調整率を乗じて得た額とし、同法附則第三十一項の規定の適用を受ける農地については当該農地に係る同法附則第三十八項及び第三十九項に規定する昭和三十八年度分の課税標準額とする。)」とする。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十二条 前条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(以下「新交付金法」という。)第二条第六項の規定は、昭和四十一年度分の市町村納付金及び都道府県納付金(以下「市町村納付金等」とい

う。から適用し、昭和四十年度分までの市町村納付金等については、なお従前の例による。

第二十三条 新交納付金法第二条第六項の日本国有鉄道が日本鉄道建設公団から有償で借り受けている鉄道施設の用に供する固定資産に係る市町村納付金等については、昭和四十一年度分の市町村納付金等に限る。同法第七条中「前年の十一月三十日」とあるのは「昭和四十一年七月三十一日」と、同法第十一条第一項中「毎年一月三十一日」とあるのは「昭和四十一年八月三十一日」と、同法第十三条第二項中「毎年四月三十日」とあるのは「昭和四十一年十一月三十日」と、同法第十四条第二項中「毎年五月三十一日及び十月三十一日」とあるのは「昭和四十一年十二月三十一日」と、「それぞれ当該納付金納額告知書に記載された納付金額の二分の一に相当する額」とあるのは「当該納付金納額告知書に記載された納付金額」と、同法第十六条第四項中「毎年二月末日」とあるのは「昭和四十一年八月三十一日」とする。

（所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）第二十四条 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十一年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「百分の十三・一」を「百分の十三」に改める。

第六条第一項第一号中「百分の五・五」を「百分の五・八」に改め、同項第二号中「百分の八・四」を「百分の八・九」に改め、同項第三号中「百分の十三・九」を「百分の十四・七」に改め、同条第三号中「二以上の都道府県」の下に「又は市町村」を加える。

（所得に対する租税に関する二重課税の回避の

ための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第二十五条 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十一年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「百分の十三・一」を「百分の十三」に改める。

第六条第一項第一号中「百分の五・五」を「百分の五・八」に改め、同項第二号中「百分の八・四」を「百分の八・九」に改め、同項第三号中「百分の十三・九」を「百分の十四・七」に改め、同条第三項中「二以上の都道府県」の下に「又は市町村」を加える。

（日本・スウェーデン租税条約実施新法及び日本・フランス租税条約実施新法の適用）

第二十六条 附則第二十四条の規定による改正後の所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「日本・スウェーデン租税条約実施新法」という。）第五条及び第六条の規定並びに前条の規定による改正後の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「日本・フランス租税条約実施新法」という。）第五条及び第六条の規定は、昭和四十一年一月一日以後に開始し、施行日以後に終了する事業年度及び同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度において支払を受けるべき日本・スウェーデン租税条約実施新法第五条第一項各号及び日本・フランス租税条約実施新法第五条第一項各号に掲げる所得に係る法人税並びに道府県民税、市町村民税及び都民税につい

て適用し、同年一月一日前に開始し、同年六月三十日前に終了する事業年度及び同年一月一日以後に開始し、施行日前に終了した事業年度において支払を受けるべきこれらの所得に係る法人税並びに道府県民税、市町村民税及び都民税については、なお従前の例による。この場合において、同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度において支払を受けるべきこれらの所得に係る法人税並びに道府県民税、市町村民税及び都民税に対する日本・スウェーデン租税条約実施新法第五条及び第六条の規定並びに日本・フランス租税条約実施新法第五条及び第六条の規定の適用については、これらの規定中「百分の十三」とあるのは「百分の十三・一」と、「百分の五・八」、「百分の八・九」又は「百分の十四・七」とあるのは、それぞれ、「百分の五・六五」、「百分の八・六五」又は「百分の十四・三」とする。

（農地管理事業団法の一部改正）

第二十七条 農地管理事業団法（昭和四十一年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条のうち地方税法附則第五十四項の次に二項を加える改正規定中「附則第五十四項」を「附則第八十五項」に改め、当該改正規定により加えられる地方税法附則の規定を、それぞれ第八十六項及び第八十七項とする。

昭和四十一年三月三十一日印刷

昭和四十一年四月一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局